

人にやさしい街づくり推進計画 2010



はじめに



知立市では、「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の施行（平成6年）を受け、本市独自の「人にやさしい街づくり推進計画」を平成11年3月に策定しました。

この推進計画は、市域全体の整備基準を示す基本計画と基本計画の内容を具体的に市民の皆さまに示すモデル地区整備計画で構成し、市民の皆さまのご理解とご協力のもと計画をすすめてまいりました。

こうした状況の中、計画策定より10年が経過し、少子・高齢社会の急速な進展、重度の障害を持つ人たちの外出機会の増加等社会環境が変化するとともに、ユニバーサルデザインやランドスケープデザインなどの新しい街づくりの視点も登場し、計画の整備内容についても計画内容の見直しの必要性が生じてきました。

このような現状を踏まえ、本市では「人にやさしい街づくり推進計画」を改訂し、「人にやさしい街づくり推進計画2010」の策定をすすめることとなりました。計画の策定にあたっては、平成20年3月に策定された「知立市ユニバーサルデザイン基本計画」を上位計画と定め整合を図るとともに、平成19年に改正された「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」や他市町村の先行事例を参考に策定しました。

計画の実施にあたっては、市民の皆さまや関係事業所等のご理解・ご協力をいただき、「人にやさしい街」の実現をめざしてまいりたいと存じます。

最後に、この計画の策定にあたり貴重なご意見やご指導をいただきました推進協議会委員の皆さまをはじめ、調査等にご協力いただきました関係事業所等の方々に厚くお礼申し上げます。

平成22年3月

知立市長 林 郁 夫

知立市
人にやさしい街づくり推進計画2010
もくじ

はじめに

第1章 ～ 計画の考え方 ～

- 1. 計画の位置づけと役割…………… P. 1
- 2. 計画の対象…………… P. 4
- 3. 計画の理念…………… P. 5
- 4. 計画の推進にあたって…………… P. 6
- 5. 計画の推進体制…………… P. 7

第2章 ～ 基本計画 ～

1. 建築物

- 1-1 アプローチ…………… P. 10
- 1-2 車いす利用者用駐車スペース等…………… P. 13
- 1-3 出入口…………… P. 16
- 1-4 廊下…………… P. 19
- 1-5 傾斜路…………… P. 21
- 1-6 階段…………… P. 24
- 1-7 エレベータ…………… P. 26
- 1-8 エスカレータ…………… P. 28
- 1-9 トイレ…………… P. 30
- 1-10 洗面所…………… P. 34
- 1-11 浴室・シャワー室…………… P. 36
- 1-12 更衣室・脱衣室…………… P. 38
- 1-13 客室及び寝室…………… P. 40
- 1-14 観覧席及び客席…………… P. 42
- 1-15 案内表示等…………… P. 44
- 1-16 手すり…………… P. 46
- 1-17 カウンター・記載台…………… P. 48
- 1-18 公衆電話…………… P. 50
- 1-19 自動販売機・水飲み器・現金自動預払機…………… P. 52
- 1-20 コンセント・スイッチ類…………… P. 54
- 1-21 緊急時の設備…………… P. 55
- 1-22 集合住宅…………… P. 56
- 1-23 屋上・バルコニー…………… P. 58
- 1-24 路外駐車場…………… P. 59

2. 道 路

2-1 歩車道の分離	P. 62
2-2 歩道の有効幅員・勾配・舗装材料等	P. 63
2-3 歩道の切下げ等	P. 66
2-4 枝道との交差点	P. 68
2-5 車両乗入れ口	P. 70
2-6 緑道・自転車歩行者専用道路等	P. 71
2-7 沿道施設との段差解消	P. 72
2-8 立体横断施設	P. 73
2-9 標識柱や電柱類の整理	P. 74
2-10 視覚障がい者誘導用設備とその共用	P. 75
2-11 橋の取付け部	P. 78
2-12 休憩施設・小広場	P. 79
2-13 案内板、照明施設、公衆電話、交通安全対策	P. 80

3. 公 園

3-1 出入口	P. 82
3-2 園路	P. 83
3-3 駐車場、傾斜路、階段、排水溝、 公園内建築物とその設備、トイレ	P. 85
3-4 案内表示	P. 86
3-5 ベンチ・野外卓・水飲み	P. 87
3-6 遊具、花壇などの施設等	P. 89
3-7 電話ボックス	P. 91
3-8 公園内運動施設	P. 92

4. 公共交通施設

4-1 駅舎等の出入口までの経路	P. 94
4-2 駅前広場	P. 95
4-3 駅舎等の出入口	P. 96
4-4 駅舎等の通路等	P. 97
4-5 駅舎等の出札、案内所等	P. 98
4-6 改札口	P. 99
4-7 エレベータ等	P. 100
4-8 駅舎等の乗降場	P. 101
4-9 傾斜路	P. 102
4-10 駅舎等の戸、階段、トイレ、案内装置、公衆電話	P. 103
4-11 踏切	P. 105
4-12 タクシー乗り場	P. 106
4-13 バス停留所	P. 107
4-14 バス車両	P. 108
4-15 送迎スペース	P. 109

5. 公共サイン

5-1 広域案内図	P. 112
5-2 街区案内図	P. 113
5-3 道路通称名標識	P. 114
5-4 公共建物等誘導板	P. 115
5-5 公共建物等名称表示板	P. 116
5-6 建物等案内板等	P. 117
5-7 建物等付帯設備等のサイン	P. 118
5-8 サイン計画の推進	P. 119

6. その他

6-1 仮施設	P. 122
6-2 小規模特定施設	P. 123
6-3 緑化の推進と維持	P. 124

資料編

1. 市街地現況調査結果の概要	P. 127
2. 策定経過	P. 134
3. 委員会構成	P. 134
4. 知立市人にやさしい街づくり推進協議会条例	P. 135
5. 愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例 及び同施行規則	P. 137
6. 様々な障がいについて	P. 165

第1章

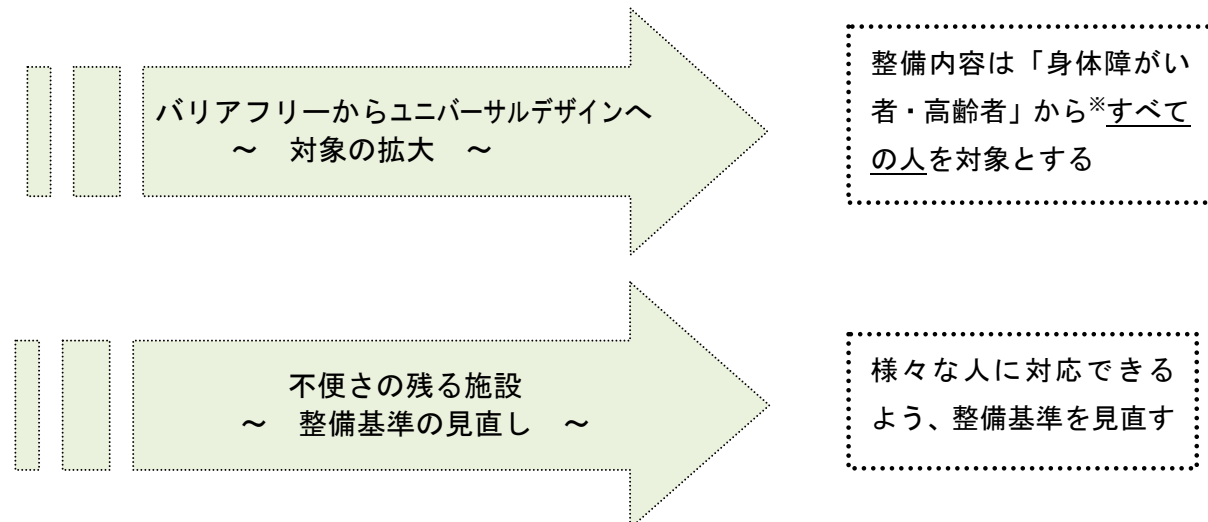
計画の考え方

1 計画の位置づけと役割

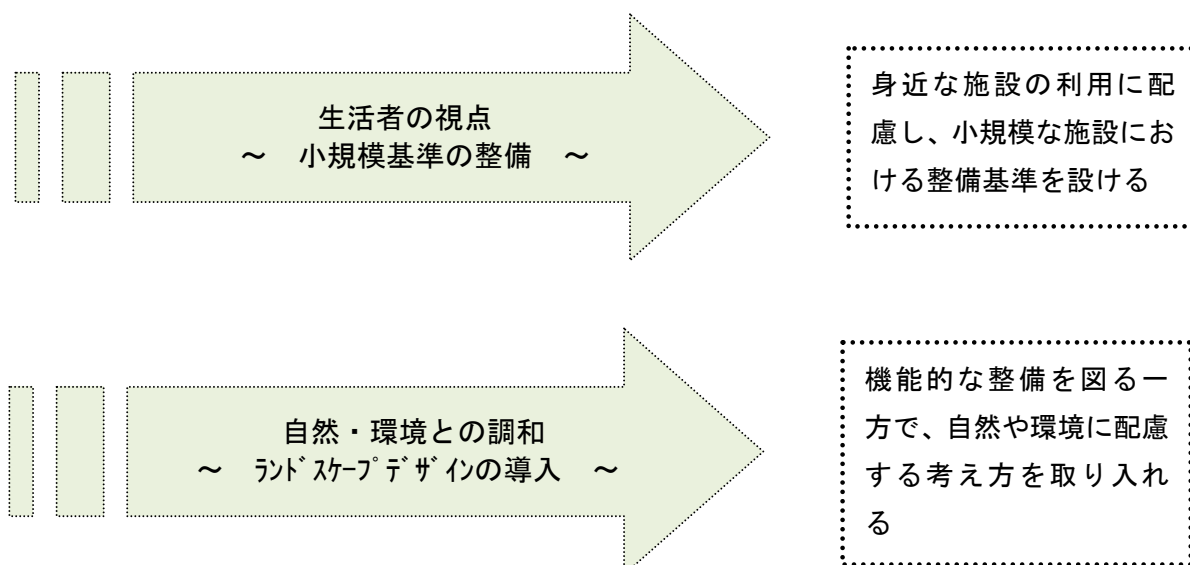
本計画は、平成 11 年 3 月に策定した「知立市人にやさしい街づくり推進計画」について、改訂を行ったものです。

以下の視点に基づき、改訂を行っています。

●愛知県の人にやさしい街づくりの推進に関する条例、その他関連法令等の改正による修正及び平成 20 年 3 月に作成された知立市ユニバーサルデザインガイドラインとの整合



●改訂前計画の市内建物等の整備状況の分析から加えられた視点



*すべての人については資料編「6. 様々な障がいについて」P. 165-167 を参照のこと。

1. これまでの経緯

本市では、平成6年の「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の施行に伴い、「知立市人にやさしい街づくり推進計画」を策定し、市域全体の整備に関する基本計画とその整備内容を具体的に市民に示すためのモデル地区整備計画を定め、関連事業を進めてまいりました。

- 平成6年「ハートビル法」
- 平成6年「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」

知立市人にやさしいまちづくり推進計画

基本計画

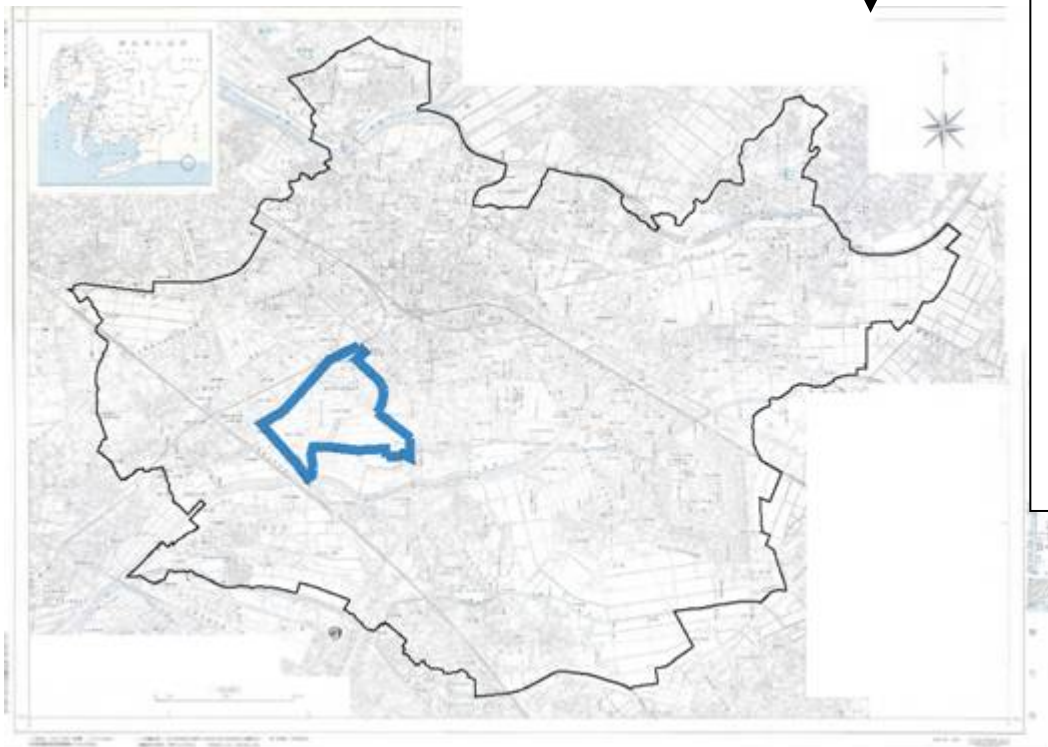
- 市域全体の整備に関する基本計画
- 県条例＋市の基準

モデル地区整備計画

- モデル地区を設定
- 基本計画の内容を具体的に示す

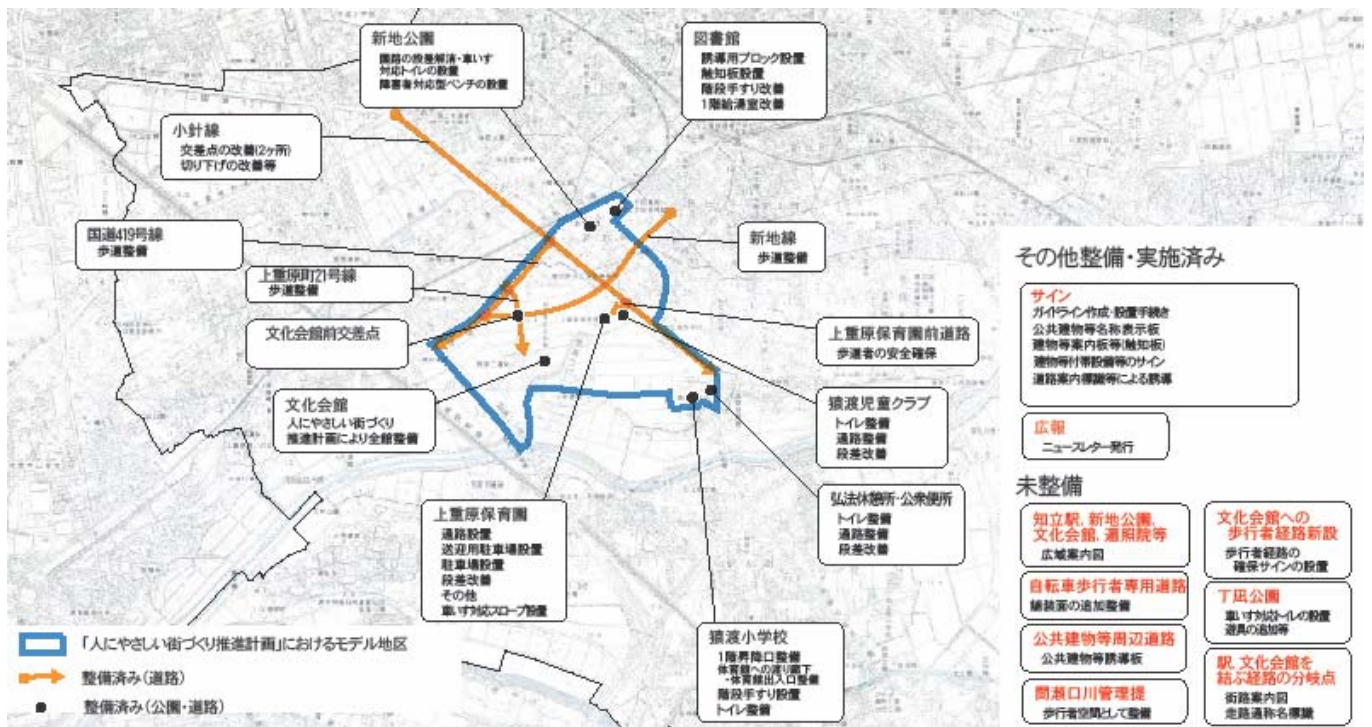
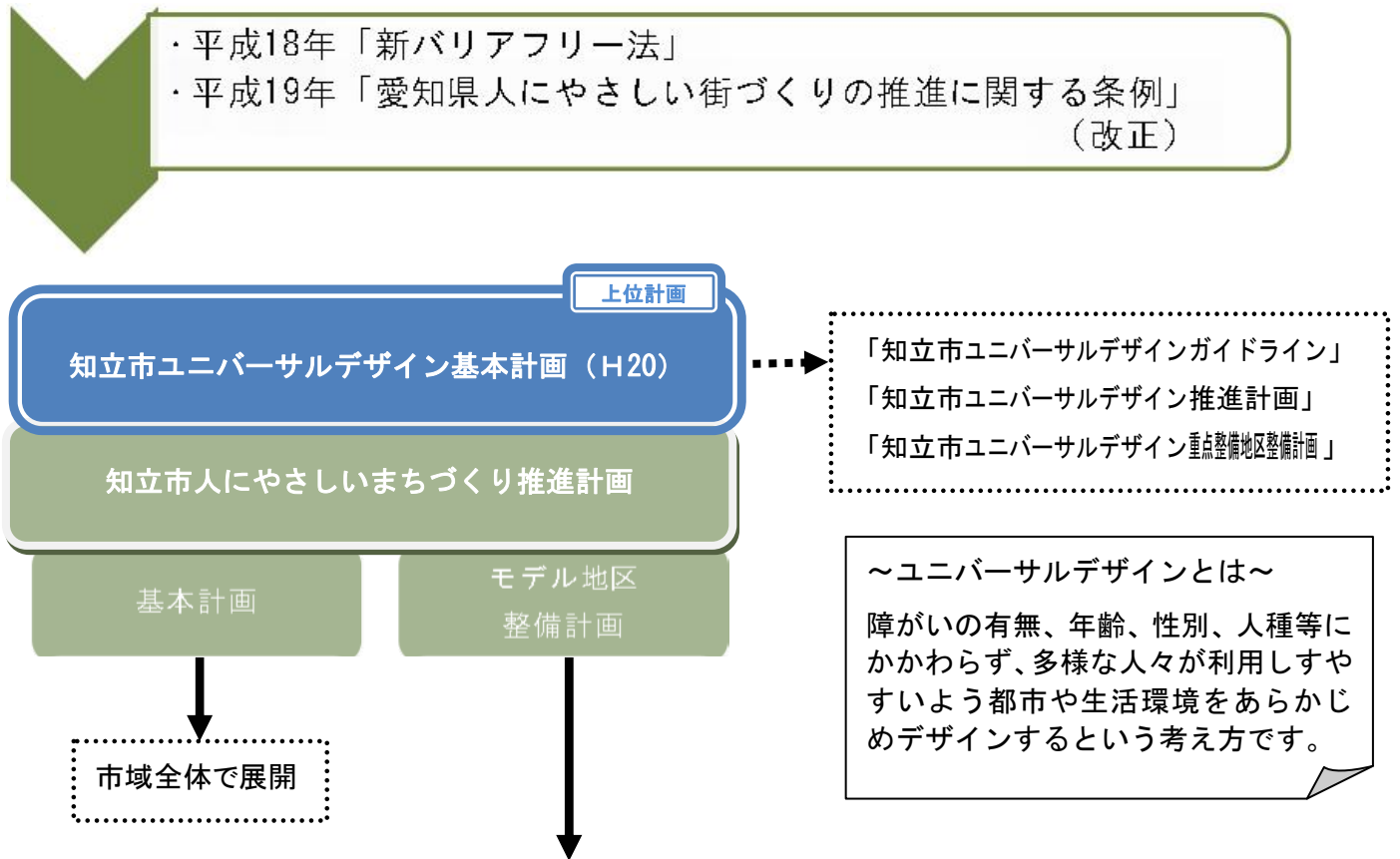
知立市「人にやさしい街づくり推進協議会」を設置し、「知立市障害者基本計画（はっぴいプラン）」とともに、進捗状況の報告と意見聴取を行います。

平成12年建設の「パティオ池鯉鮒」（知立市文化会館）周辺をモデル地区に定め、建築物、道路、公園、公共サインの4分野の整備を計画しました。
左図、青線枠内がモデル地区です。



2. 現在の状況

計画策定から10年が過ぎ、「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」をはじめ関連法令等の改正が行われるとともに、本市では「ユニバーサルデザイン」という上位の考え方を取り入れた計画が策定されたことに伴い、本計画についても改訂を行うことになりました。



モデル地区整備計画の進捗状況（平成20年3月現在）

2 計画の対象

本計画は、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき策定を行っております。従って、整備の対象は、県条例に基づき、下表の特定施設とします。


なお、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」では、100 m²以下の特殊建築物について、敷地内の通路、建築物の出入口が整備対象となっていますが、本計画では障がい者用駐車スペース、トイレについても対象としました。

また、名鉄知立駅については、現在知立駅付近連続立体交差事業等が進められているため、本計画の整備対象からは除外しています。

【特殊建築物】 <ul style="list-style-type: none">・ 学校・ 博物館、美術館、図書館・ 体育館、ボウリング場、水泳場などのスポーツ施設、遊技場・ 病院、診療所、施術所・ 社会福祉施設・ 劇場、映画館、演芸場、観覧場・ 公会堂、集会場・ 展示場・ 百貨店、マーケットなどの店舗・ 飲食店、喫茶店・ 理髪店、クリーニング取次店・ 公衆浴場・ ホテル、旅館・ 50戸超又は2,000 m²以上の共同住宅・ 2,000 m²以上の工場
【事務所】 <ul style="list-style-type: none">・ 国、県、市町村等の事務所・ 銀行その他の金融機関の事務所・ 2,000 m²以上の事務所
【公衆便所】
【地下街等】
【道路】
【公園、緑地等】
【旅客施設】 <ul style="list-style-type: none">・ 鉄道の駅、軌道の停留場・ バスターミナル、港、空港
【駐車場】
【50戸以上の一団地の住宅施設等】

3 計画の理念

本計画は、平成20年に策定された「知立市ユニバーサルデザイン基本計画」を上位計画と定めています。

本計画の基本理念は、「知立市ユニバーサルデザイン基本計画」の基本理念である『思いやりのカタチ  魅力ある知立』～人間らしいくらしのできる暖かなまちづくり～を踏まえるとともに、近年の重要なテーマである環境との共生を念頭に置き、以下のように定めます。

「知立市人にやさしい街づくり推進計画」基本理念

『人とともに自然を大切にする街づくり』

本市では、この推進計画に基づき、公共施設等を機能的に整備するだけでなく、自然や環境との共生・調和に十分留意して人にやさしい街づくりを推進していきます。

本市の街づくりの新しいキーワード

～ ランドスケープデザイン ～

ランドスケープは「風景」「景観」などと訳され、広く「自然」と「人間」の関わりの様態を現します。

これまでの人にやさしい街づくりは、高齢者・障がい者の利便性を中心に整備され、時にそれまであった自然等を除去した事例もありました。

これらの反省を踏まえ、本市では、この「ランドスケープデザイン」を自然や環境との共生を目指す新たな街づくりのキーワードとして加え、市民全体の共通項として人にやさしい街づくりを推進したいと考えます。

4 計画の推進にあたって

本計画は、人にやさしい街を計画的に実現するために定められたものです。

人にやさしい街づくりの実現のためには、本市が街づくりの主要な担い手として、人にやさしい公共施設の整備を行ってだけでなく、民間事業者においても誰もが円滑に利用することができる施設の整備をすすめるとともに人にやさしいサービスを提供するよう努めていただくことが必要です。また、市民の皆さまが、人にやさしい街づくりの理解を深め、やさしい心を育むとともに、街づくりに対するご協力をいただくことも不可欠であることから、本市の上位計画である「知立市ユニバーサルデザイン推進計画」と一体的な整備を図っていきます。

本計画の推進には、市・事業者・市民が協働で取り組んでいく必要があります。
それぞれの役割・期待を以下に示します。

●市

公共施設の整備

- モデルとなる施設の整備
 - 市職員による勉強会の実施
 - 事前の意見聴取を踏まえた施設整備と評価
- #### 民間事業所・市民への啓発
- ※UDステッカーの交付の推進
 - 人にやさしい街づくり適合証交付施設の紹介

●事業者

施設の整備

- 市や関係団体への積極的な相談
- #### 自然や地域住民との共生
- 環境や利用者に配慮した整備計画

●市民

人にやさしい街づくりへの理解

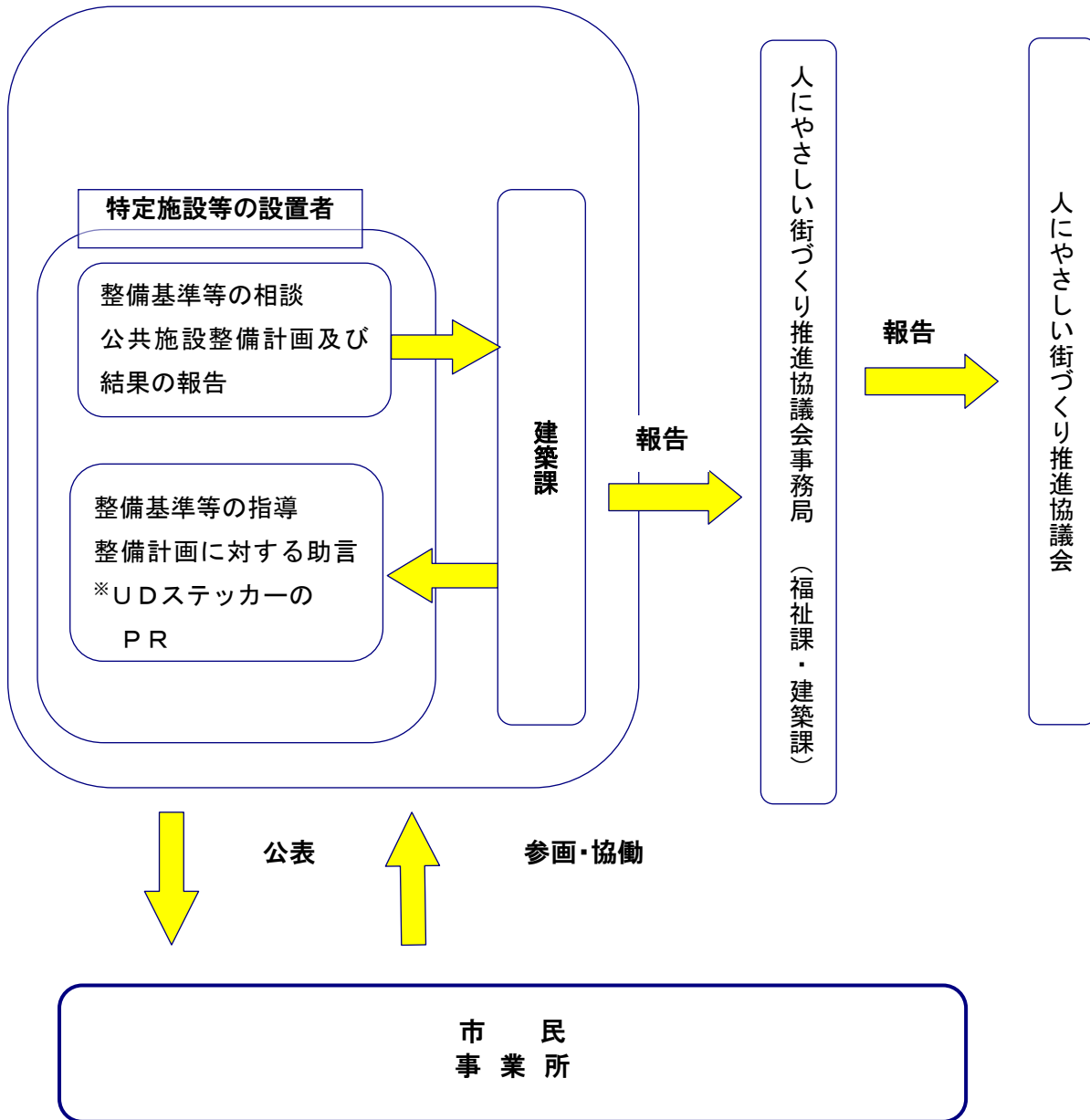
- 街づくり活動等への積極的な参加
- 施設利用を含めた社会生活上のモラルの向上

※UDステッカーとは ……P.8 参照

5 計画の推進体制

本計画の推進体制は、「知立市人にやさしい街づくり推進協議会」が中心となり、市内の街づくり事業の把握と提言に努めていきます。

推進体制のイメージ



※UDステッカーとは ……P.8 参照

※UDステッカーとは

ユニバーサルデザイン推進計画の基本目標であるユニバーサルデザインによるまちづくり意識の定着を図るためのサポートツールで、ステッカーを作成しユニバーサルデザイン推奨をPRします。またその原案は公募とするなどユニバーサルデザインによるまちづくりの普及活動の推進を促すものです。

(知立市ユニバーサルデザイン推進計画重点整備地区整備計画 P. 8 参照)

第2章

基本計画

基本計画中の標記について

基本計画の改訂にあたり、前計画から追加・修正を行った事項については、以下のよう
に色分けを行い、標記をしています。

- ピンク** …条例などの改正により修正した事項
国土交通省施策、愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」及
び「人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則」の改正に準じて
修正いたしました。

- ブルー** …ユニバーサルデザインの視点から追加・修正した事項
高齢者、肢体不自由者に対する配慮（バリアフリー）だけでなく、外国人
や子育て中の人、知的障がいのある人、発達障がいのある人、精神障がい
のある人、すべての市民に対しての配慮（ユニバーサルデザイン）を新た
に追加・修正いたしました。

- オレンジ** …ランドスケープデザインの視点から追加・修正した事項
ハード面だけでなく、ソフト面からも「人にやさしい街づくり」が推進
できるよう、自然の景観や心地良いと感じる空間作りを公園だけでなく
建築物や道路設計にも盛り込むランドスケープデザインの視点を新たに
追加・修正いたしました。

- グリーン** …その他の視点から追加・修正した事項
市街地現況調査やヒアリング調査等で伺った市民の方々の生の声や他市
町村の事例など上記以外の視点から、知立市がより「人にやさしい街」と
なるように提案いたしました。

1 建築物

1. アプローチ
2. 車いす使用者用駐車スペース等
3. 出入口
4. 廊下
5. 傾斜路
6. 階段
7. エレベータ
8. エスカレータ
9. トイレ
10. 洗面所
11. 浴室・シャワー室
12. 更衣室・脱衣室
13. 客室及び寢室
14. 観覧席及び客席
15. 案内表示等
16. 手すり
17. カウンター・記載台
18. 公衆電話
19. 自動販売機・水飲み器・現金自動預払機等
20. コンセント・スイッチ類
21. 緊急時の設備
22. 集合住宅
23. 屋上・バルコニー
24. 路外駐車場

1 -1 アプローチ

整備基準

建物出入口までの通路（アプローチ）の主要なもののうち1以上は、すべての人が通行しやすいものとする。

アプローチは歩行者専用のもを設ける。

通路の有効幅員は、1.4m以上とする。

路面には、段差を設けない。

路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとする。

路面には、排水溝、集水ます等を設けない。

アプローチには道路、駐車場や建物出入口と連続した視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。

新たにアプローチを設置したり、既存のものを改善する場合は、従前の自然・景観を損なうことがないよう配慮する。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-1-1 アプローチ P.24-25

解説と設置方法

建物へのアプローチは、人目にも付きにくく援助が受けられない場合が多くある。それだけに、車いす使用者や視覚障がい者も支障なくアクセスできる配慮が必要である。

1. 歩車分離

アプローチは車路と分離し、安全性を確保する。

車止めの柵等で分離する場合は、通路の幅員が狭くならないよう配慮する。

2. 有効幅員

通路の有効幅員は1.4m以上とする。

敷地等の事情により、やむをえず、有効幅員が1.4mを確保できないときは、すれ違いスペースを設け、できるだけ距離を短く、かつ見通しが利くように配慮する。

3. 路面

段差を設けない。

道路や駐車場、建物入口とアプローチの接続部分も段差ができないよう工夫する。

平たんで濡れても滑りにくく、凹凸の少ない素材を使用する。

4. 排水溝

排水溝等は設けない。

やむをえず設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ちない構造のふたを設ける。

5. 視覚障がいのある人への配慮

視覚障がい者誘導用ブロックの敷設については、建築物「15 案内表示等」P.44-45を適用する。

6. 自然・景観の保存

- アプローチを新設・改善する際には、従前の自然や景観を損なうことがないように、保存しつつ設置する。

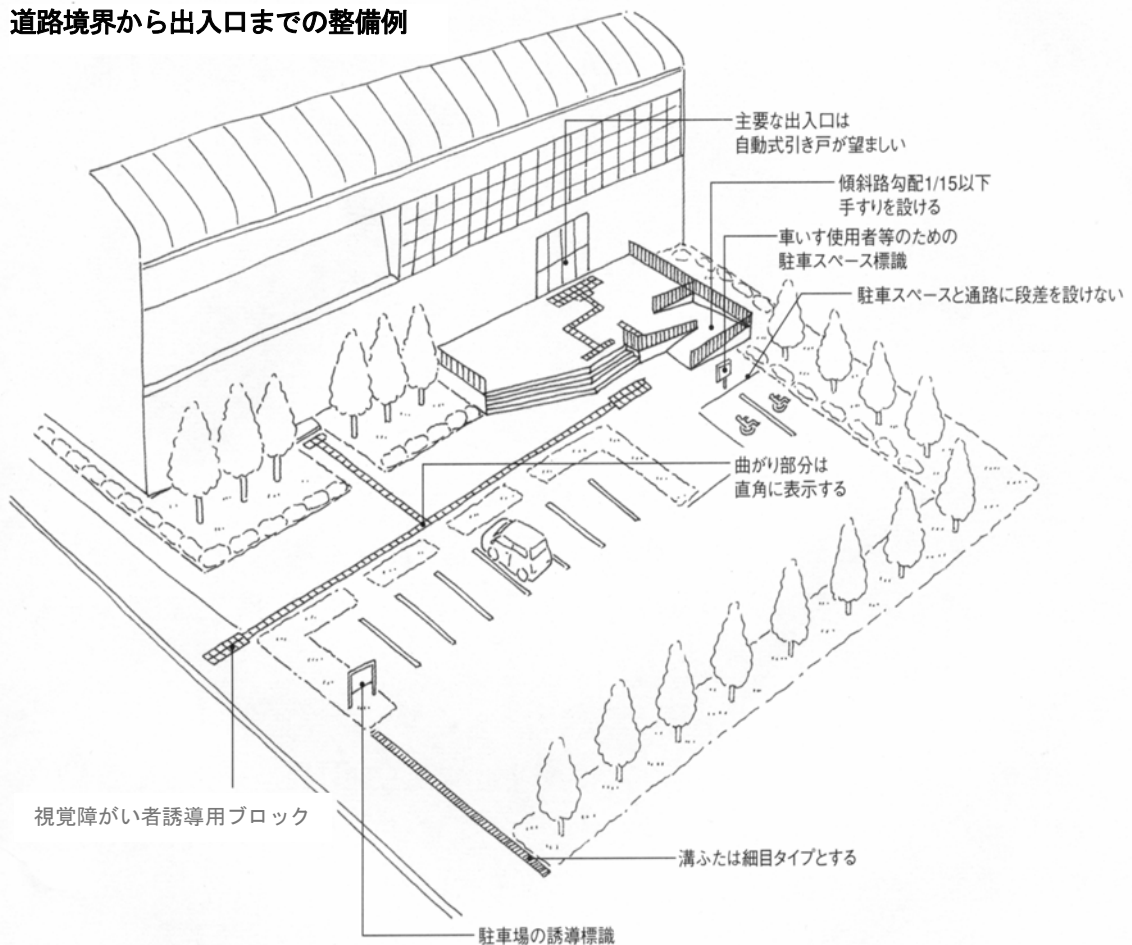
7. 車寄せ

- 車寄せについては、公共交通施設「15 送迎スペース」P. 109 を適用する。

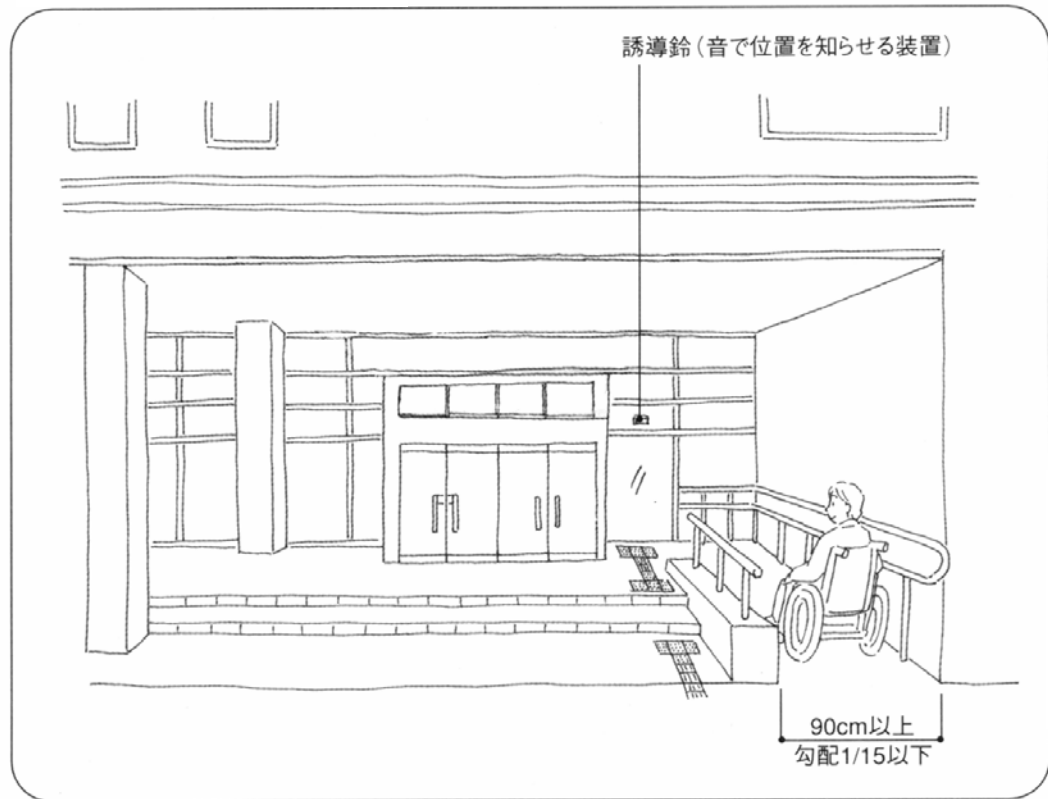
8. その他

- 工事などにより移動円滑路が一時的に分断される場合にも連続性が保てるよう迂回路を設けて標識で誘導する。
- 車いすの乗降やトランクからの荷降ろしを行う場所には、雨天時でも支障のないように、十分な大きさのひさし及び上屋を設けることが望ましい。
- アプローチの誘導案内については、公共サイン「6 建物等案内板等」P. 117 を適用する。
- 急な予定の変更が苦手な人、普段と異なる状況が理解できずパニックになったりする人への配慮として、あらかじめ工事の情報を案内掲示したり、工事中的迂回路をわかりやすく示す。
- 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造、あるいは、車いす使用者、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。

道路境界から出入口までの整備例



アプローチの整備例



1 -2 車いす使用者用駐車スペース等

整備基準

駐車場には、¹車いす使用者の駐車スペースや²高齢者・障害者等用駐車スペース（以下、「車いす使用者用駐車スペース等」という。）を設置する。

車いす使用者用駐車スペースの有効幅員は、1台あたり3.5m以上とする。

車いす使用者用駐車スペース等は建物の主要な出入口に近い位置に設ける。

車いす使用者用駐車スペース等の対象者を伝える表示をする。

新たに駐車場を設置したり、既存のものを改善する場合は、従前の自然・景観を損なうことがないように配慮する。

¹「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に規定する「車いす使用者用駐車施設」に関するものをいう。以下同じ。

²「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に規定する「高齢者・障害者等」。以下同じ。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-1-25 駐車場・車路 P.76-79

解説と設置方法

高齢者や障がい者が社会参加をする上で、自動車は有効な移動手段の一つである。車いす使用者は自動車から車いすに乗り移るときには、十分なスペースを必要としている。また、車いすを使用しない高齢者・障害者等も出入口に近い位置にある優先スペースを必要としている。こうした利用に配慮した駐車スペースを次のように設ける。

1. 設置数

(1) 車いす使用者用駐車スペース

駐車台数が25台を超える駐車場では、駐車台数50台ごとに1台ずつ加算する割合で設ける。（ただし、愛知県人にやさしい街づくり推進に関する条例及び同施行規則で定める施設に付属する駐車場）

150台以上の場合は、4台以上とする。

駐車場台数が25台に満たない駐車場であっても車いす使用者の利用者に配慮した駐車場の設置に努める。

(2) 高齢者・障害者等用駐車優先スペース

車いす使用者用駐車スペースを3台以上設置する場合は、車いす使用者用駐車スペースの他に3.5m以上の幅員を必要としない高齢者・障害者等用駐車優先スペースを可能な限り設置する。

2. 車いす使用者用駐車スペースの有効幅員

車いす使用者の乗降は、自動車のドアを全開した状態で容易に行える幅を確保する必要がある。また介助者の同行も見込まれるので、1台あたり3.5m以上とする。車いす使用者用駐車スペースを1台分だけ設けるときは、乗降用スペース（ゼブラゾーン）を両側に設ける。

車いす使用者用駐車スペースを2台分以上設けるときは、スペースを並べて設ける。

3. 位置

車いす使用者用駐車スペース等は、整備基準による建物の出入口に一番近い場所に設置する。

車いす使用者用駐車スペース等は、屋内駐車場で、エレベータが設置されている場合は、その経路に一番近い場所に設置する。

4. 案内表示等

車いす使用者用駐車スペースは、一般用駐車スペースと区分するため、運転席からも判別できる大きさの障がい者シンボルマークを塗装表示する。

乗降用スペースには、斜線（ゼブラマーク）を塗装表示する。

一般の利用を規制する標識等を設ける。

高齢者・障害者等用駐車優先スペースを設けた場合は対象者が誰かわかるようにピクトグラム（絵文字）等で誰にでもわかるよう表示する。

駐車場入口から車いす使用者用駐車スペース等に至る経路案内を表示する。

5. 通路

通路については、建築物「1 アプローチ」P.10-12の整備基準を適用する。

6. 自然・景観の保存

駐車場を新設・改善する際には、従前の自然や景観を損なうことがないよう、保存しつつ設置する。

7. その他

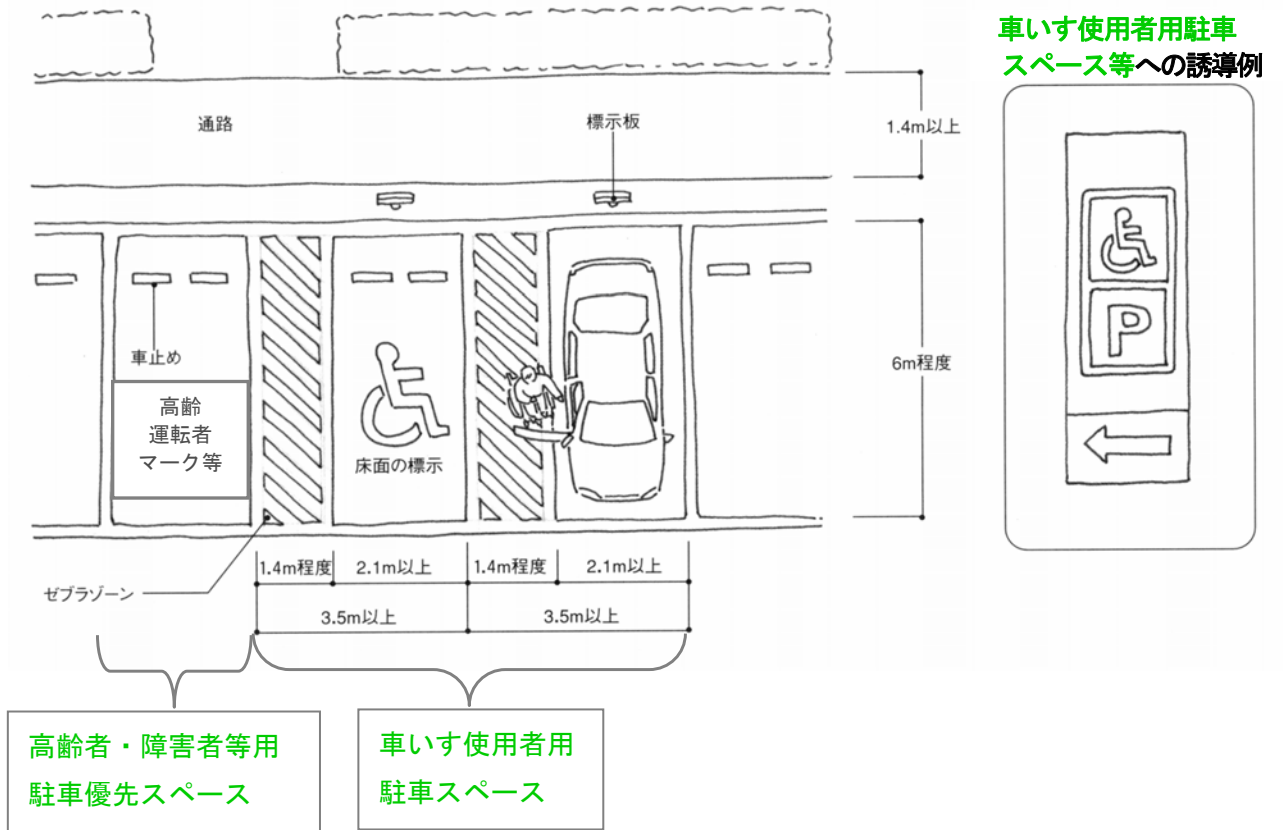
車いす使用者用駐車スペース等は水平部分に設け、床面は、平たんで濡れても滑りにくい整備とする。

屋外の車いす使用者用駐車スペース等には上屋を設置するよう努める。

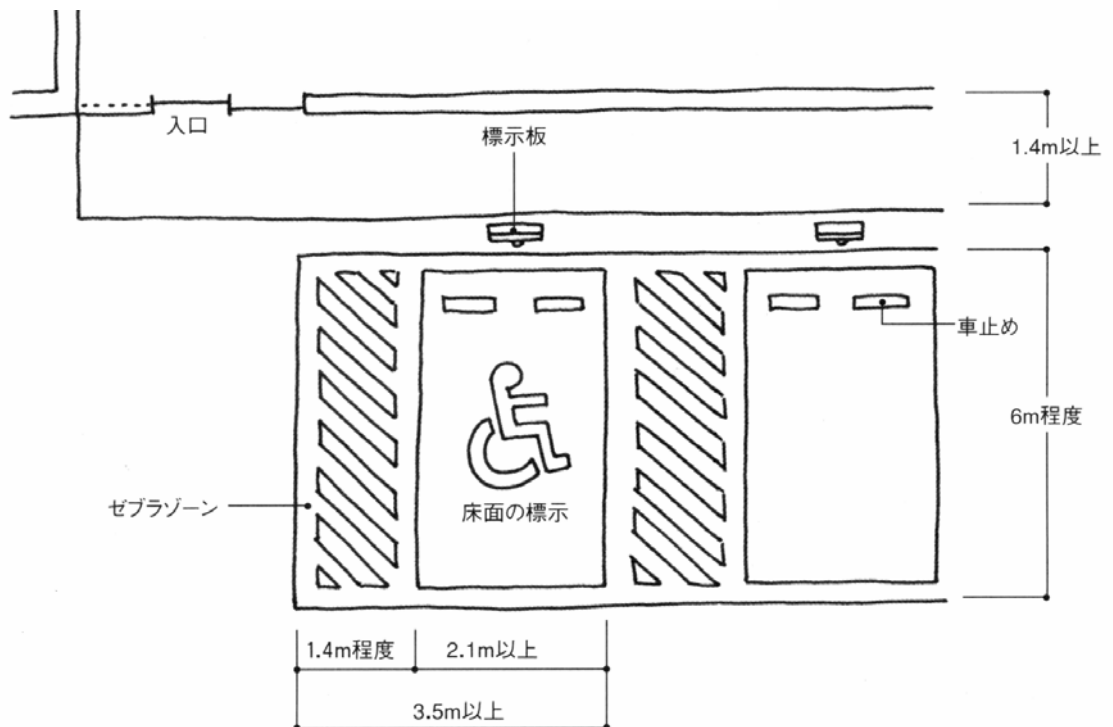
発券所等を設ける場合は、曲がり角や斜路部分に設けないように計画し、料金支払機等の機械は、操作位置等の高さが高齢者・障害者等に利用しやすい機種とする。

使用の管理は、別に定めることを検討する。

車いす使用者用駐車スペース等の整備例（複数台分を設ける場合）



車いす使用者用スペースの整備例（1台分を設ける場合）



1-3 出入口

整備基準

すべての人が通行しやすい出入口を設ける。

- ①屋外へ通ずる主要な出入口の有効幅員は、90 cm以上とする。
- ②屋内の主要な部屋への出入口の有効幅員は、80 cm以上とする。
- ③扉は、できるだけ引き戸とする。また、できるだけ自動式にする。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-1-2 扉 P.26-27、2-1-3 施設出入口 P.28-29

2-1-4 敷地出入口 P.28-29、2-1-5 各室出入口 P.28-29

解説と設置方法

玄関や主要な出入口は、できるだけ広くし、すべての人が利用できるよう整備する。敷地等の条件で改善の困難な既存建物を除いては、車いす使用者が別の出入口を使うという構造にはしない。また、主要な出入口周辺では、施設内の配置や利用案内等を分かりやすく表示する。

1. 幅員

- 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上のものの有効幅員は、90 cm以上とする。
- 次の出入口の有効幅員は、80 cm以上とする。
 - ア、建築物の各居室への出入口。
 - イ、駐車場からの出入口。
 - ウ、公共交通機関の施設の改札口。
- *県条例第三条第十号に掲げる特定施設の出入口（公園、緑地その他これらに類するものへの出入口）の有効幅員は、1以上の出入口を1.2m以上とし、その出入口に車止めの柵を設ける場合には、柵と柵の間隔は、90cm以上とする。（*資料編参照）

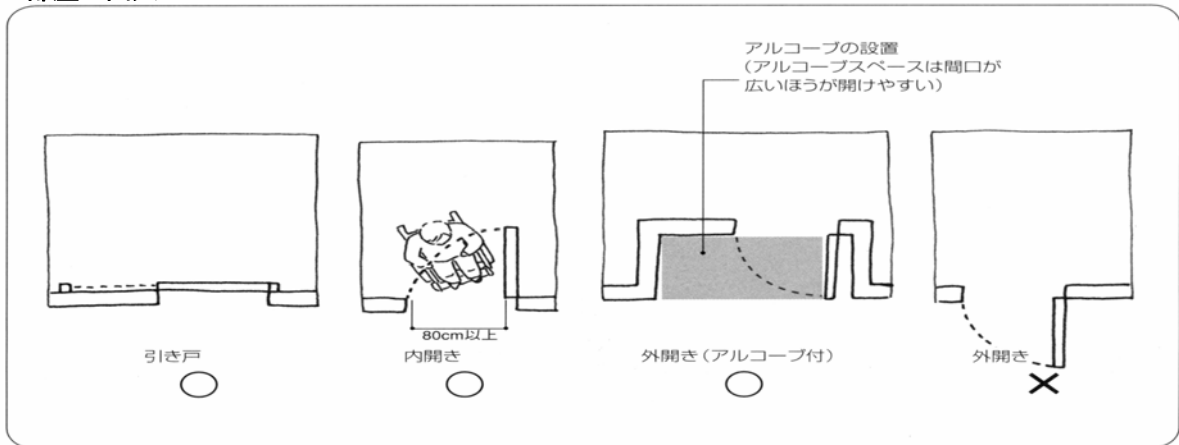
2. 扉の形状

- 自動式引き戸が最も望ましい。
- 手動式引き戸は、軽い材質のものとする。
- 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造、あるいは、車いす使用者、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- 開き戸とする場合は、引き手側に十分なスペースを確保する。
- 扉の取っ手は、引き戸では棒状のもの、開き戸ではレバー式ハンドルとする。
- タッチ式自動扉では、タッチパネルを床上高さ90 cm以内に設ける。
- 自動扉を設ける場合は、開きは早く、閉じはゆっくりとするよう配慮することが望ましい。
- 指つめ防止や透明ガラスへの衝突防止、自動扉の安全センサー、車いす当たり（キックプレート）を設けるなど、事故防止に配慮する。

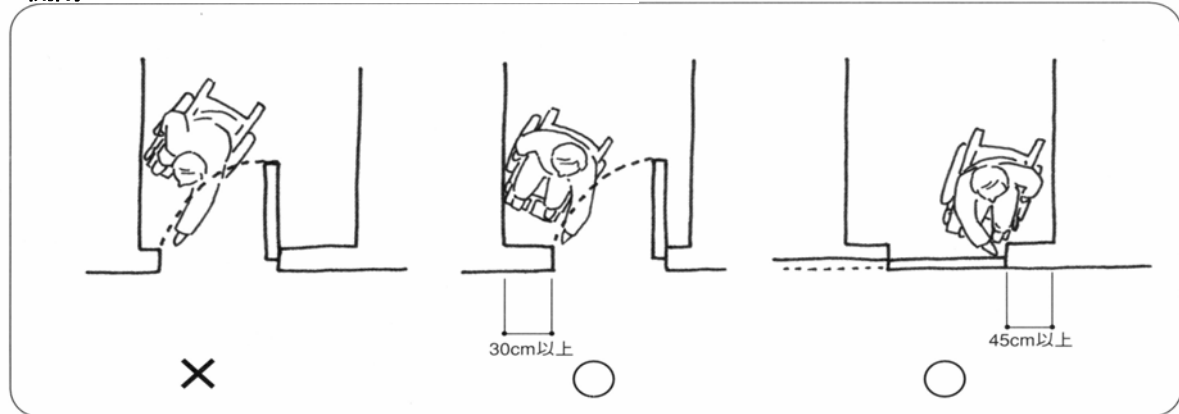
3. 床面

- 段差を設けない。
- 濡れても滑りにくい素材とする。

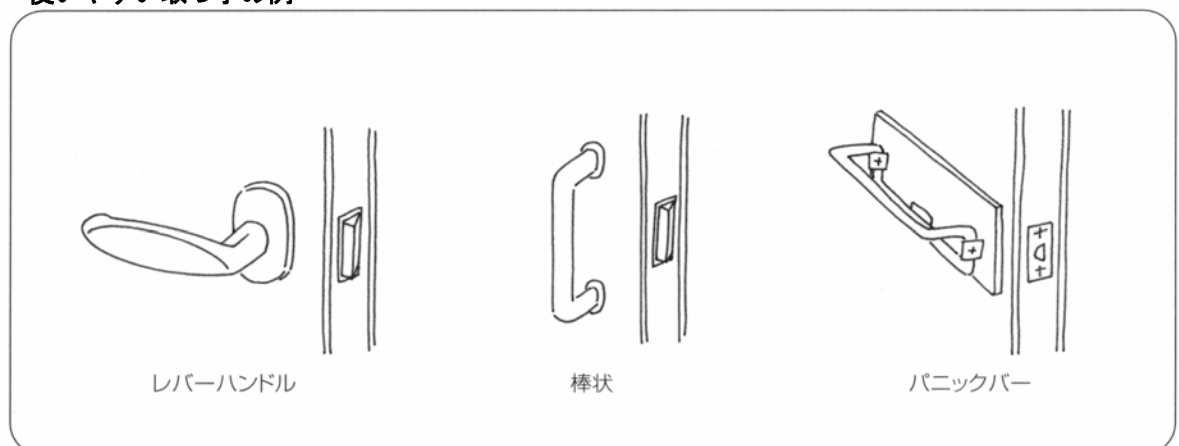
部屋の出入口



開閉スペース



使いやすい取っ手の例



4. 案内表示等

- 主要な出入口付近には受付カウンター、施設案内板、触知図、インターホン等を通行の支障にならないように設置する。案内板等については、公共サイン「6 建物等案内板等」P.117 を適用する。
- 出入口やその周辺の各設備へは、建築物「15 案内表示等」P.44-45 による視覚障がい者用誘導設備を設ける。
- マットは、埋め込み式とし、通行に支障がない平たんなものを使用する。毛足の長いもの、滑りやすい金属製のものは避ける。また、視覚障がい者誘導用床材を覆わないように置く。
- 靴の着脱が必要な建物では、腰掛けや立ちしゃがみを指示するためにL型手すり等縦方向の手すりを設置する。

玄関周辺の整備例



敷地出入口からローカウンターのある有人受付と触知板まで連続した視覚障がい者誘導用ブロックを敷設している。

(市内パティオ池鯉鮒)



1-4 廊下

整備基準

建築物「3 出入口」P.16-18の整備基準による出入口につながる主要な廊下は、車いす使用者等も通行しやすい幅員とする。

- ①有効幅員は、1.4m以上とする。
- ②段差を設けない。
- ③表面は、濡れても滑りにくく、平たんにする。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-1-6 室内移動空間 P.30-33

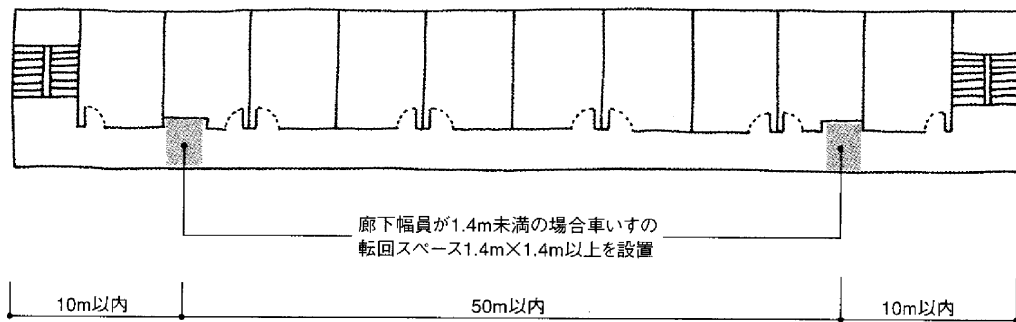
解説と設置方法

主要な廊下の幅としては、車いす使用者と歩行者が進行方向に向いたままですれ違うことができ、車いすが切り返しながら方向転換できる幅を最低限とする。

1. 有効幅員

- 有効幅員は、1.4m以上とし、できるだけ広くする。
- 1.4m未満となる場合は、出入口まわりやその他適切な位置に、1.4m以上のすれ違いのスペースを確保する。

有効幅員が1.4m未満の廊下の整備例



2. 床面

- 段差を設けない。
- 高低差が生じる場合は、建築物「5 傾斜路」P.21-23の整備基準による傾斜路か、昇降装置を設ける。
- 表面は、濡れても滑りにくい床材料で、平たんにする。
- 床材料は、転倒しても衝撃の少ないものの選定を心がける。
- 毛足の長いじゅうたんは避ける。

3. その他

- 廊下には、建築物「16 手すり」P.46-47の整備基準による手すりを設けることが望ましい。
- トイレや主要な部屋の入口、エレベータの戸の前等には、30 cm離して視覚障がい者誘導用床材（点状）を敷設する。
- トイレや主要な部屋の入口、エレベータの戸の前等には、手すりが途切れる手前の壁面に点字表示板を極力取り付けることが望ましい。
- 幅員を狭めたり、通行の障害になるものを置かないようにする
- 曲がり角部分には、すみ切り等を施すよう努力する。



廊下の整備例：両側に2段の手すりを設置。主な部屋の入口付近の手すりには点字シールが貼られ、視覚障がいのある人への配慮がある。
(市内福祉の里八ツ田)

1-5 傾斜路

整備基準

屋内、屋外施設の主な通路で、やむをえず高低差が生じる場合は、できるだけゆるやかな傾斜路を設けて、車いす使用者や高齢者、ベビーカーの通行等に配慮する。

- ①傾斜路の勾配は、原則として1/12以下とし、屋外では1/15以下とする。
- ②傾斜路の終始点及び踊り場等には、長さ1.5m以上の水平部分を設ける。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-1-8 スロープ P.36-39

解説と設置方法

主な通路には段差や高低差を設けないことを基本とする。しかし、やむをえない場合は、傾斜路を設ける。傾斜路の勾配は、できるだけゆるやかに設置する。

1. 有効幅員

- 有効幅員は、1.4m以上とする。
- 階段を併設する場合は、90cm以上とする。

2. 勾配

- 手動車いす使用者には腕力のない人も多いので、勾配はできるだけゆるやかになるよう配慮する。
- 屋外の傾斜路は、雨に濡れること、距離が長くスピードが出やすいので、勾配を1/15以下にする。しかし、施設用途や利用者を考慮して、1/20以下にする配慮も必要である。
- 十分な敷地がない場合は、高低差が10cm未満であれば、勾配を1/8以下とすることができる。なお、十分な敷地がない既存施設では、階段1段分程度の高低差（16cm以下）であれば、段差解消のため傾斜路勾配は1/8以下とすることができる。
- 不特定かつ多数の人が利用し、又は主として高齢者、肢体不自由者等が利用する敷地内の通路においては、勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。手すりは建築物「16手すり」P.46-47を参照する。

3. 水平部

- 傾斜路の終始点と踊り場、折り返し部分等には、それぞれ長さ1.5m以上の水平部分を設け、車いす使用者の待機や衝突防止に配慮する。
- 傾斜路の高低差1mごとに、長さ1.5m以上の水平部分を設け、昇降途中での休憩スペースとする。
- 距離の長い傾斜路では、9~10mごとに水平部分を設置するよう努力する
- 高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるものに限る。）にあっては、高さ75cm以内ごとに踏み幅が1.5m以上の踊り場を設ける。

4. 手すり

- 傾斜路には、原則として両側に手すりを設ける。手すりは建築物「16 手すり」P. 46-47 を参照する。

5. 表面仕上げ

- スリップを防ぐために、傾斜路の表面は濡れても滑りにくい材料で仕上げる。

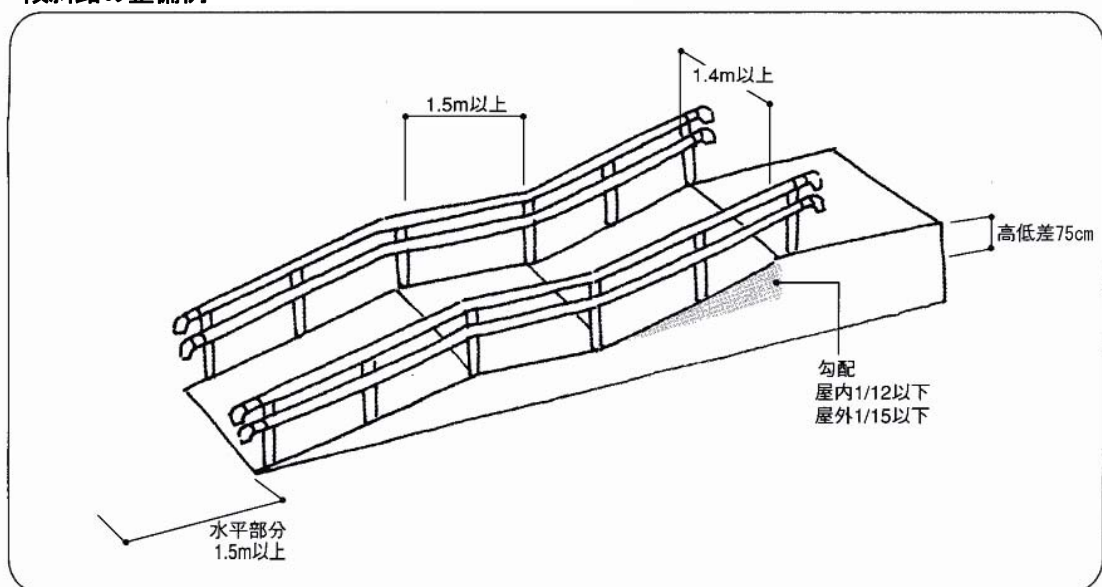
6. 視覚障がいのある人等への配慮

- 傾斜路は、踊り場、折返し部分及び傾斜路に接する廊下等の色と明度差の大きい色とし、識別しやすくする。
- 傾斜路の上端に近接する廊下等の水平部分に視覚障がい者誘導用床材（点状）を敷設する（階段を併設する場合を除く）。
- 傾斜路の水平部分には、進行方向が複数に分かれる場合を除き、原則として視覚障がい者誘導用床材を敷設しない。

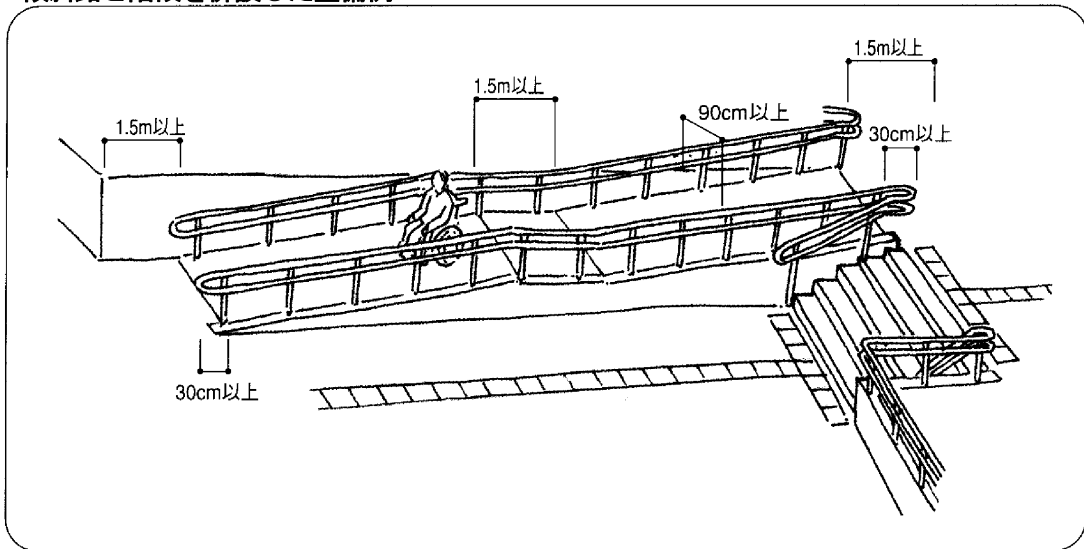
7. その他

- 車いすの脱輪などの防止のため、35cm 程度の車いす当たり（キックプレート）を設ける
- 傾斜路の位置を表示し、段差のない経路を案内する
- 屋内では、高低差が3 mを超える場合は、傾斜路ではなくエレベータ等を設置する
- 両側は、転落を防ぐ構造とする。ただし側面が壁面である場合は、この限りでない

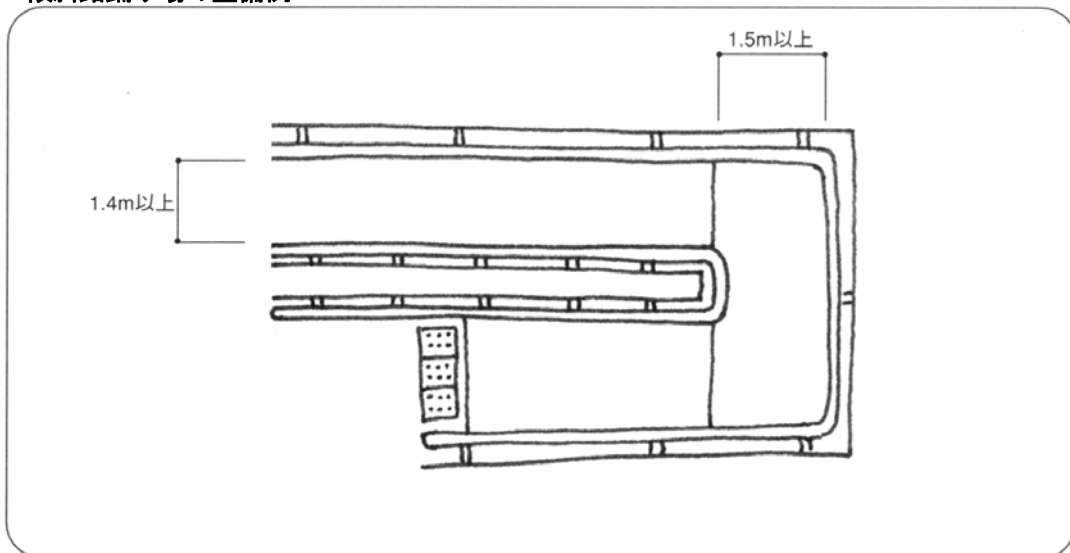
傾斜路の整備例



傾斜路と階段を併設した整備例



傾斜路踊り場の整備例



1-6 階段

整備基準

上り下りに危険の少ない構造とする。
原則として、回り階段を設けない。
階段の有効幅員は、原則として120 cm以上とする。
手すりは、両側に連続して設ける。
段鼻は、滑りにくく、識別しやすいものとする。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-1-7 階段 P.34-35

解説と設置方法

階段は段差の連続で、つまづきや転倒、転落などの危険がある。しかし、使用機会は多く、非常時にも用いられる設備である。高齢者、つえ使用者、視覚障がい者等の安全を配慮した階段を整備する。

1. 形状

踏面は30 cm程度、蹴上げは15 cm程度とし、それぞれ一定にする。
蹴込み板を設け、つえや足の落ち込みを防止する。蹴込みは、2 cm以下とする。
回り階段は、踏面幅が一定でないために視覚障がい者が段を踏み外す危険があり、高齢者や障がい者にも昇降動作と転回動作が伴ってバランスを崩しやすいので、原則的に設置しない。

2. 手すり

手すりは、建築物「16 手すり」P.46-47により整備する。

3. 仕上げ

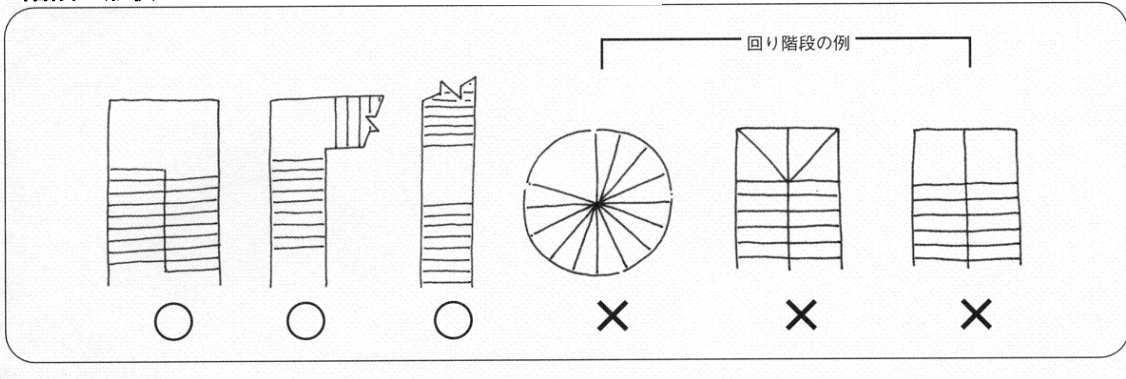
階段の段鼻及び踏面は、滑りにくいものとする。
段鼻は、突き出さない。
段鼻のすべり止めは、踏面及び蹴込み板の面とそろえてつまづきにくくし、踏面との色の対比により段を識別しやすくする。金属製のものは滑りやすいので使わない。

4. その他

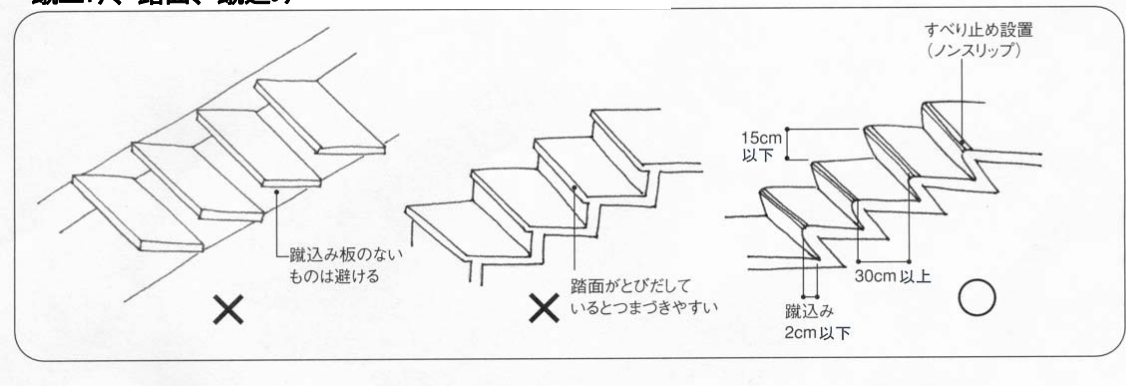
手すり子形式の階段では、手すり子のピッチを11 cm以内程度とし、基部を2 cm以上立上げて、つえ等の踏み外しを防止する。
階段の終始点には、視覚障がい者誘導用ブロック（点状）を敷設する。踊り場には、原則として視覚障がい者誘導用床材は敷設しない。視覚障がい者誘導用ブロックの敷設については、建築物「15 案内表示等」P.44-45を適用する。

段鼻とは 階段の踏面の先端部分のこと。

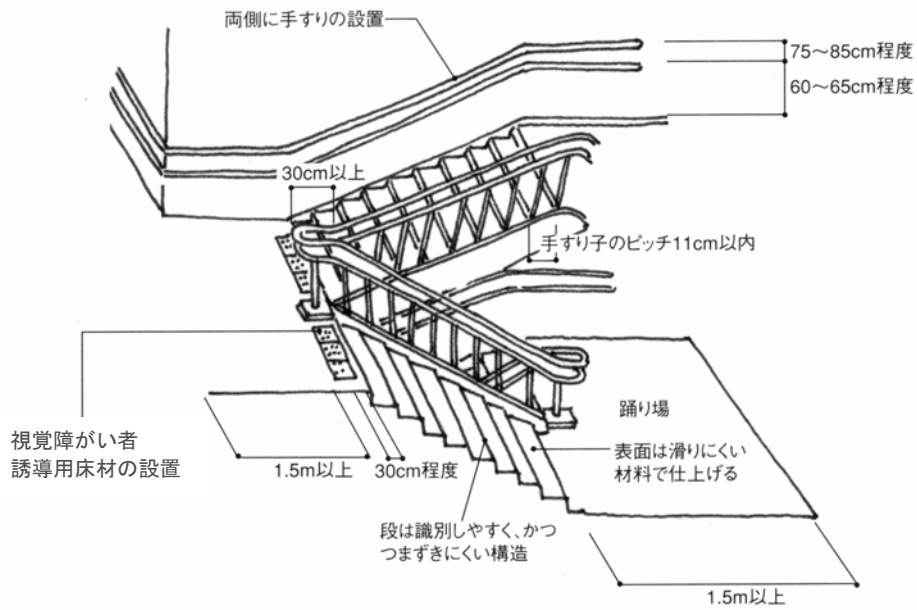
階段の形状



蹴上げ、踏面、蹴込み



手すりの設置例 (2段の手すりと視覚障がい者誘導用床材)



1-7 エレベータ

整備基準

利用する階が複数階ある場合は、原則としてエレベータを設置する。また、1以上のエレベータは障がい者対応仕様のものとする。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-1-9 エレベータ P.40-45

解説と設置方法

垂直移動の手段として、エレベータは、安全面でも容易さでも最も有効な設備である。障がいのある人が単独でも使用できる配慮を付加することによって、すべての人が利用しやすい移動手段を備えた建築物を多くする。

1. 設置

愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例で定める施設には、エレベータを設置する。

2. 構造

1以上のエレベータは、次の構造のものとする。

出入口の有効幅員は、80 cm以上とする。

かごの内のり寸法は、間口1.4m以上、奥行き1.35m以上（11人乗り）とする。ただし、敷地条件等によっては、より小型のものを設置することもできる。

不特定多数の人が利用する施設では奥行き2 m以上のエレベータを設置するよう努力する。

かご内の操作盤及び乗り場ボタンは、車いす使用者向けのものを設け、ボタンの最高位置を床上高さ90 cm程度に設置する。

障がい者等が単独利用できるよう(社団法人)日本エレベータ協会「車いす兼用エレベータに関する標準(JEAS-A506)」「視覚障害者兼用エレベータに関する標準(JEAS-515B)」により、次の仕様を加える。

- ア. 専用乗り場ボタン
- イ. かご内専用操作盤
- ウ. かご内鏡
- エ. 乗降者検出装置
- オ. かご内専用位置表示器
- カ. シンボルマーク及び利用銘板
- キ. 点字表示
- ク. 音声案内

自動着床調整装置を設ける。

モニターカメラや出入口の戸にガラス窓等を設置して、緊急時の対応に配慮することが望ましい。

床上35 cm程度まで車いす当たり（キックプレート）を設ける。

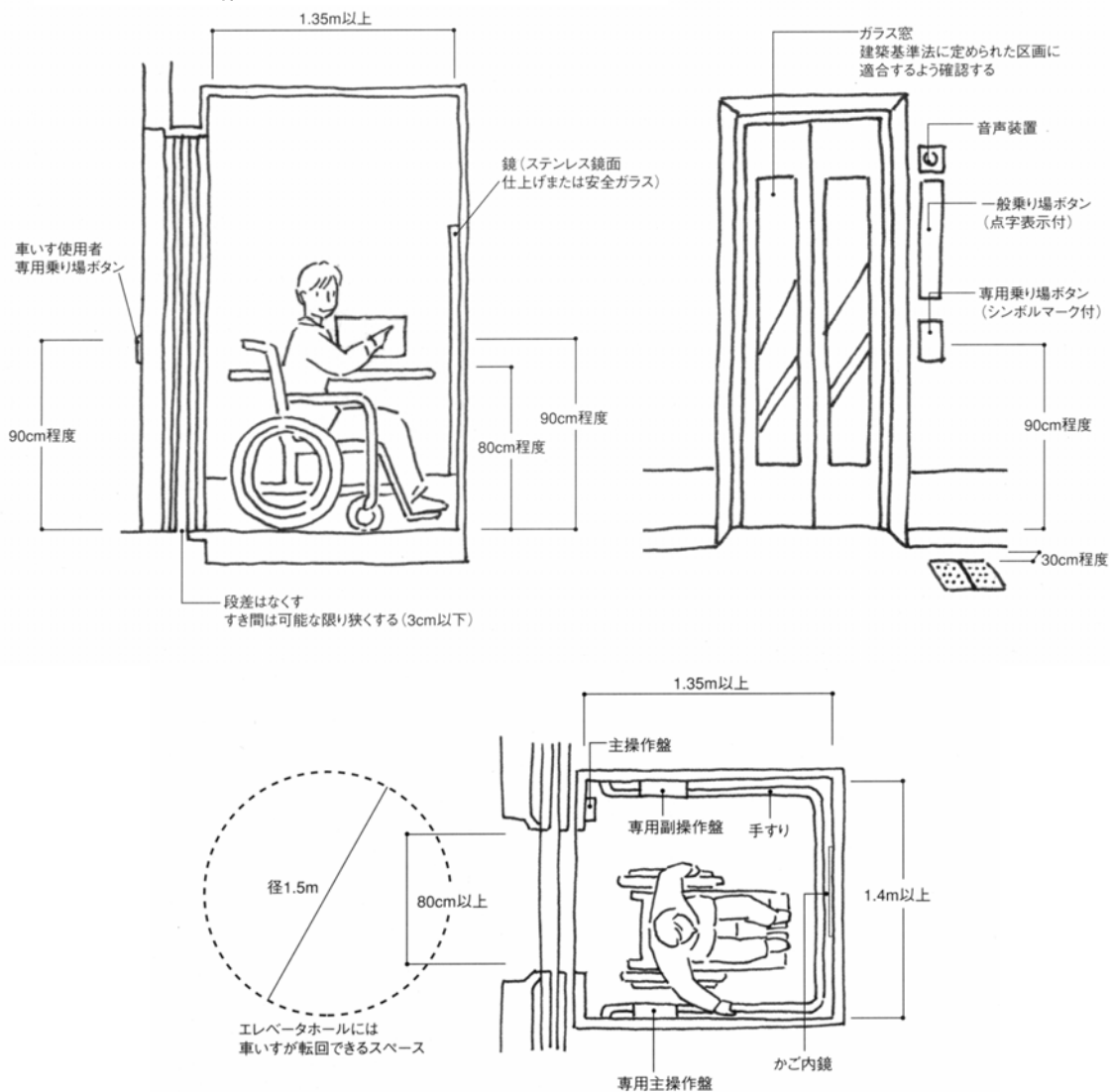
3. エレベータホール

- 建築物の床とかごの隙間は3cm以下とする。
- ホールには、車いすが転回できるスペース(直径1.5m以上)を設ける。

4. その他

- 視覚障がい者用誘導設備は、障がい者対応エレベータに誘導できるよう敷設する。
- 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設については、道路「10 視覚障がい者誘導用設備とその共用」P. 75-77 を適用する。
- 閉鎖的な空間が苦手な人への配慮として、外の様子が見えたり、降り場等を認知しやすくするために、エレベータの出入口の戸をガラス窓にする。
- 複雑な操作が難しかったり、文字情報を読み取りにくい外国人、子どもへの配慮として、操作しやすく、わかりやすい操作ボタンの設置や音声による案内を行う。
- 誤って逆方向に進入してしまったり、それによってパニックになってしまわないよう、誤進入しないような工夫や音声による案内を行う。

エレベータの整備例



1-8 エスカレーター

整備基準

安全で容易に乗降でき、移動できるように整備する。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-1-10 エスカレーター P.46-47

解説と設置方法

垂直方向の移動としては、安全面からエレベータの設置を基本とするが、エスカレーターも多くの人々の移動や歩行困難者等には有効な移動手段となる。エレベータを設置せず、エスカレーターを設置する場合は、車いす対応エスカレーターとする。

1. 幅員

- エスカレーターの有効幅員は、1m（1200型）とする

2. 乗降口まわり

- 乗降口には視覚障がい者誘導用床材や音声案内を行う。

3. 手すり

- 移動手すりの水平部分は、長さ1.2m程度とする。
- 転倒等の危険防止のために、乗降口の両側には長さ1m以上の固定手すりを設置するよう努力する。
- 固定手すりには、終始端部に点字又は記号による案内表示（エスカレーターであること、現在位置、運転方向等）を取り付ける。
- 建築物「16 手すり」P.46-47を参照する。

4. ステップ

- ステップの水平部分は3枚分、通常段差に達するまでのステップは5枚分とするエスカレーターを設置する。

5. くし板

- ステップの部分とはっきり区別がつくように色をかえる等の工夫をする。

6. 速度

- 毎分30mを標準とする。

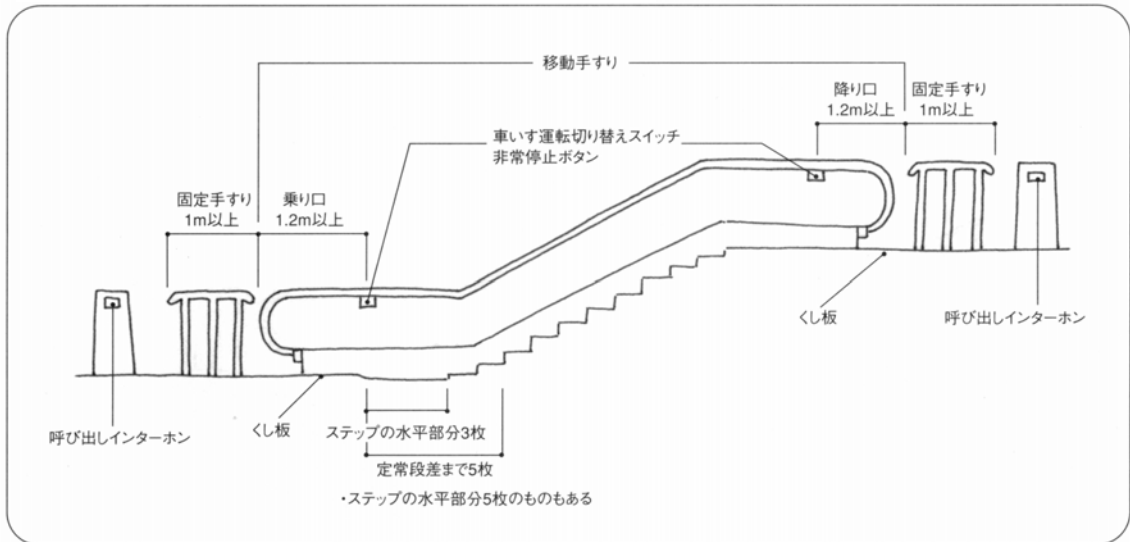
7. 車いす対応エスカレーター

- 建築物「7 エレベータ」P.26-27の整備基準に適合するエレベータがないときは、車いす対応エスカレーターを設置する。

8. その他

- 誤って逆方向に進入してしまったり、それによってパニックになってしまわないよう、誤進入しないような工夫や音声による案内を行う。

車いす対応エスカレータの整備例



1-9 トイレ

整備基準

すべての人が使いやすいトイレを整備する。

- ①手すり付き洋式便器ブースは、男女それぞれのトイレに設ける。
- ②男性トイレには、手すり付き床置き式ストールを設ける。
- ③だれにでも使えるトイレとして、多目的トイレを設ける。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-1-23 共通トイレ P.72-73
2-1-24 多目的トイレ P.74-75

解説と設置方法

トイレが使えなかったり、不便であると外出をする上で大きな制約になる。すべての人が利用しやすい設備と構造のトイレを数多くする。

1. 設置数

- 手すり付き洋式便器ブースは、男女それぞれのトイレに1以上を設ける。
- 手すり付き床置き式ストール（小便器）は、1以上を設ける。
- 愛知県人にやさしい街づくりの推進条例で定める施設には、1以上の車いす対応ブースを設ける。

2. 位置

- 手すり付き洋式便器ブース、手すり付き床置き式ストールは、トイレの出入口に近い場所に設ける。
- 多目的トイレ及び車いす対応ブースは、利用しやすい位置（一般トイレの近くまたは内部、建物の主要な出入口やエレベータホールから分かりやすい場所）に設置する。

3. 構造・設備

(1) 一般用トイレ

- 出入口の有効幅員は80 cm以上とする。
- 床面には、段差を設けない。
- 出入口等に高低差が生じる場合は、すりつけ、又は建築物「5 傾斜路」P. 21-23の整備基準による傾斜路を設ける。
- 床面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとする。
- 排水溝等を設ける場合は、通行に支障とならないふたを設ける。
- 不特定かつ多数の人が利用するトイレは、*公共交通移動等円滑化基準第十三条第一項に掲げる基準に適合させるほか、便器は洋式とし、手すりを設ける。
- 工事中で既存のトイレが使用できない場合、仮設のトイレを設置する。

(※資料編参照)

(2)多目的トイレ

男女別に設けることが望ましい。

男女共用として設ける場合は、男女一般トイレとは独立したブースとして設ける。
(男女どちらかの一般トイレ内に、男女共用の車いす対応トイレを設けない)

多目的トイレを3以上設ける場合は、その1以上を車いす優先ブースとする。

出入口の有効幅員は80 cm以上とする。

ブース内の広さは、200 cm×200 cmを標準とし、手動車いすが転回できるスペース(直径150 cm)を確保する。既存建物や小規模な建物の場合は、一般用トイレと兼用する多目的トイレとすることもできる。今後は、電動車いす使用者が多くなるので、ブースはできるだけ大きく確保する。電動車いすが転回できるスペースとしては、直径180 cm程度が必要である。

出入口、床面には、段差を設けない。

戸は自動式引き戸または手動式の場合は吊り戸式引き戸とし、握手は棒状にする。錠は施錠しやすいレバー式とし、床上70 cm程度に設ける。

床面は濡れた状態でも滑りにくい仕上げとする。

手すりは、便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。

手洗い器は便器に腰掛けたまま利用できる位置に設け、水栓器具はレバー式など操作しやすいものとする。

洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用通報装置等は、便器に腰掛けたまま、利用しやすい位置に設置する。

非常用通報装置は、転倒時のことを考慮して、実際手の届く範囲に設置するほか、緊急警報装置の設置は、建築物「21 緊急時の設備」P.55を適用する。

汚物入れは一般のものより大きく、便器に腰掛けたままで手の届く範囲に置く。

洗浄装置は、足踏式(車いすでも踏める)、センサー式、くつべら式、ボタン式など操作しやすいものとする。また誰にでも対応できるよう2種類以上を組み合わせ、2箇所以上に設置されることが望ましい。

排水溝等を設ける場合は、通行に支障とならないふたを設ける。

仮設トイレを設置する際にも、多目的トイレを設置する。

4.案内表示

トイレの位置や種類を分かりやすく表示する。

多目的トイレは、すべての人が利用できる旨を表示する。

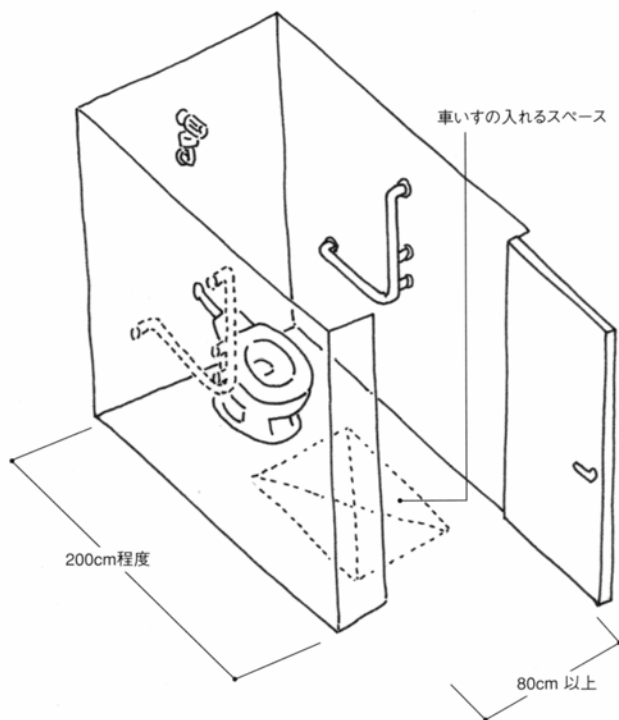
5.その他

トイレによって異なる様々な形式のボタンや、使い方が複雑なボタンは使いにくい人もいるため、臨機応変な対応が苦手な人への配慮としてJIS S0026の規格を用いる。

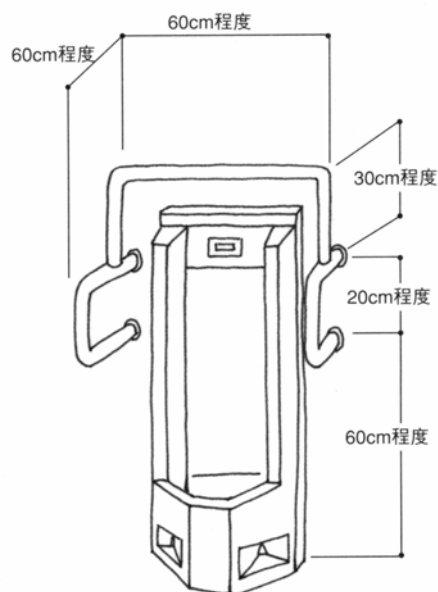
出入口に男女別表示をわかりやすく表示したり、特に制約がない同一建物内においてはトイレの男女別の配置を統一して、パターン化した行動をとる人が誤った場所に入ってパニックにならないようにする。

- 不特定かつ多数の人が利用するトイレを設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）のブース内、あるいは単独のブースとして、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチを洗浄することができる水洗器具等を設けたトイレ、※オストメイト対応トイレを設ける。
- 不特定かつ多数の人が利用するトイレを設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）のブース内に、乳幼児用いす等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房及び乳幼児用ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設ける。ただし、乳幼児のおむつ替えができる設備にあっては、おむつ替えができる場所を別に設ける場合は、この限りでない。
- スイッチ類については、建築物「20 コンセント・スイッチ類」P.54により整備する。
- 洗面器、手洗い器については、建築物「10 洗面所」P.34-35により整備する。
- 多目的トイレや男女どちらの一般用トイレにも、ベビーベット、ベビーキャッチャー、幼児用便器等、子どもを同伴して利用できる設備を設けることが望ましい。
- 指定避難所、広域避難所となっている施設には、多目的トイレを設置することが望ましい。

車いすが入れるスペースを設けた手すり付き洋式便器ブースの整備例



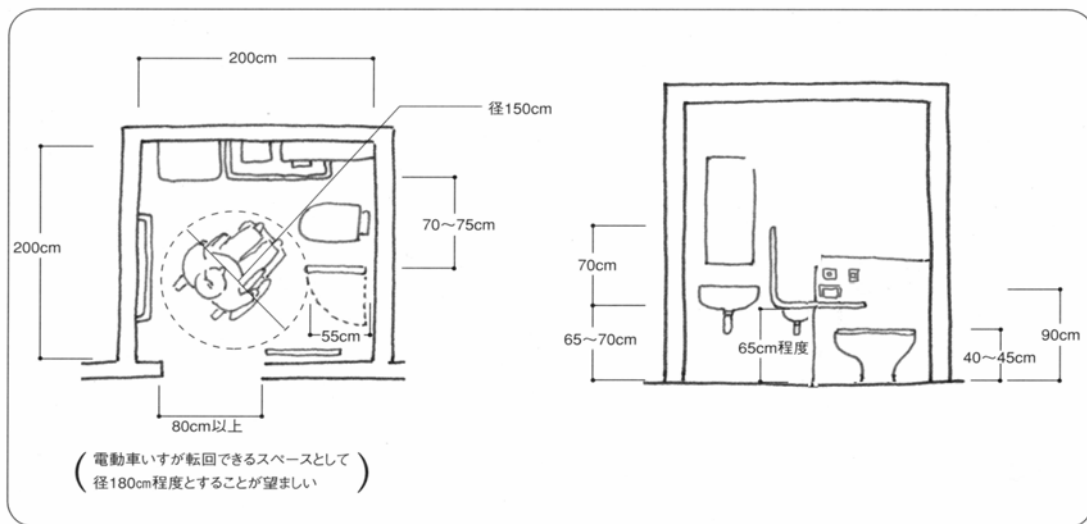
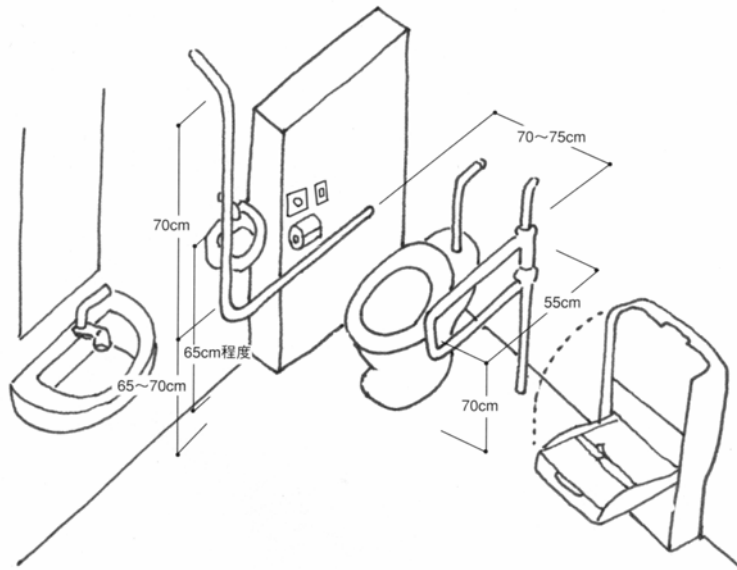
手すり付き床置き式ストールの整備例



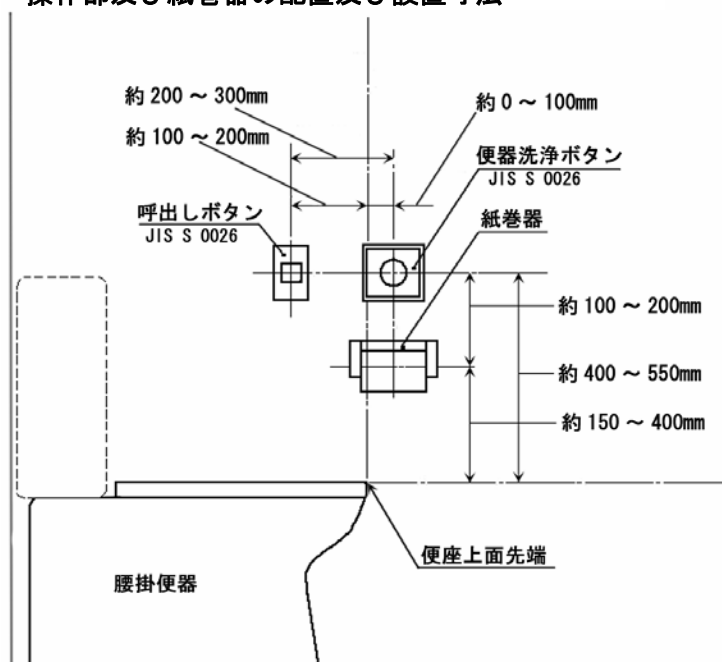
※「オストメイト対応トイレ」とは

オストメイトとは直腸がんや膀胱がんなどにより、臓器に機能障害を負い、腹部に人工的排泄のための孔（ラテン語でストーマ：便を体外に出すために腹部に設けた人工の排泄口）を造設した人のこと。ストーマを持つと便や尿が自分の意思とは関係なく出てしまうため、排泄物を受ける処理袋（パウチ）が必要になる。そのパウチから排泄物を取り出し、洗い流し捨てる機能が併設されたトイレのこと。

多目的トイレの整備例



操作部及び紙巻器の配置及び設置寸法



1-10 洗面所

整備基準

不特定多数の人が利用する洗面所は、次に定める構造とする。

- ①床面には、段差を設けない。
- ②床面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとする。
- ③車いす使用者等が利用しやすい洗面器を1以上設ける。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-1-19 洗面所・湯沸室 P.62-63

解説と設置方法

洗面器及び手洗い器は、1以上を車いす使用者、つえ使用者等に配慮したものを設置する。

1. 床面（仕上げ）

- 床の表面は濡れても滑りにくい仕上げとする。

2. 構造

- 洗面器の下部に、高さ 65cm 程度、奥行き 55cm 程度のスペースを設ける。

3. 手すり

- 歩行困難者に利用しやすいよう洗面器の左右に手すりを設ける。
- 手すりは建築物「16 手すり」P.46-47を参照する。

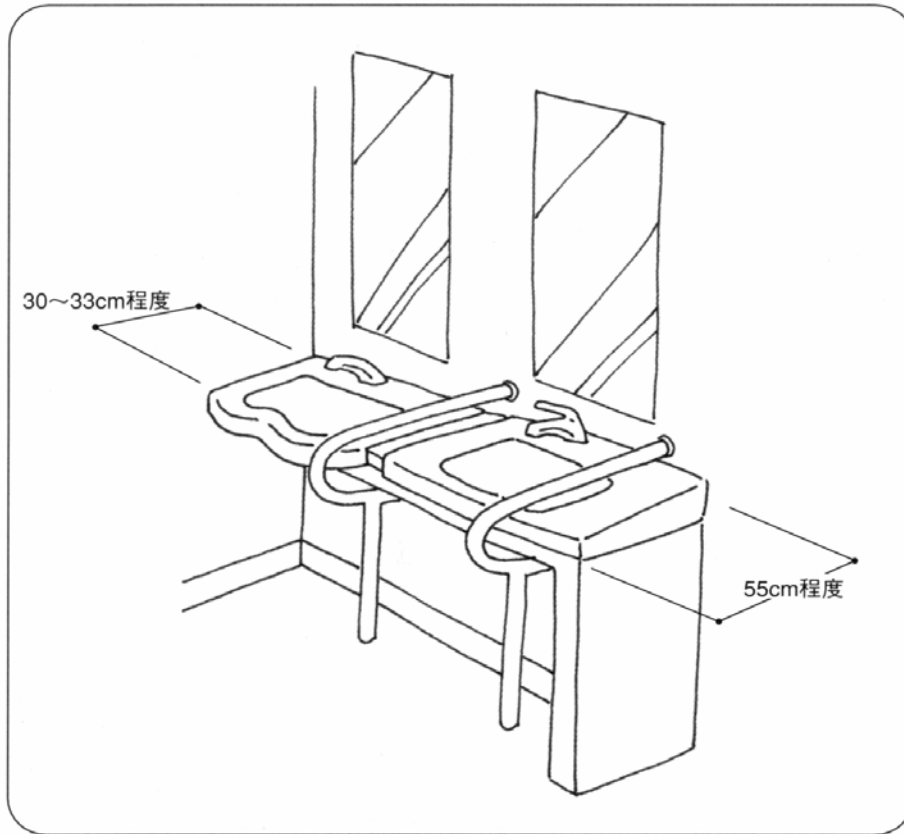
4. その他

- 水栓器具はレバー式、センサー付きのものとする。
- 蛇口は水が跳ねないものを用いる。
- *トラップは車いす使用の邪魔にならないよう横引きタイプ（*Pトラップ）とする。
- 洗面器の鏡は、床上高さ 80 cm程度からなるべく上方に長く大型のものを傾斜させずに取り付けて、立位の人と共用できるようにする。

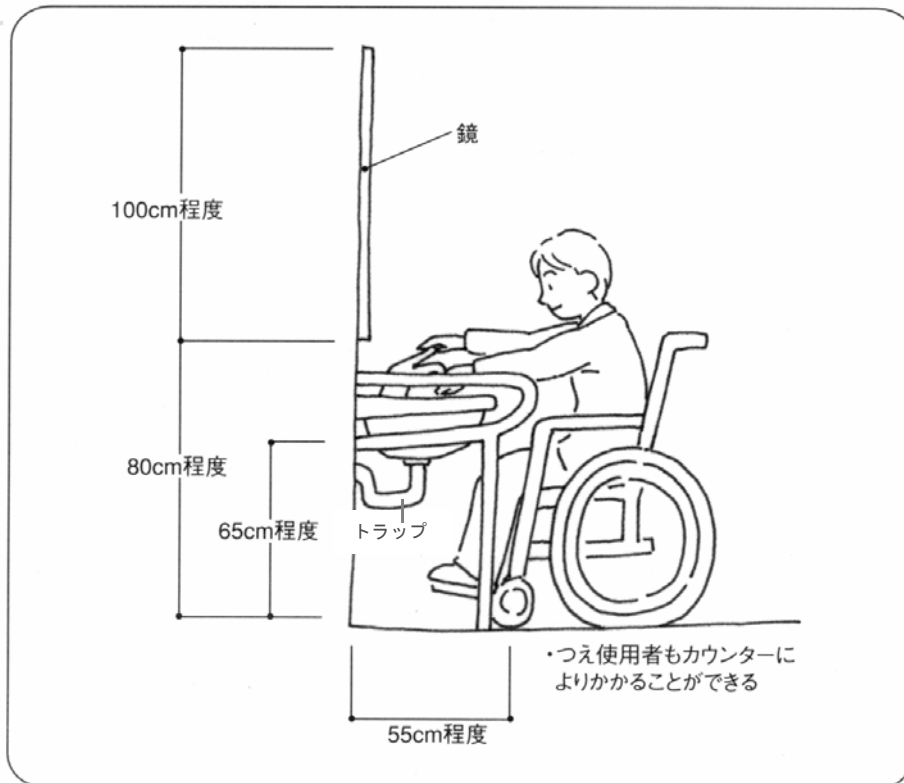
*トラップ（Pトラップ）とは

トラップとは排水口から臭いや虫の侵入を防ぐために、排水口に水をためておくところ。壁に排水管がある横引きタイプをPトラップという。

車いすとつえ使用者等に配慮した洗面器を併置した例



洗面器の整備例



1-11 浴室・シャワー室

整備基準

すべての人が利用しやすく、また転倒事故などを防止できるよう安全にも配慮した
する。

- ①床面には段差を設けない。
- ②床面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとする。
- ③必要な場所に手すりを設ける。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-1-21 浴室・シャワー室 P.66-69

解説と設置方法

不特定多数の人が利用する浴室やシャワー室は、下肢障がいのある人が、浴槽やシャワーまで支障なく通行できるようにする。浴室やシャワー室内には、段差を設けない。できれば、介助者が付き添えるスペースを設ける配慮を加える。

1. 出入口

- 出入口の有効幅員は 80 cm以上とする。
- 戸は自動式引き戸または手動式の場合は吊式引き戸とし、握手は棒状とする。ガラスを使用する場合は、事故防止のため安全ガラスを用いる。
- 戸は、自動的に開閉する構造、あるいは、車いす使用者、高齢者、障がい者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後には高低差を設けないものとする。

2. 床面

- 浴室や浴槽、シャワー室内は滑りにくい素材とする。
- 石けん水が広がらないよう排水溝や排水口の位置を工夫をする。
- 出入口から浴槽、シャワー室までには段差を設けない。

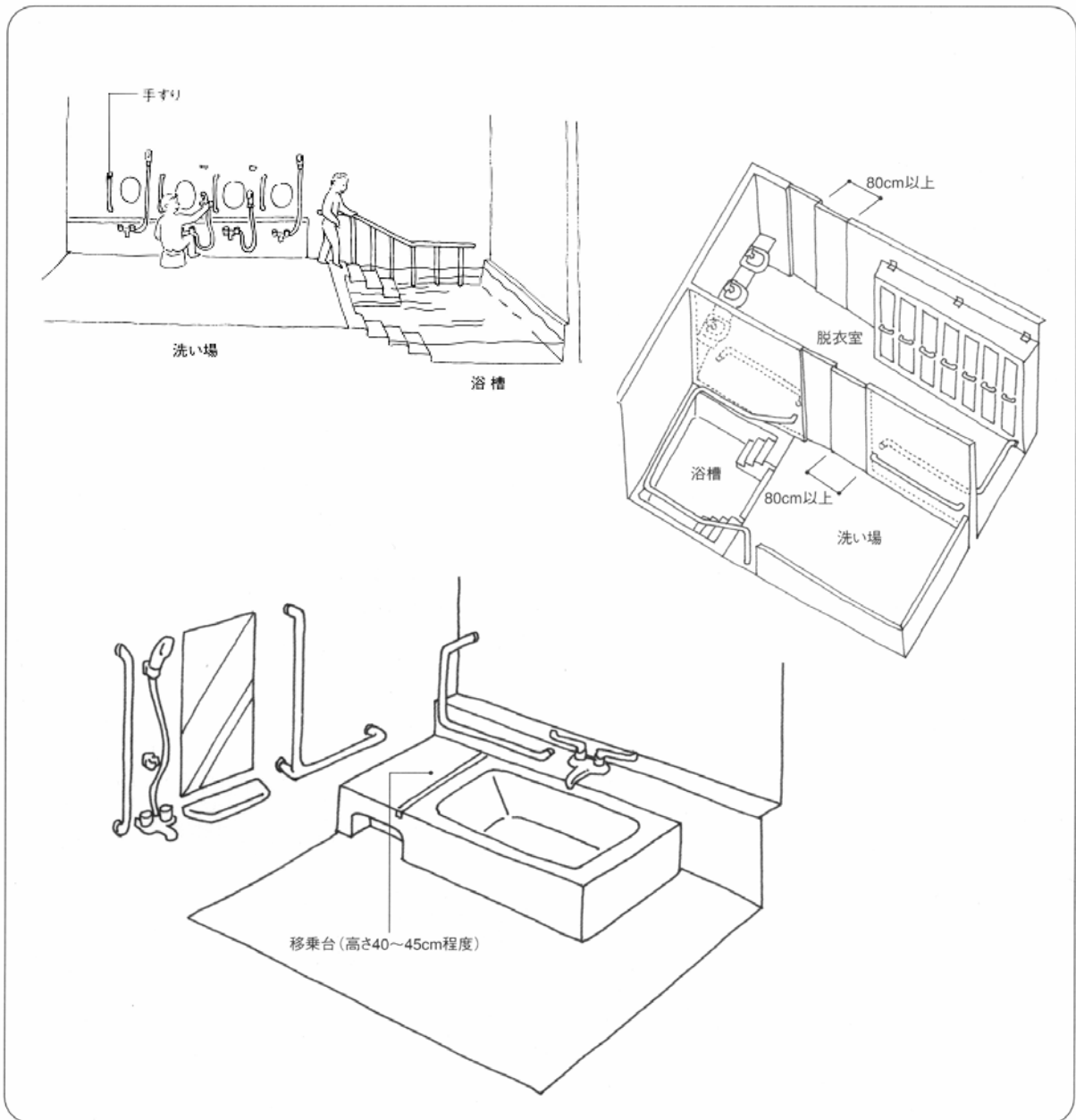
3. 手すり

- 水平および垂直の両タイプのものを取り付ける。立ち上がりの動作があるところでは、垂直タイプを取り付ける。手すりについては、建築物「16 手すり」P.46-47を参照する。

4. その他

- シャワー室は、車いすが転回できるスペースを確保する。
- シャワー、蛇口は座ったまま手が届く位置に設け、蛇口は操作のしやすいレバー式水栓とする。冷温水の区分などを点字表示する。
- シャワーヘッド掛けの高さに配慮する。
- 車いすから浴槽への移乗台を設けるか、可動式のを備えておく。
- 非常用通報装置は、浴槽、洗い場の手の届く位置に設置するほか、緊急警報装置の設置は、建築物「21 緊急時の整備」P.55を適用する。

浴室の整備例



1-12 更衣室・脱衣室

整備基準

すべての人が利用しやすく、また転倒事故などを防止できるよう安全にも配慮した
する。

- ①床面には段差を設けない。
- ②床面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとする。
- ③必要な場所に手すりを設ける。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-1-21 浴室・シャワー室 P.66-69

解説と設置方法

浴室やシャワー室と同様に、室内に段差を設けない。手すりの取り付けやロッカーの高さ等を工夫し、すべての人が利用できるようにする。できれば、介助者が付き添えるブースを別に設ける。

1. 出入口

- 出入口の有効幅員は80 cm以上とする。
- 出入口前後に車いすが転回できるスペースを確保する。
- 戸は、自動式引き戸または手動式の場合は吊り戸式引き戸とし、握手は棒状にする。
- 戸は、自動的に開閉する構造、あるいは、車いす使用者、高齢者、障がい者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後には高低差を設けないものとする。

2. 床面

- 床面は、滑りにくく、転倒したときに衝撃の少ない素材で仕上げる。
- 出入口から更衣室、脱衣室までには段差を設けない。

3. 手すり

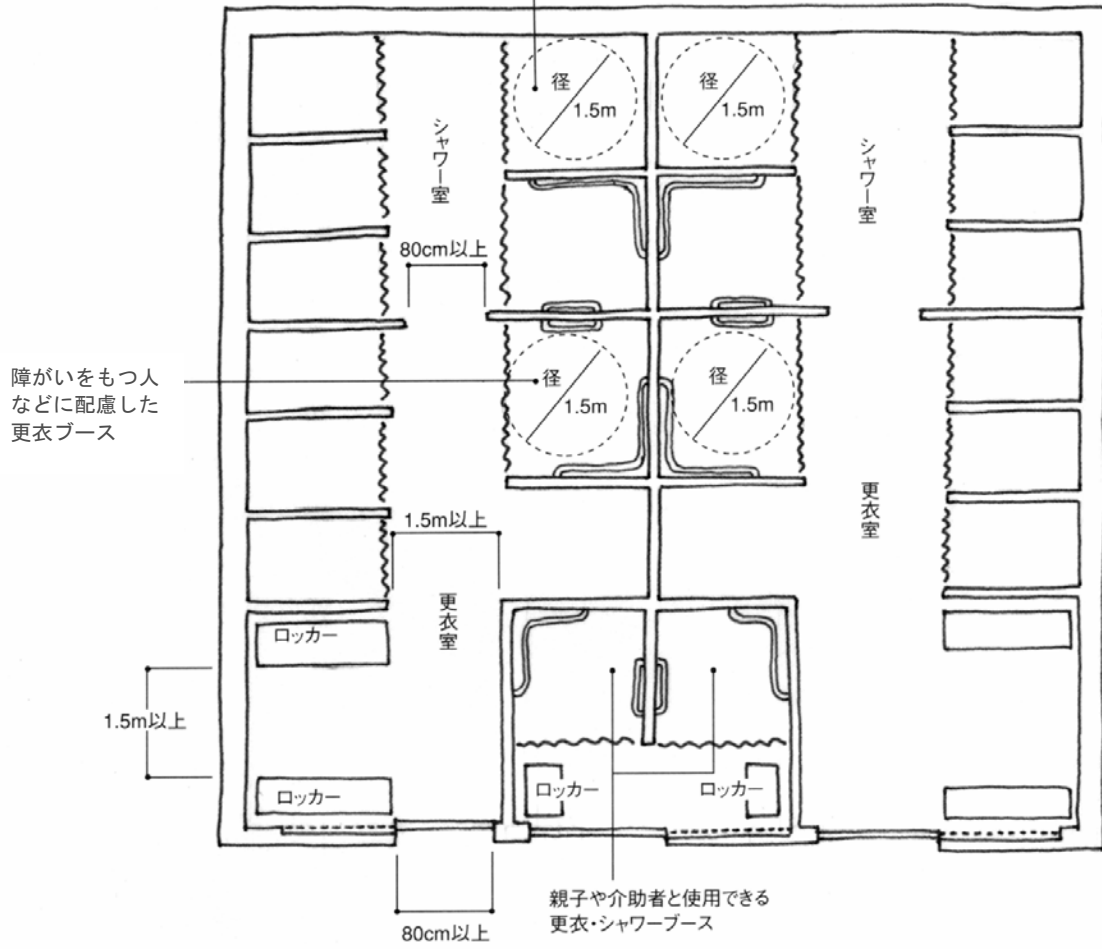
- 室内の周囲に水平タイプのを連続して取り付ける。立ち上がりの動作があるところでは、垂直タイプを取り付ける。手すりについては、建築物「16 手すり」P.46-47を参照する。

4. その他

- ロッカーや脱衣ベンチ等は、車いす使用者にも使える高さのものも設けておく。
- 体育館やプールなどでは、親子で性別の違う場合にも配慮して、一般用とは独立した更衣室を設けることが望ましい。

更衣室の整備例

障がいをもつ人などに
配慮したシャワーブース



1-13 客室及び寝室

整備基準

不特定又は多数の人が利用する宿泊施設等では、客室及び寝室の1以上を高齢者や障がい者の利用にも配慮した構造とする。

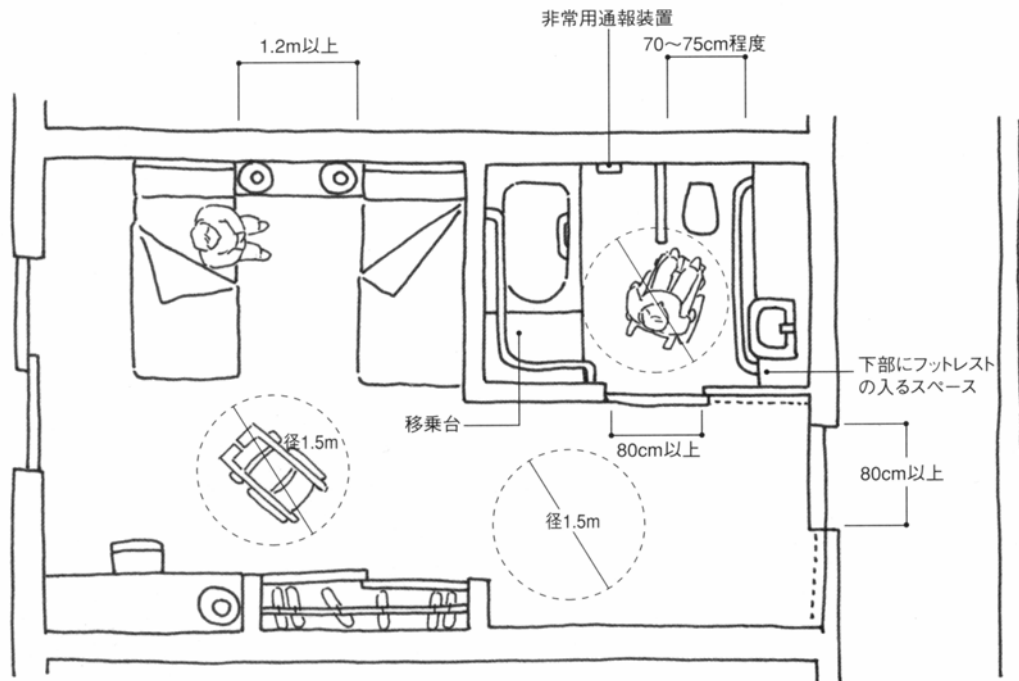
知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-1-22 客室 P.70-71

解説と設置方法

建物全般を各整備項目、整備基準によることに加えて、すべての人が宿泊に利用できるよう、できるだけ多くの客室で段差解消等の配慮をする。車いす使用者、視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮した客室・寝室を1以上を設ける。

- 床面は、段差をなくし、平たんで濡れても滑りにくく、車いすの通行に支障のない仕上げとする。
- 毛足の長いじゅうたんを避ける
- 必要な場所に手すりを設ける。「16 手すり」P. 46-47 を適用して設置する。
- 出入口は、建築物「3 出入口」P. 16-18 を適用するが、有効幅員は90cm以上であることが望ましい。
- 戸は、自動式引き戸または手動式の場合は吊り戸式引き戸とし、握手は棒状にする。
- 戸は、自動的に開閉する構造、あるいは、車いす使用者、高齢者、障がい者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後には高低差を設けないものとする。
- トイレ、洗面所、浴室及びスイッチ類は、それぞれ「9 トイレ」P. 30-33 「10 洗面所」P. 34-35 「11 浴室・シャワー室」P. 36-37 「20 コンセント・スイッチ類」P. 54 を適用して、車いす使用者等の利用に配慮する。
- ベッドや入口の周囲には、直径1.5m以上のスペースを設け、車いすで転回できるようにする。
- 非常用通報装置は、フロント等へ直接通じるものを、浴室、トイレ、ベッド脇等に設ける。装置は、設置場所により適当な高さで取り付ける。また、緊急警報装置の設置は、建築物「21 緊急時の整備」P. 55 を適用する。
- 高齢者、障がい者等が利用する上で、便利な附属設備、装置、自助具、介助具等を設置する。(ベッドの高さや点字表記、光学装置、ファクシミリ、入浴用器具等)

客室の整備例



1-14 観覧席及び客席

整備基準

車いす使用者が利用しやすく、観覧しやすい位置に客席スペースを設ける。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-6-3 イベント会場 P.190-193

解説と設置方法

劇場、会議場、スポーツ施設等では、出入口から段差のない経路で、観覧しやすい位置に車いす使用者が利用できるスペースを次のように設ける。

1. 設置数

- 車いす使用者が利用する観覧席、客席スペースの数は、200席ごとに1席（200席を超える場合は、10席）以上とする。

2. 有効幅員

- 1席あたり90cm程度とする。

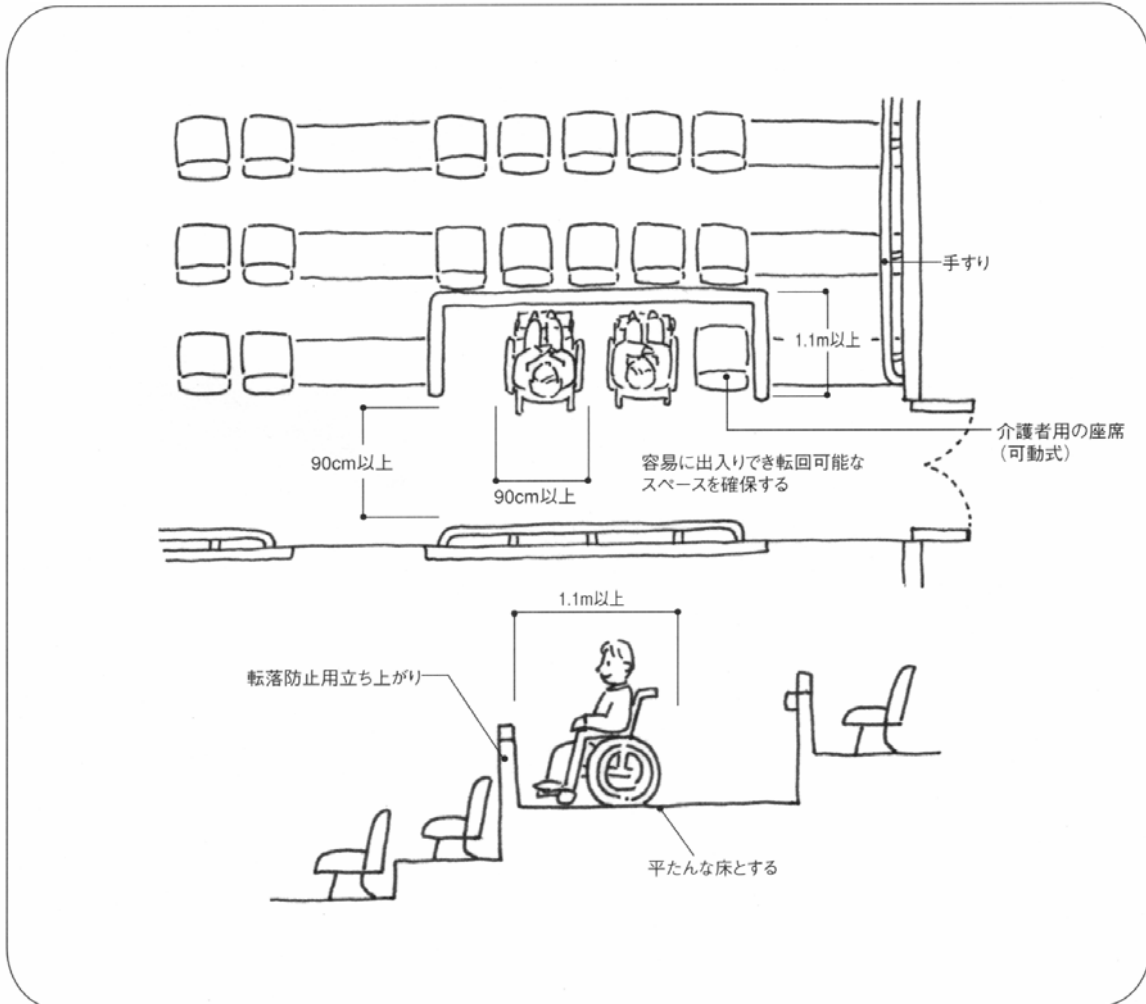
3. 車いす席までの通路

- 有効幅員は、90cm以上とし、段差を設けない。ただし、傾斜路を設けるときは、建築物「5 傾斜路」P.21-23を適用する。

4. その他

- 車いす使用者が利用する観覧席、客席及び通路の床面は、平たんで滑りにくい材料で仕上げる。
- 聴覚障がい者のために集団補聴設備、電光表示板、手話通訳用スペース及びモニター装置、OHP機材スペース等を設ける等の配慮を望む。
- 客席の一部を脱着可能な構造としたり、同行者と隣り合わせに配席できること、ステージや楽屋等も利用できるような配慮も必要である。
- 乳幼児同伴の利用者等に対応して、安心して利用できる区画された観覧席、客席を設けることが望ましい。
- 音に敏感で静かな環境を望む人、騒がしい環境では情報を聞き取ることが難しい人への配慮として、音に配慮した区画された環境を整える。

観覧席の整備例



1-15 案内表示等

整備基準

- ①すべての人が建築物内の設備を利用しやすいように必要な誘導を行い、安全にも配慮する。
- ②視覚障がい者誘導用床材は、原則として黄色を用いる。床材の状況によっては、視覚障がい者が容易に識別できるように、床材の色と明度や輝度に十分な差がある色を用いる。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-5-1 サイン配置 P.158-163

2-5-5 視覚障害者誘導用ブロック P.170-171

解説と設置方法

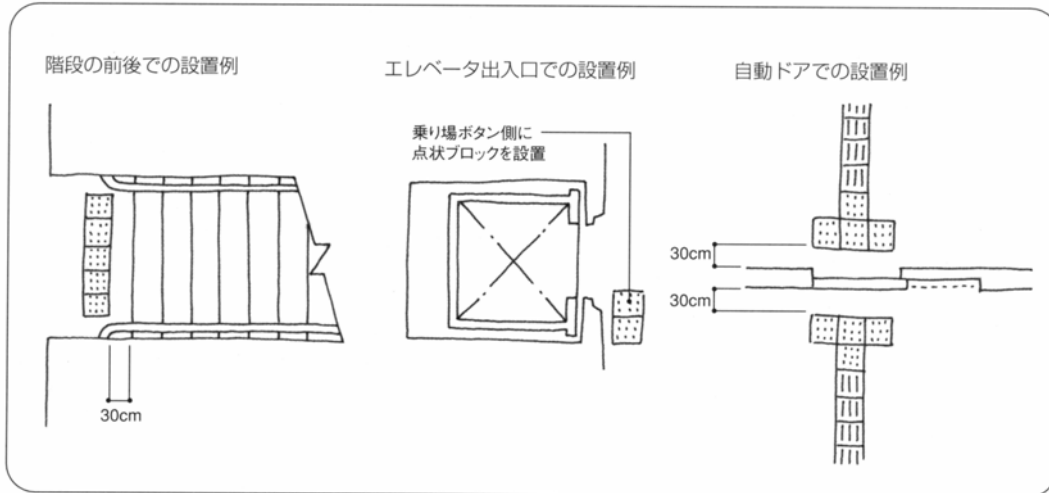
1. 案内表示

- 建築物の周辺から、敷地内、建築物内の案内表示については、公共サイン各種整備項目を適用する。

2. 視覚障がいのある人への配慮

- 視覚障がい者誘導用床材の敷設幅は、30 cm以上とする。
- 視覚障がい者誘導用床材は、屈折部分は直角とし、湾曲しないように連続して直線的に敷設することを原則とする。
- 点状の視覚障がい者誘導用床材は、出入口や階段、誘導方向が変化または分岐する部分において、事前に注意喚起できるよう 30 cm程度離して(手前に)敷設する。
- エレベータ出入口では、視覚障がい者誘導用床材を乗り場ボタンに寄せる。
- 点字標示板を設けるときは、掲示位置等について一定の規則性をもたせ、その規則性についても情報提供する。
- 視覚障がい者誘導用床材は、建築物の内部に連続して設置することが望ましい。それが困難な場合は、主要な出入口から受付等までに視覚障がい者誘導用床材を設置し、視覚障がい者が必要な誘導等の介助を受けられるように配慮する。
- 誘導鈴、音声案内、触知図等による案内も有効である。

視覚障がい者誘導用床材の敷設例



視覚障がい者誘導用床材の敷設例については、道路「10 視覚障がい者誘導用設備とその共用」参照



施設内部に連続した視覚障がい者誘導用ブロック敷設されている。まず主要な出入口から触知板、次に受付へと案内し、視覚障がい者が必要な誘導等人的的介助を受けられるよう配慮している。(市内パティオ池鯉鮒)

1-16 手すり

整備基準

高齢者や障がい者等の安全確保、移動等の動作を補助する必要がある所には、手すりを設ける。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-1-12 手すり P.52-53

解説と設置方法

使用目的や場所に合わせて適切な形状や寸法で堅固に設置する。

1. 設置場所による種別

- 廊下、階段、傾斜路、エレベータかご内などで、誘導に用いる手すりの取り付け高さは、1段の場合は75～85cm程度、2段の場合は60～65cm程度及び75～85cm程度とし、連続して設ける。
- トイレ、浴室、更衣室、洗面所などで、動作補助に用いる手すりは、動作に応じて、水平・垂直型の手すりを設ける。

2. 形状

- 外径3～4cm程度（小児用としては3cm）の握りやすいものとする。

3. 壁との関係

- 壁とのあきは、4cm程度とし、手がぶつかからないよう手すりの下側で支持する。
- 手すりを取り付く壁の部分は握りそこなった手が落ち込んだ場合を考慮して滑らかな仕上げとする。

4. 端部

- 手すりの端部は、けがを防ぐために下方又は壁面方向に曲げる。

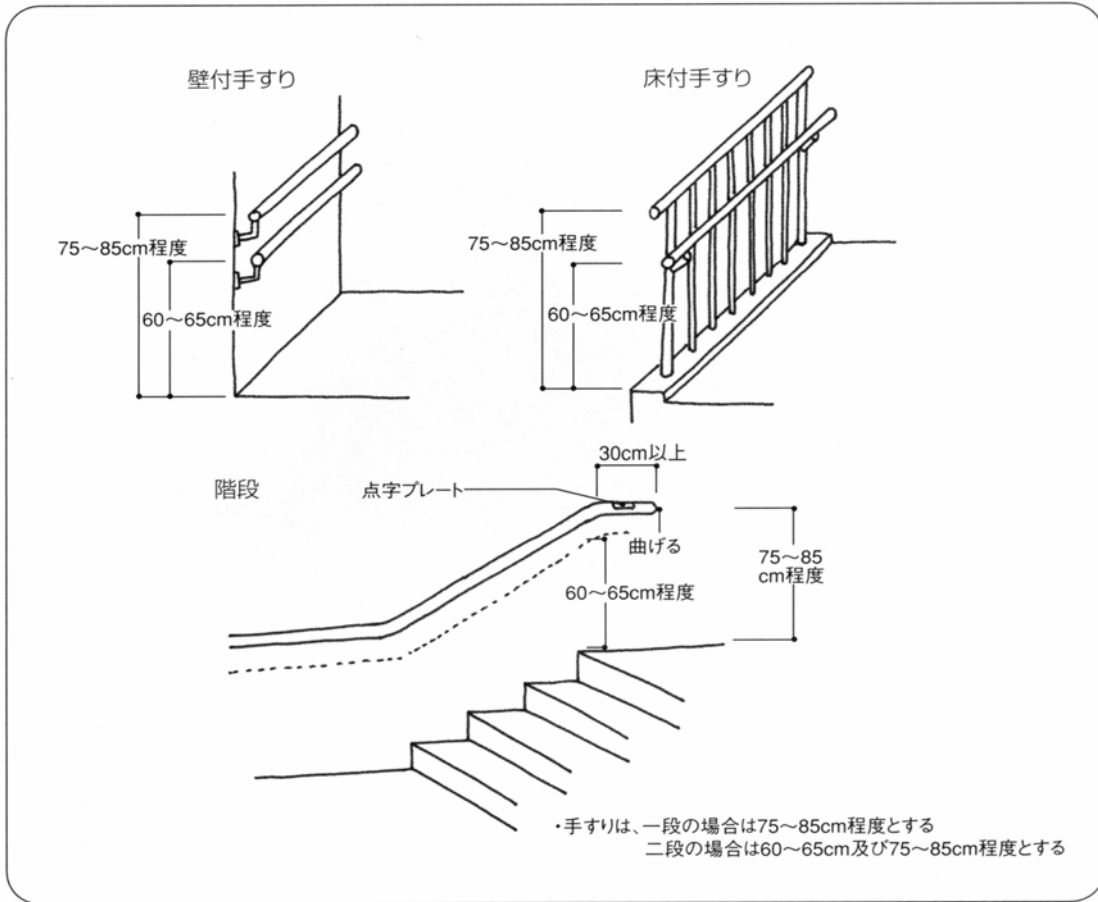
5. 材質

- 手ざわり、耐久性、耐食性、外観など取付箇所に見合ったものとする。
- 階段、傾斜路等の手すりは体重をかけたときに滑りにくいものとする。
- 壁等周囲と識別しやすい色とする。

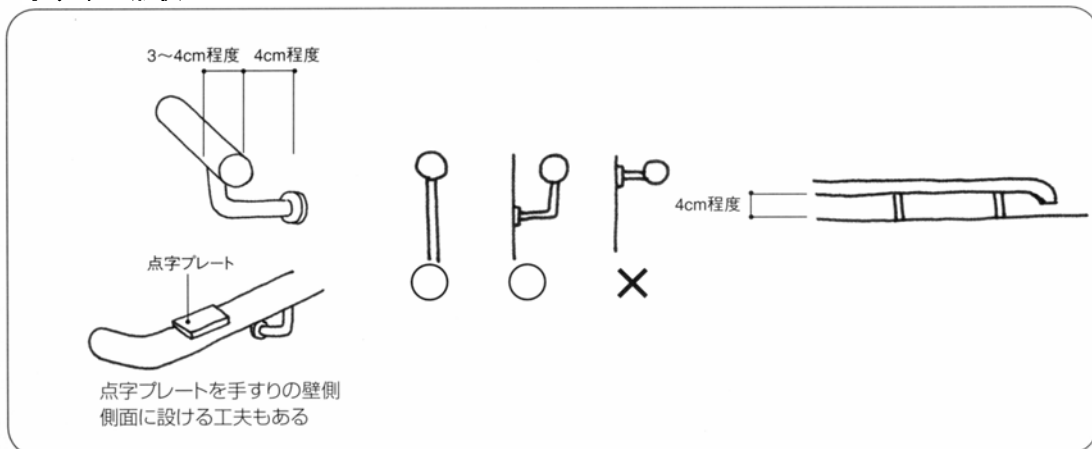
6. その他

- 手すりは、原則として廊下や階段、傾斜路等の両側に、終始端部まで届くように設置する。
- 利用者に応じて、手すり終始端部などの要所には現在位置などを点字表示する。

手すりの設置例



手すりの形状



1-17 カウンター・記載台

整備基準

高齢者や障がい者等が利用しやすいカウンターや記載台も設置する。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-1-13 受付 P.54-55

解説と設置方法

どのように使われることが多いカウンターや記載台であるのか、その状況に応じた位置や構造とする。

1. 位置

- 車いす使用者が利用できるカウンターでは、車いす使用者が寄りつきやすいように、カウンターの前に転回できる十分なスペース（直径 1.5m以上）を確保する。

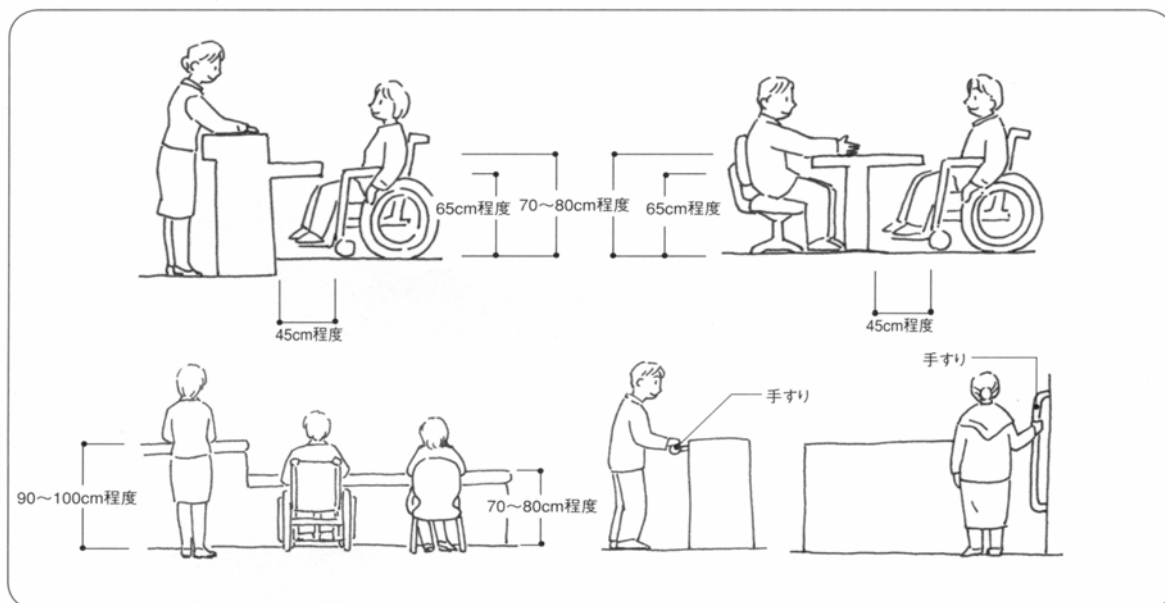
2. 形状

- 車いす使用者が利用できるカウンターとしては、カウンターの下部に、高さ 65cm 程度、奥行き 45cm 程度のスペースを設け、車いすのフットレストの支障にならないものとする。
- 車いす使用者対応カウンター以外では、使用目的に応じて高さを配慮する。
（例）いすを使用する場合：机上面高さ 70～80cm 程度
立位の場合：机上面高さ 90～100cm 程度
- 立位で使用するカウンターや記載台は、体の支えとなるように台を固定する。また、必要に応じて支えになる手すりを設置する。

3. 呼び出しカウンター

- 視覚障がい者や聴覚障がい者には、音声や文字情報を提供し、必要に応じて視覚障がい者誘導用床材を敷設する。

カウンターや記載台の整備例



文字と音による呼び出しの例



カウンターの整備例：車いす使用者のフットレストの支障にならないようテーブル下にも十分な奥行きがある。また、手前に車いすが転回できる十分なスペースがある。（知立市役所）

1-18 公衆電話

整備基準

すべての人が利用できる公衆電話を設置する。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-1-14 電話コーナー P.56-57

解説及び設置方法

玄関ホールなどのわかりやすい場所に設置し、利用しやすいように配慮する。

1. 電話台

- 電話台の高さは70cm前後とし、下部に車いすのフットレスト及びひざが入るよう、高さ65cm、奥行45cm程度のスペースを確保する。
- 受話器及び電話ダイヤル又はプッシュボタンの中心は90cm程度の高さとする。操作する部位が1mを超えないようにする。
- 周囲には、車いす使用者が転回できるスペースを確保し、段差その他障害物を設けない。

2. 電話機等

- 視覚障がい者用ダイヤル、音量増幅装置の付いた電話機とする。
- 聴覚障がい者や言語障がい者のために、ファクシミリや通信モデム端子の付いた電話機を設置するか、それらが利用できる旨を案内する。また、24時間営業店舗や駅等、長時間利用できる場所でファックスサービスの促進を図る。

3. 案内表示

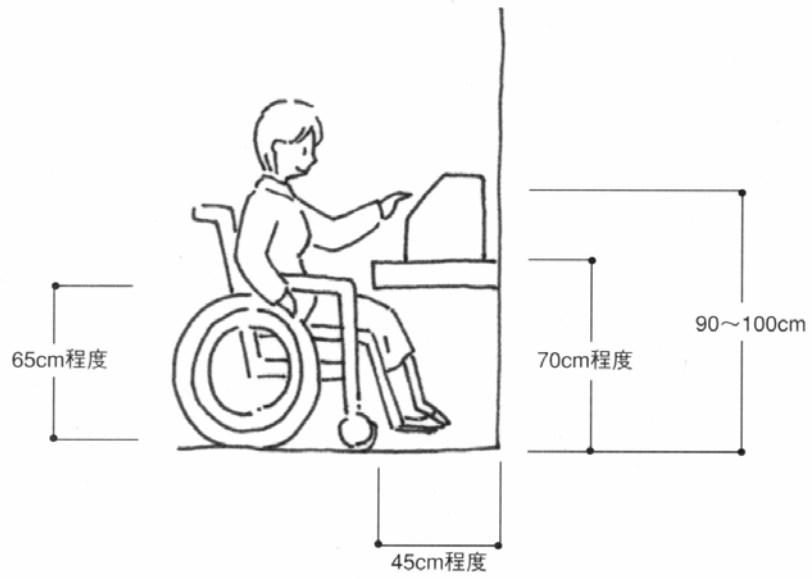
- 設置場所を分かりやすく見やすい場所に表示する。
- 表示については、建築物「15 案内表示等」P.44-45 公共サイン「7 建物等付帯設備等のサイン」P.118を適用する。

4. その他

- 敷地内の屋外において公衆電話を設ける場合は、道路「13 案内板、照明施設、公衆電話、交通安全対策」P.80及び公園「7 電話ボックス」P.91を参照する。
- 携帯電話を使用するための電話室を設ける場合の出入り口は、建築物「3 出入口」P.16-17を適用する。

電話台の整備例

車いす使用者が利用
しやすい電話台を設ける



1 -19 自動販売機・水飲み器・現金自動預払機等

整備基準

建物を利用するときの利便のために自動販売機や水飲み器・現金自動預払機等を設置する場合は、高齢者、障がい者、外国人等が使用しやすい形状や機能をもつものを設置する。設置にあたっては、通行の支障とならないよう配慮する。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-1-17 券売機・自動販売機 P.60-61

2-3-1 公園 P.106-111

解説と設置方法

操作するときのボタン類の高さや大きさ等の使いやすさ、視覚障がいのある人への対応や、車いす使用者のひざが入る空間等に考慮された製品を選定する。

1. 自動販売機

金銭投入口、操作ボタン及び取り出し口等がそれぞれ高さ 40～110 cm程度の範囲に収まるものを選ぶようにすることが望ましい。

硬貨投入口は、硬貨を投入しやすい形状のものとする。

複雑な機械操作が難しい人もいるため、投入口を識別しやすくするため黄色で強調したり、わかりやすい表示をする。

2. 水飲み器

水飲み器等の周辺には、車いす使用者が接近できる水平部分を極力確保することが望ましい。

車いす使用者の利用に配慮して、下部にひざが入るスペースを確保する。

つえや傘を立てかけるフック等や腰かけ、荷物を置ける台等を設ける等の配慮に努める。

外出先で緊張により喉が渇きやすかったり、薬を飲む人への配慮として、移動経路の近くに水飲み場を設置し、それをわかりやすく伝える。

3. 現金自動預払機

機械の操作方法は、わかりやすい表示をする。

順番待ちの列への並び順を床にわかりやすく表示する

出入り口から現金自動預払機までの経路の有効幅員は 90cm以上とする。



自動販売機の整備例：1段目商品選択ボタンに届かない人への配慮として低い位置で操作する補助ボタンがついている。2段目への配慮もあると良い。

(市内商業施設)



水飲み器の整備例：下部に膝が入るスペースを確保。小さな子どもが届くよう踏み台と安定して利用できるよう手すりを設置している。(市内上重原公園)



現金自動預払機の整備例：タッチパネルで容易に操作できる。画面位置を車いす使用者にも利用し易く低く設置することが望ましい。(市内コンビニ)

1-20 コンセント・スイッチ類

整備基準

建築物内の主要なコンセントやスイッチ類は、すべての人に使いやすい位置に設けるとともに、その形状も使用しやすいものとする。

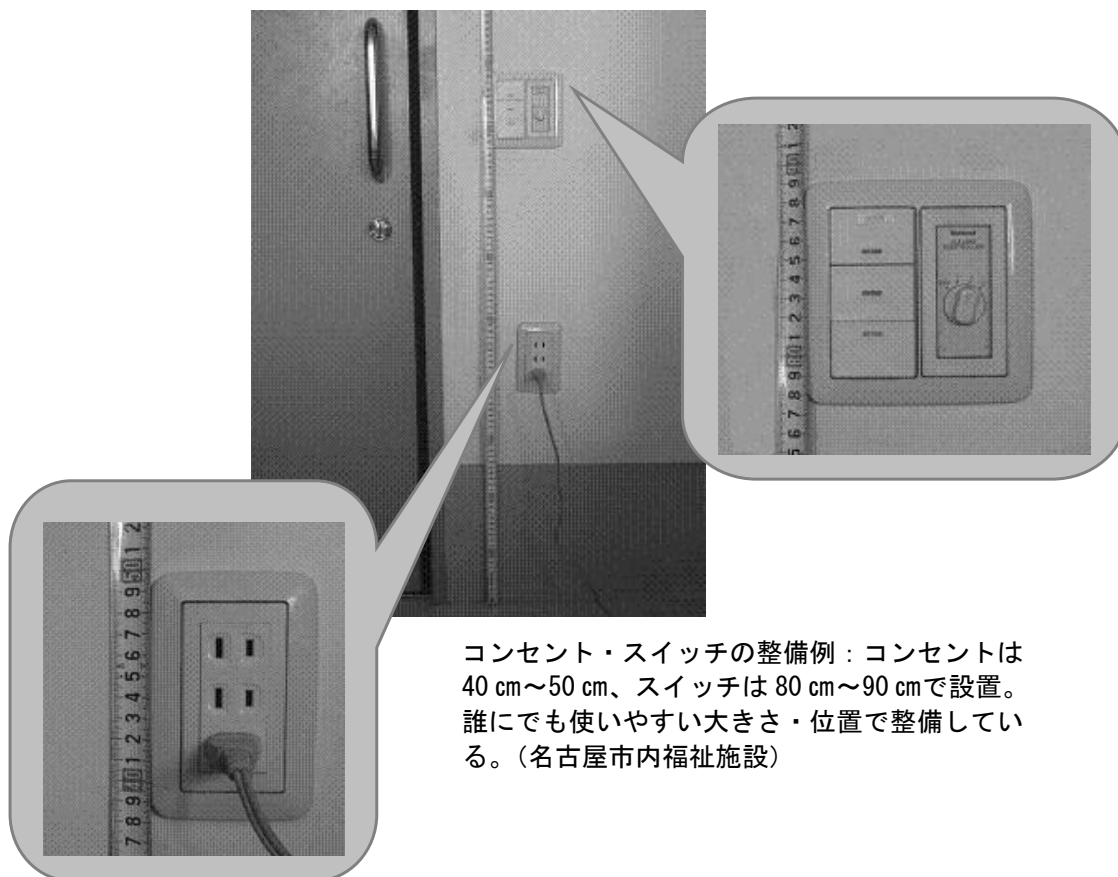
知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-1-18 スイッチ・コンセント P.62

解説と設置方法

障がいのない人、車いす使用者と立位の歩行困難者、視覚障がい者等に対応できる位置に設け、操作のしやすい大型のスイッチを使用する。

1. 高さ・形状

- コンセントは、最低位置が床上 40 cm となるように設置する。
- スイッチやボタン等は、中心高さが床上 80cm~90cm の間に設置し、最高位置が 1 m を超えないようにする。
- スイッチやボタン等は、大型で動作が容易なものを使用する。
- インターホンは操作部分の中心高さが床上 1 m 程度となるように設置する。
- 側面に壁がある場合、あきを 40cm 以上確保する。
- スイッチ類のデザインは建物内で統一する。
- 必要に応じて点字や文字等でスイッチの機能を表示する。



コンセント・スイッチの整備例：コンセントは 40 cm~50 cm、スイッチは 80 cm~90 cm で設置。誰にでも使いやすい大きさ・位置で整備している。(名古屋市内福祉施設)

1 -21 緊急時の設備

整備基準

さまざまな情報伝達手段で緊急事態の発生と安全な避難経路を知らせる。
フラッシュや音声により、緊急事態が発生を知らせる整備をする。

解説と設置方法

人命にも関わるので、緊急時の情報は、情報収集が困難な視覚障がい者、聴覚障がい者を含むすべての人に確実に伝達できるように整備する。

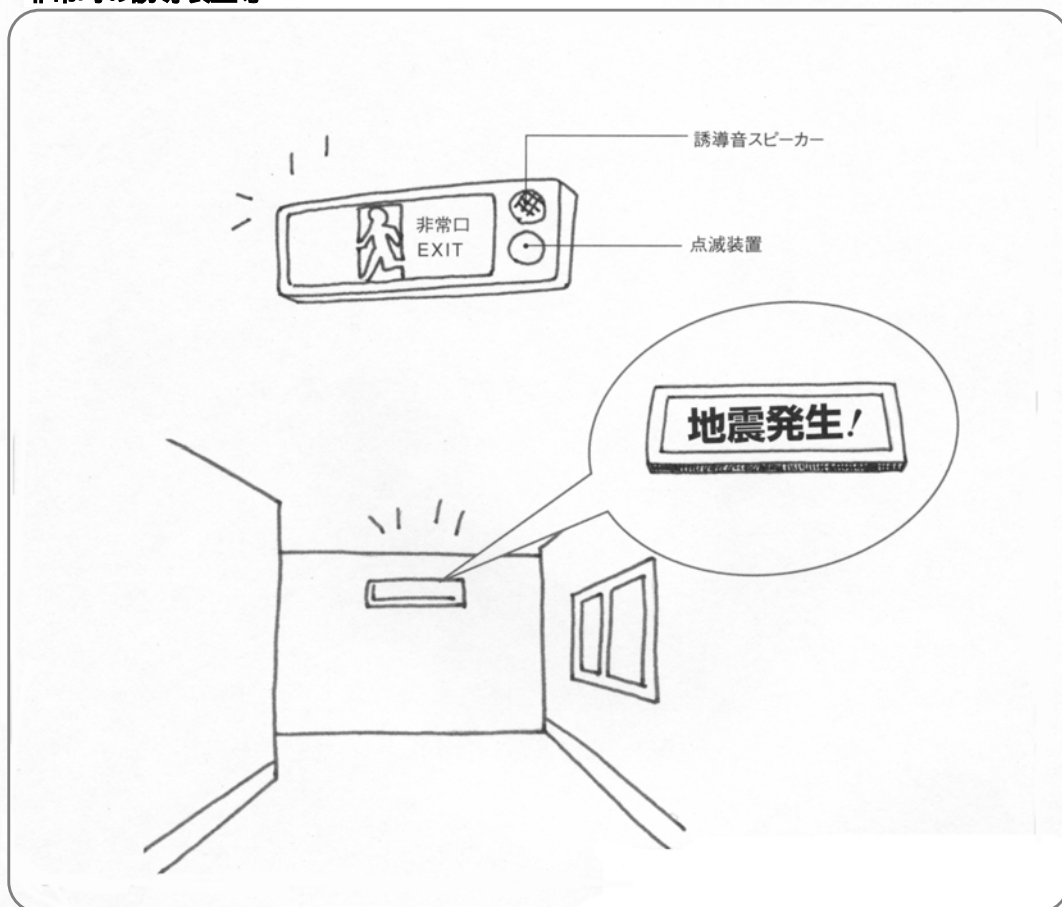
警報装置は、光、音、文字及びピクトグラム（絵文字）によって伝達する装置を設ける。

避難路には、誘導音装置付点滅型誘導灯を設置する。

誘導灯等で案内する非常口には段差を設けない。やむをえない場合には、建築物「5 傾斜路」P.21-23 に定める構造で傾斜路を設ける。

速やかな誘導ができるよう、日常より定期的な避難訓練を実施し、避難体制を確立する。

非常時の誘導装置等



1-22 集合住宅

整備基準

建築物全般の整備基準に、次の点を加えた住宅供給をする。

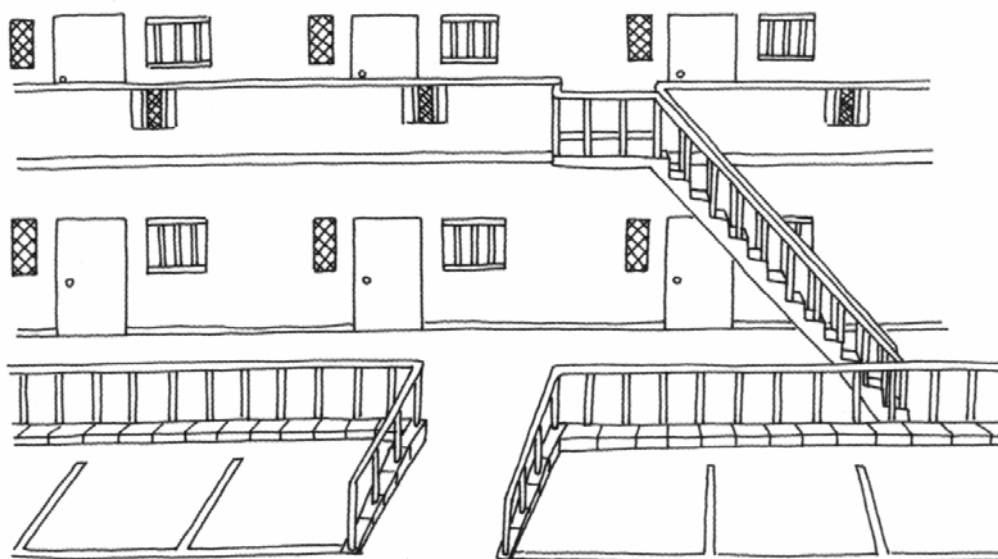
- ① 4戸以上の集合住宅では、道路から1階にある各戸出入口まで、段差のない経路を確保する。
- ② 20戸以上の民間集合住宅では、エレベータの設置を誘導する。

解説と設置方法

高齢社会や障がい者の自立生活への対応を考慮した住宅整備をする。

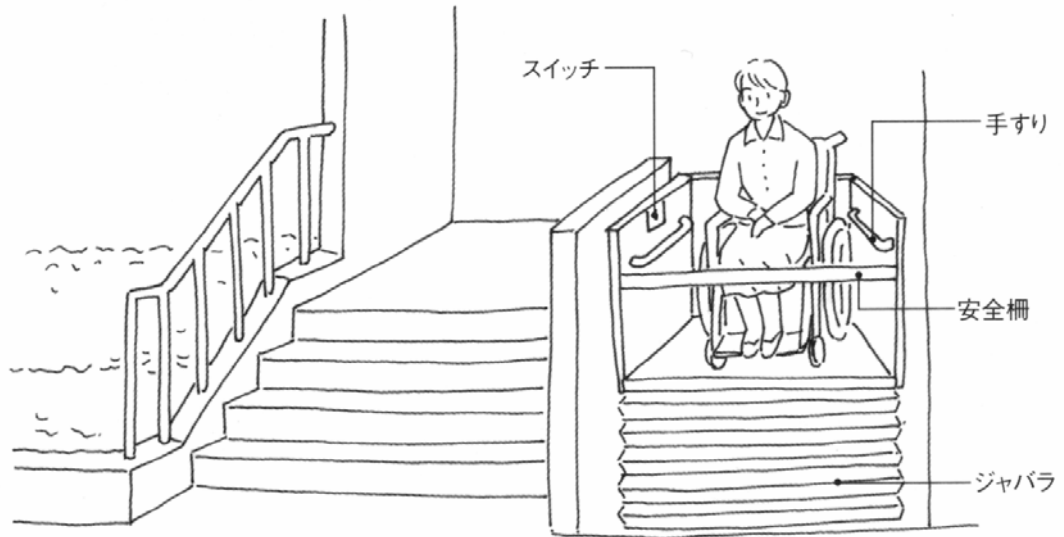
- 市営住宅では、新築や改築に合わせて、高齢者又は障がい者対応住宅を整備する。民間住宅による整備も指導、促進する。
- 道路から各戸出入口までの段差のない経路、出入口、共用階段、エレベータについては、建築物「1 アプローチ」P. 10-12 「3 出入口」P. 16-18 「6 階段」P. 24-25 「7 エレベータ」P. 26-27 及び道路「7 沿道施設との段差解消」P. 72 を適用する。
- 駐車場が設けられる場合は、高齢者又は障がい者対応住宅の整備に合わせて、障害者用駐車スペースを設置し、建築物「2 車いす使用者用駐車スペース等」P. 13-15 を適用する。

1階出入口までの整備例



1階各戸出入口までの経路に段差を設けない

傾斜路の設置が困難な場合、昇降装置による整備例



1-23 屋上・バルコニー

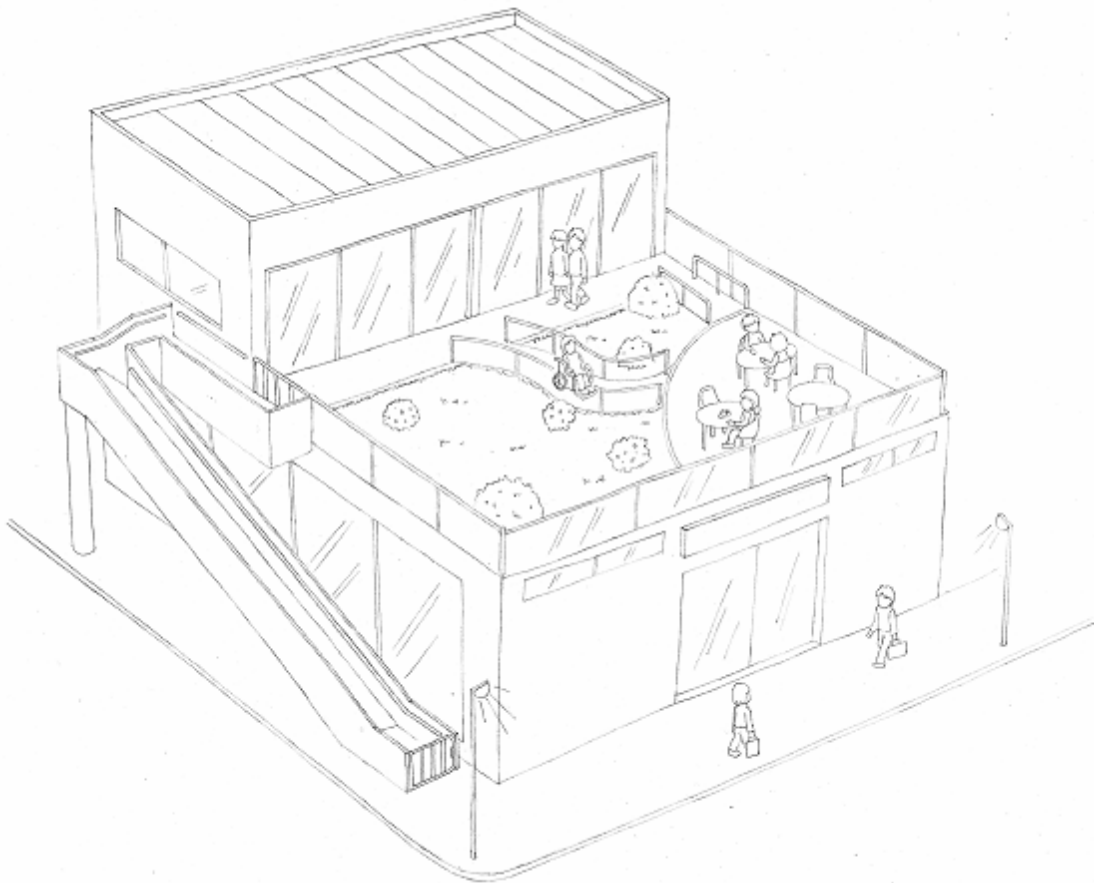
整備基準

休憩や展望を楽しむだけでなく、避難上有効な屋上・バルコニーをすべての人が利用できるよう配慮して整備する。

解説と設置方法

屋上やバルコニーへの移動や空間、手すり等の整備については、該当整備項目の整備基準を適用する。

屋上・バルコニーの整備例



1 -24 路外駐車場

整備基準

路外駐車場には、¹車いす使用者の駐車スペースや²高齢者・障害者等用駐車スペース（以下、「車いす使用者用駐車スペース等」という。）を設置する。

車いす使用者用駐車スペースの有効幅員は、1台あたり3.5m以上とする。
車いす使用者用駐車スペース等は建物の主要な出入口に近い位置に設ける。
車いす使用者用駐車スペース等の対象者を伝える表示をする。

路面は滑りにくく段差のない仕上げとする。

ロック板等を設置する場合は、車いす使用者の乗降に支障のない形状のものとする。

¹「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に規定する「車いす使用者用駐車施設」に関するものをいう。以下同じ。

²「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に規定する「高齢者・障害者等」。以下同じ。

解説と設置方法

平成18年6月1日から道路交通法が改正され、路外駐車場（コインパーキング等）の需要が高まっている。高齢者や障がい者が社会参加をする上で、自動車は有効な移動手段の一つである。車いす使用者は自動車から車いすに乗り移るときには、十分なスペースを必要としている。また、車いすを使用しない高齢者、障害者等も出入口に近い位置にある優先スペースを必要としている。こうした利用に配慮した駐車スペースを次のように設ける。

1. 設置数

(1) 車いす使用者用駐車スペース

駐車台数が25台を超える駐車場では、駐車台数50台ごとに1台ずつ加算する割合で設ける。

150台以上の場合は、4台以上とする。

駐車場台数が25台に満たない駐車場であっても車いす使用者の利用者に配慮した駐車場の設置に努める。

(2) 高齢者・障害者等用駐車優先スペース

車いす使用者用駐車スペースを3台以上設置する場合は、車いす使用者用駐車スペースの他に3.5m以上の幅員を必要としない高齢者・障害者等用駐車優先スペースを可能な限り設置する。

2. 車いす使用者用駐車スペースの有効幅員

車いす使用者の乗降は、自動車のドアを全開した状態で容易に行える幅を確保する必要があり、また介助者の同行も見込まれるので、1台あたり3.5m以上とする。車いす使用者用駐車スペースを1台分だけ設けるときは、乗降用スペース（ゼブラゾーン）を両側に設ける。

車いす使用者用駐車スペースを2台分以上設けるときは、スペースを並べて設ける。

3. 位置

- 車いす使用者用駐車スペース等は、整備基準による建物の出入口に一番近い場所に設置する。
- 車いす使用者用駐車スペース等は、屋内駐車場で、エレベータが設置されている場合は、その経路に一番近い場所に設置する。

4. 案内表示等

- 車いす使用者用駐車スペースは、一般用駐車スペースと区分するため、運転席からも判別できる大きさの障がい者シンボルマークを塗装表示する。
- 乗降用スペースには、斜線（ゼブラマーク）を塗装表示する。
- 一般の利用を規制する標識等を設ける。
- 高齢者・障害者等用駐車優先スペースを設けた場合は対象者が誰かわかるようにピクトグラム（絵文字）等で誰にでもわかるよう表示する。
- 駐車場入口から車いす使用者用駐車スペース等に至る経路案内を表示する。

5. 通路

- 通路については、建築物「1 アプローチ」P.10-12の整備基準を適用する。

6. ロック板等

- 車いす使用者用駐車スペース等にロック板等を設ける場合は、車いす使用者の乗降に支障のない形状の装置を使用するとともに、設置位置に配慮する。

7. 自然・景観の保存

- 駐車場を新設・改善する際には、従前の自然や景観を損なうことがないように、保存しつつ設置する。

8. その他

- 車いす使用者用駐車スペース等は水平部分に設け、床面は、平たんで濡れても滑りにくい整備とする。
- 屋外の車いす使用者用駐車スペース等には上屋を設置するよう努める。
- 発券所等を設ける場合は、曲がり角や斜路部分に設けないように計画し、料金支払機等の機械は、操作位置等の高さが高齢者・障害者等に利用しやすい機種とする。
- やむをえず排水溝を設ける場合、つえ、車いすのキャスター等が落ちない構造のふたを設ける。

2 道路

1. 歩車道の分離
2. 歩道の有効幅員・勾配・舗装材料等
3. 歩道の切下げ等
4. 枝道との交差部
5. 車両乗入れ口
6. 緑道・自転車歩行者専用道路等
7. 沿道施設との段差解消
8. 立体横断施設
9. 標識柱や電柱類の整理
10. 視覚障がい者誘導用設備とその共用
11. 橋の取付け部
12. 休憩施設・小広場
13. 案内板、照明施設、公衆電話、
交通安全対策

2-1 歩車道の分離

整備基準

歩道は、道路条件により車道と区別する。
やむをえず、歩道と車道が交差する場合には、見通しをよくする等、危険を回避するための配慮をする。

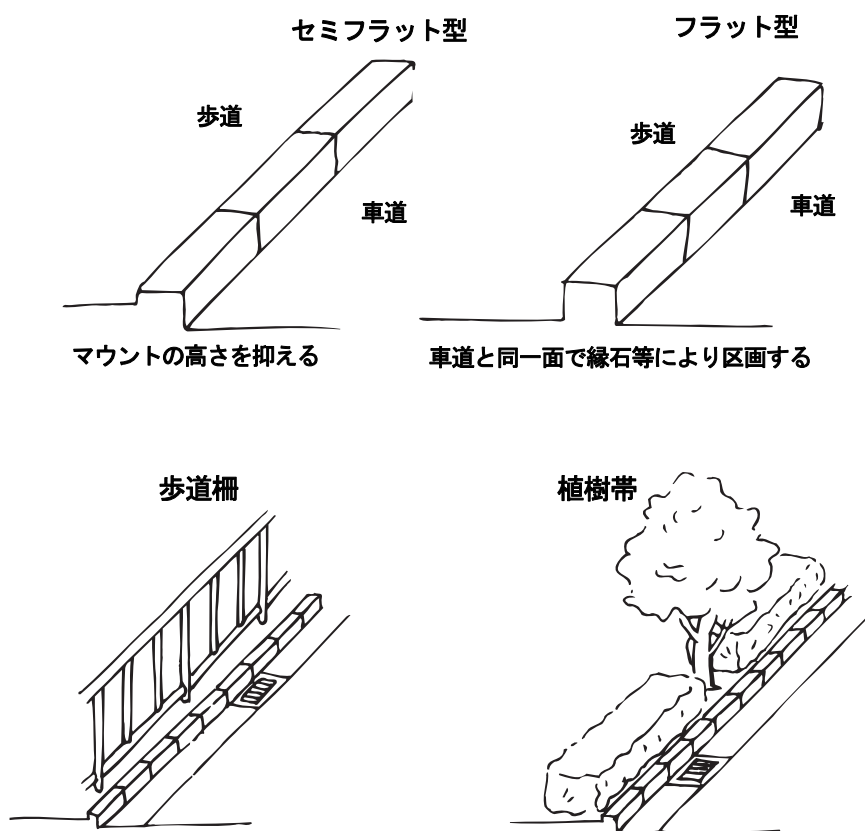
知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-2-2 歩道 P.86-91

解説と設置方法

歩道と車道は分離することを原則とする。ただし、道路幅員が狭いとき、交通量が少ないときは、必要に応じて他の安全対策や代替策により状況に合わせて整備する。

- 障がいの中でも知的障がい、発達障がい、精神障がいのある人の中には、周囲への確認を十分にせず、急に飛び出してしまうこともある。歩道と車道が交差する場合には、危険を回避するために車両からの見通しをよくする等の配慮をする。

歩車道分離の例



2 -2 歩道の有効幅員・勾配・舗装材料等

整備基準

歩道の幅員は、2.5m以上とする。

歩道の横断勾配は、2%以下（1/50）で、かつ、最小限とする。

歩道の縦断勾配は、可能な限り5%以下（1/20）とする。

舗装材料は、滑りにくく、凹凸の少ない材料を用いる。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-2-2 歩道 P.86-91

解説と設置方法

すべての人が安心して通行できるよう、できるだけ広い歩道幅員を確保する。自転車の通行が多い歩道については、3m以上の有効幅員を確保するよう努める。

歩道の勾配は、車いすを使用する人が直進しにくいことや、移動しにくい原因となる。透水性舗装等によって横断勾配を1%まで緩和するよう工夫する。地形上坂道となる歩道は、建築物の屋外傾斜路と同様に考え、坂の途中に水平部分を設けて移動の負担を軽減する。

1. 有効幅員

原則として、車いす同士が安心してすれ違える有効幅員2m以上を確保する。

2mの有効幅員を確保できない場合は、車いす使用者が通行できるように、1m以上の幅員を連続的に確保し、車いすの回転のために1.5m以上の幅員部分を確保する。

沿道敷地で歩行者空間として利用できる用地がある場合、外構部分の段差をなくす等によって歩道と平面的に一体化するよう工夫する。

電柱や標識柱、街路灯、信号柱などの道路附属物や占用物、また不法占用物等により有効幅員や¹建築限界の範囲を確保するように、将来にわたって配慮する。

沿道の民間敷地には、建物の²セットバック等により敷地の提供を誘導する。

¹建築限界 道路上において、車両や歩行者の安全を確保するために、一定の幅と高さの範囲内には障害となるような物を置いてはいけないという空間確保の限界である。

²セットバック 敷地の境界線上から外壁を後退させること。
(出典：日本建築学会編 建築学用語辞典 岩波書店)

2. 勾配

透水性舗装や排水性舗装により、歩道や路肩部分の横断勾配を緩和する。

勾配が5%を超える歩道においては、垂直に1m上昇するごとに、長さ1.5m以上の水平部分を設ける。

3. 舗装材料

平たんで濡れても滑りにくく、水はけのよい仕上げとなるものを使用する。

透水性舗装や排水性舗装による整備を進める。

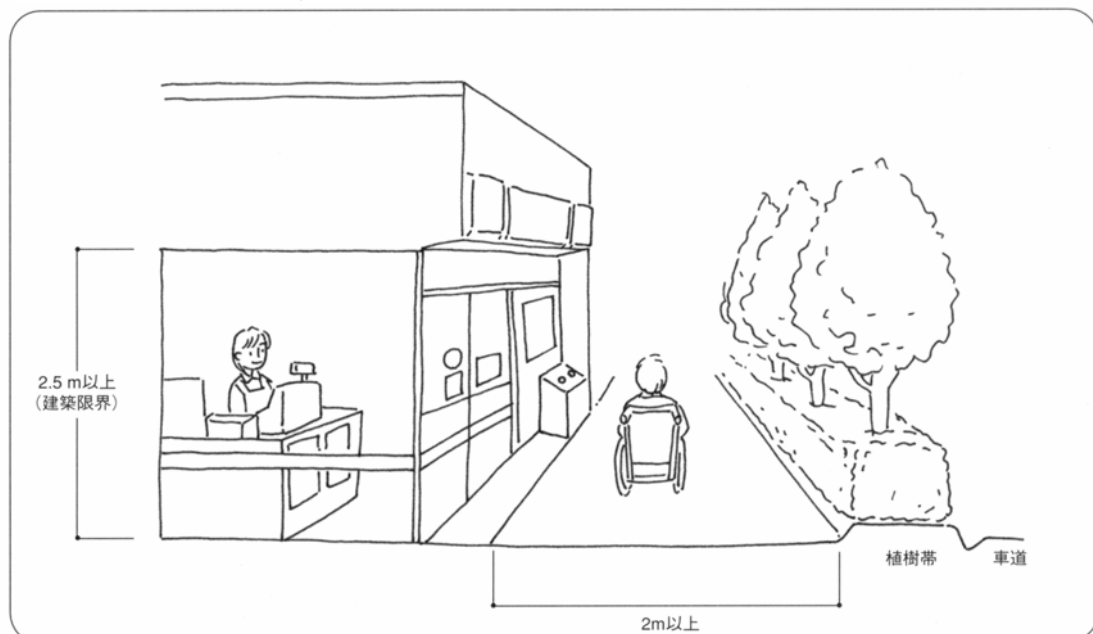
舗装ブロック等を使用する場合は、つまづく危険がない材質を使用するとともに、

- 舗装ブロック等を使用する場合は、つまづく危険がない材質を使用するとともに、定期的な補修を行う。

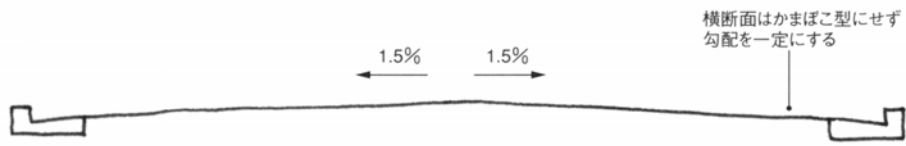
4. その他

- 植樹帯や街路樹等は、有効幅員の確保と緑化推進の観点から、樹種の選定や設置方法を考慮する。
- 違法駐車や不法占用物によって有効幅員が狭められないように、車止めの設置、PRシートの敷設などの工夫をする。
- 排水溝や集水ます、植樹ます等のふたは、歩行の支障にならないようにする。
- 防護柵のボルトの突起、巻き込み部のエッジ及び支柱等が歩行者に危険を与えないよう配慮する。
- 興味があるものに反応して急に飛び出してしまう人や車が近くを走行することに敏感な人もいる。歩道と車道を植樹帯や柵等で分離する等の配慮をする。

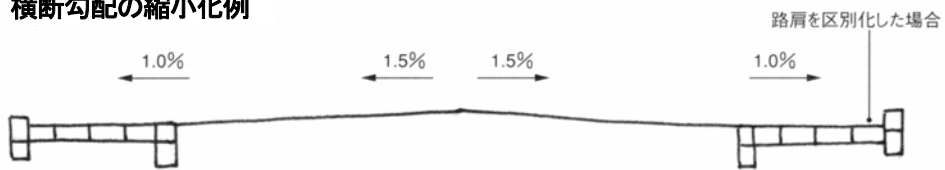
歩道の有効幅員と沿道敷設との段差解消



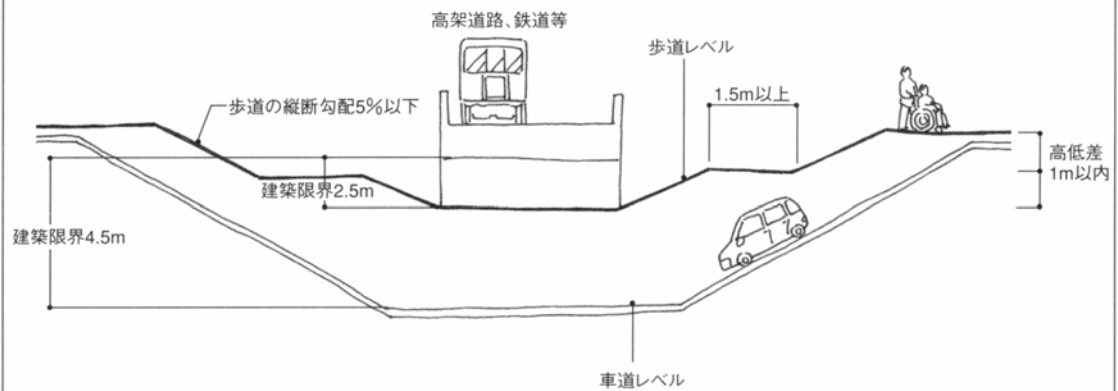
横断勾配の一定化例



横断勾配の縮小化例



横断勾配があるときの整備例



2-3 歩道の切下げ等

整備基準

- ①歩道と車道の接続部分には、段差を設けない。
- ②接続部分に設けるすりつけ縦断勾配は、5%以下（約1/20）とし、できるだけゆるやかにする。やむをえない場合は、8%以下とする。勾配の方向は、歩行者の動線方向と一致させる。
- ③接続部分には、できるだけ横断待ちのための水平部を設ける。

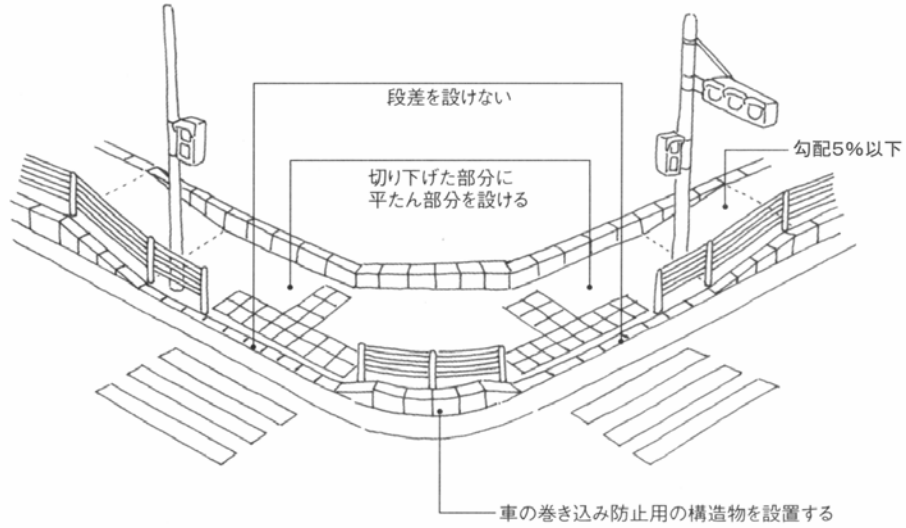
知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-2-2 歩道 P.86-91

解説と設置方法

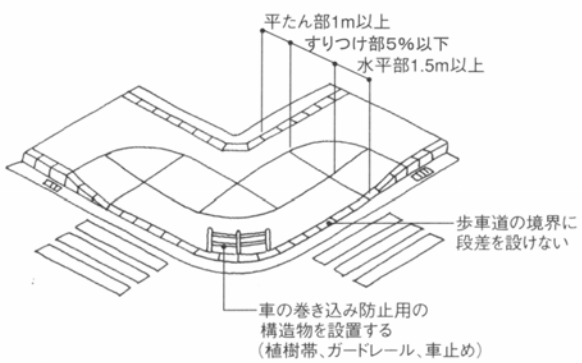
すべての人が、自由に移動できる歩行空間を連続的に確保する。また、通行動線上に段差が生じないように整備し、歩きやすい歩行空間を広げる。

- すりつけ縦断勾配は5%（約1/20）以下とし、できるだけゆるやかにする。やむをえない場合は、8%以下とする。
- すりつけ勾配は歩行動線と一致させる。
- 街きょブロックは、歩行動線上に段差の生じないものを採用する。
- 信号待ち等で、切下げた部分で車いす使用者が止まれる水平部分をできるだけ確保する。
- 歩道幅員が広い道路どうしの交差点では、上記の切下げのほかに平坦な歩行空間を確保する。
- 交差点の歩道巻き込み部においては、歩行者の安全を確保する方策（防護柵、車止め、植樹帯、縁石等）を設置する。
- 切下げ部分に水がたまらないよう排水ます等を設ける。ますのふたは滑りにくく、車いす、つえ使用の支障とならないものを採用し、歩行動線をさけて設置する。

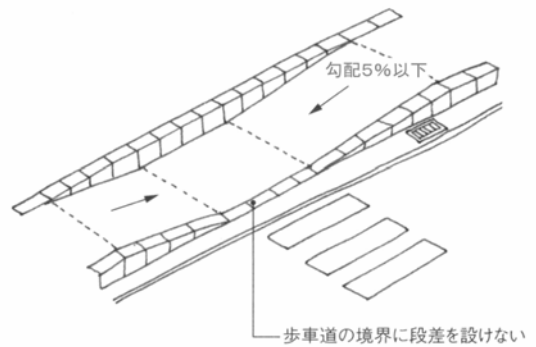
交差点部の整備例



広幅員な歩道交差点部の整備例



横断歩道部の整備例



視覚障がい者誘導用設備を省略して示している

2-4 枝道との交差部

整備基準

歩道のある道路が交通量の少ない枝道と交差する部分では、歩行空間を連続して確保する。

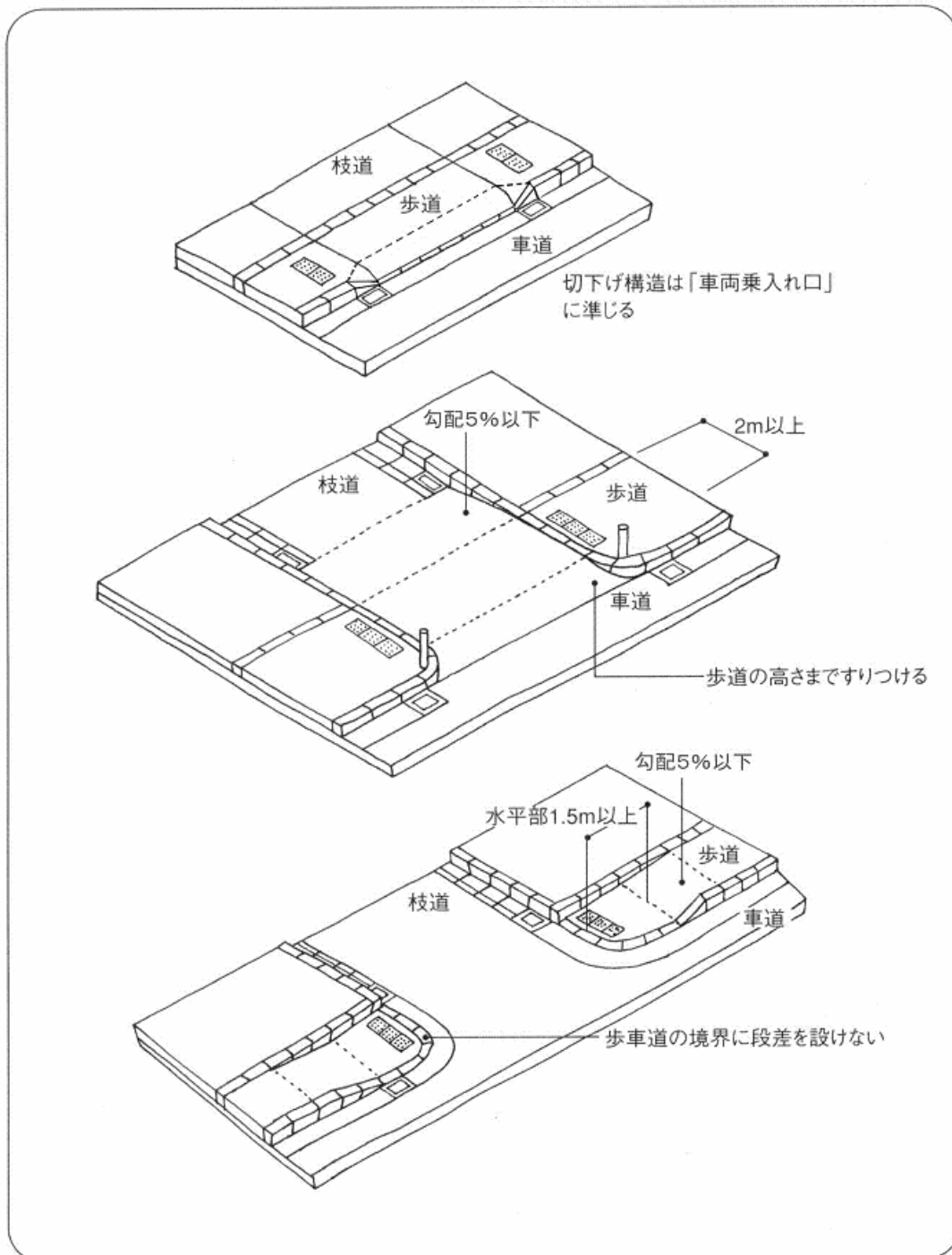
知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-2-2 歩道 P.86-91

解説と設置方法

枝道によって歩行空間の連続性が分断されたり、歩行面の高低差が生じないようにして、安全と歩きやすさを確保する。歩道の形状や枝道の自動車交通量に応じた整備を工夫する。

- 枝道の幅員が狭い場合（概ね4 m以下）または自動車交通量が少ない場合には、歩道を連続させ、車乗入れ部と同じ構造とする。
- 枝道が広い場合は、歩道は切開きの構造とするが、枝道を歩道の高さまで持ち上げるか、歩道を切り下げる。
- 交差部には、横断歩道、舗装材料の工夫により自動車運転者への注意を喚起する。
- 歩行者に交差部のあることを知らせるために、交差部の手前には視覚障がい者誘導用設備を設置する。

枝道と交差する部分の整備



2-5 車両乗入れ口

整備基準

歩道の車両乗入れ口では、できるだけ歩道面に高低差が生じない構造とする。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-2-2 歩道 P.86-91

解説と設置方法

セミフラット型歩道等で車両乗入れ口を設ける部分について、連続して平坦な歩道面を確保し、歩きやすい歩道を整備する。

乗入れ構造は、愛知県建設部「道路構造の手引き」による。

植樹帯がある場合は、植樹帯幅の中ですりつける。

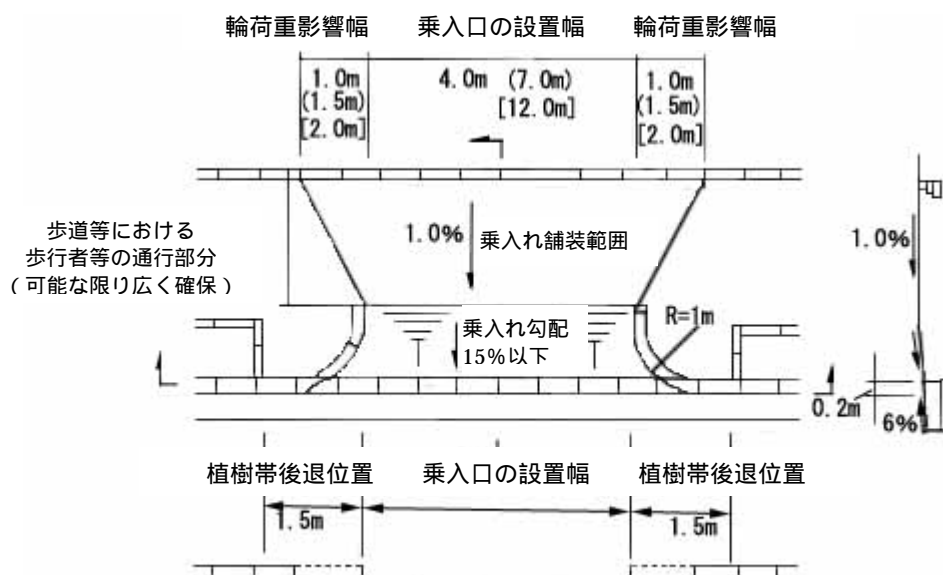
歩道の平坦部が2 m以上確保できる場合は、すりつける構造としてもよい。

上記の構造ができない場合は、歩道全断面を切り下げる。その場合のすりつけ勾配は5%（約1/20）以下で、できるだけゆるやかにする。やむをえない場合は、8%以下とする。

歩道全断面を切り下げる構造の車両乗入れ口が連続する場合は、フラット型歩道等へ変更する。

単路部の横断歩道部分との区別を示すために、車道との境界には適切な段差を残す。

車両乗り入れ口の整備例（植樹帯設置部の場合）



2-6 緑道・自転車歩行者専用道路等

整備基準

車を進入させない、歩行者だけが使える安全で安心して使える道路空間を広げる。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-2-2 歩道 P.86-91

2-2-4 自転車道 P.100-101

解説と設置方法

新規の区画整理に伴う道路整備においては、可能な限り車を進入させない自転車と歩行者専用の道路を整備する。

- 車が進入できないよう、車止めや縁石ブロック等で車道と明確に区分する。
- 有効幅員は、歩道にあつては2.5m以上、自転車歩行車道にあつては3m以上とする。
- 自転車歩行者専用道路は、周辺車道と区別できる舗装材を使用する。
- 自転車歩行者専用道路内は、近隣住民と協議の上、憩いや遊びの空間としても活用できるよう整備する。
- 通学路を中心として自動車の通行を時間規制する。
- 植栽をする場合は、子どもや車いす使用者、自動車運転手等の視野を確保し、安全に配慮する。



自転車歩行者専用道の整備例：車が進入できないよう車止めを設置。カラー舗装で周辺道路と区別。植栽を施し景観にも配慮している。(市内番割公園西)

2-7 沿道施設との段差解消

整備基準

不特定多数の人が利用する施設等の出入口と接続する部分は、段差が生じないようにする。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-2-2 歩道 P.86-91

解説と設置方法

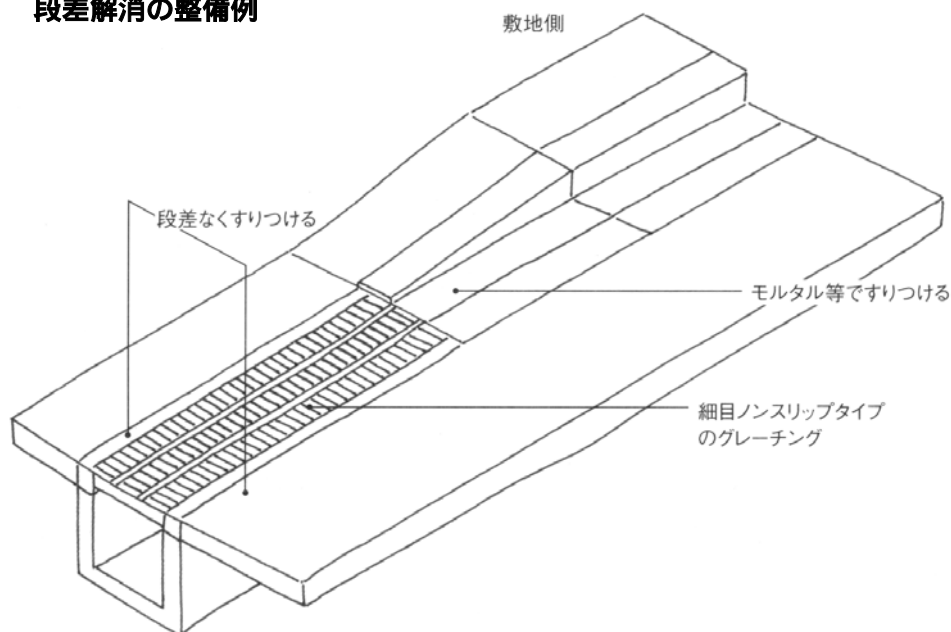
道路から沿道の施設等が利用しやすいように、道路境界に段差が生じないようにする。

原則として、歩道と沿道施設の出入口には段差を設けない。

既存の沿道施設の出入口が道路・歩道との間に段差が生じている場合は、沿道施設内に傾斜路等の段差解消施設を設置するよう図る。

傾斜路の構造は建築物「5 傾斜路」P.21-23の整備基準を参照する。

段差解消の整備例



2-8 立体横断施設

整備基準

立体横断施設は、すべての人が安全で利用しやすい構造とする。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-2-3 立体横断施設 P.92-99

解説と設置方法

横断歩道橋や横断地下道は、歩行者の安全を確保する有効な手段ですが、それらに伴う高低差が移動の支障にならないように配慮して整備する。

- 「立体横断施設技術基準・同解説」（社団法人日本道路協会）に基づき整備する。
- エレベータ、エスカレータ、傾斜路等による垂直移動の経路を確保する。
- エレベータ、エスカレータ、傾斜路等の設置が困難な場合は、近接する横断経路を設けて、車いす使用者や自転車の通行に安全な迂回路を確保する。迂回路の所在を案内表示する。
- 階段、傾斜路、踊り場には両側に手すりを設け、点字案内を示す。
- エレベータ、エスカレータ、傾斜路、階段、手すりについては、建築物についての各整備基準を適用する。
- 障害者が立体横断施設を利用または回避するために必要な視覚障がい者誘導用設備を設置する。
- 施設の舗装材料は平たんで濡れても滑りにくいものとする。
- 夜間の安全な通行のために、照明施設を設置する。



立体横断施設の整備例：エレベータによる垂直移動経路を確保。階段の両側に手すりを設置。自転車の通行にも配慮しスロープも併設している。（名古屋市）

2-9 標識柱や電柱類の整理

整備基準

歩道の有効幅員をできるだけ広く確保するために、標識柱や電柱類を整理して配置する。

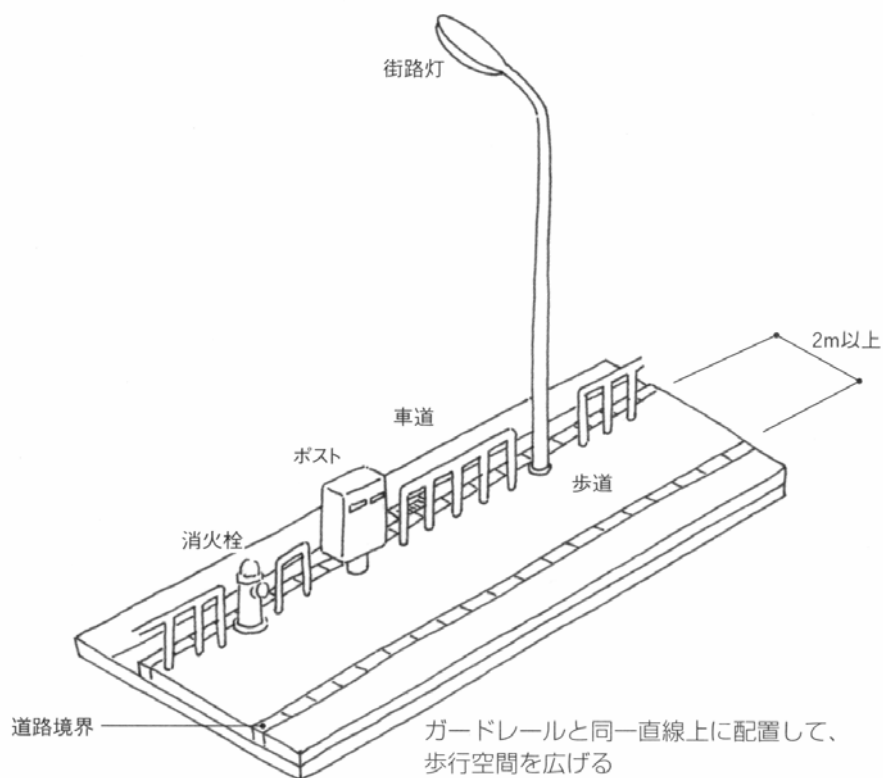
知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-2-2 歩道 P.86-91

解説と設置方法

歩道上の標識柱や電柱類は、原則として車道側に統一して配置し、歩道幅員が広く、齊一になるようにする。また、共架化を図り整理する。

- 公共施設等がある場合は、できるだけ公共施設敷地内に設置する。
- 歩道のない道路では、電柱は沿道の民間敷地内に設置するよう誘導する。
- 視覚障がい者の歩行に支障のない位置に設置または移設する。

道路付属物や占用物の整備例



2-10 視覚障がい者誘導用設備とその共用

整備基準

- ①歩行者が通行する部分には、可能な限り視覚障がい者誘導用設備を設ける。
- ②視覚障がい者誘導用ブロックは、原則として黄色を用いる。歩道の舗装状況によっては、視覚障がい者が容易に識別できるよう、舗装材料の色と明度や輝度に十分な差がある色を用いる。
- ③歩道の交差部や横断歩道の手前には、視覚障がい者誘導用ブロック（点状ブロック）を敷設して自動車通行部分があることを知らせる。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-2-2 歩道 P.86-91

2-5-5 視覚障害者誘導用ブロック P.170-171

解説と設置方法

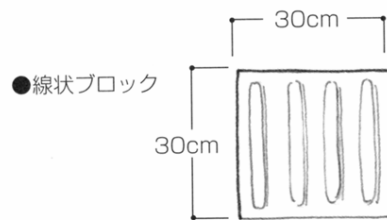
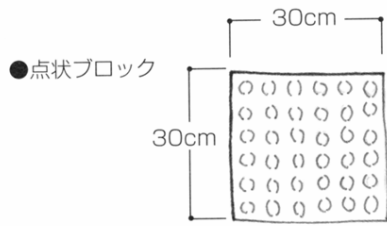
安全で容易に、また覚えやすい方法で視覚障がい者誘導用設備を設けることにより、視覚障がいのある人が歩ける空間を広げる。また、誘導用ブロックの色彩や感触を利用して、すべての歩行者に自動車への注意を喚起する。

- 設置は、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」（社団法人日本道路協会）に基づき整備する。
- 建物敷地内に視覚障がい者誘導用設備がすでにあるか、新設される場合は、歩道の視覚障がい者誘導用設備と連続して整備する。
- 視覚障がい者が多く利用する横断歩道には、積極的に音響式信号機等の設置に努める。
- 視覚障がいのある市民が日常生活で利用頻度の高い道路から設置するために、市民からの要請に基づく整備を推進する。
- 誘導用ブロックは、PRシートや道案内が兼ねられるよう工夫する。
- 視覚障がい者の誘導について、新たな方法が開発された場合は、視覚障がいのある市民と協議の上、本市での導入を検討する。



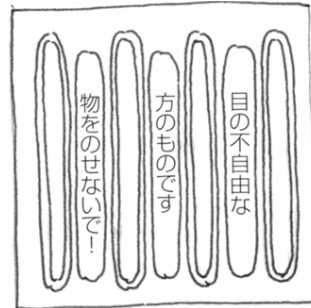
視覚障がい者誘導用設備の整備例：駅出入口から近隣福祉施設まで連続して視覚障がい者誘導用ブロックが敷設してある。
(名古屋市)

誘導用ブロックの設置例



●PRシートの敷設

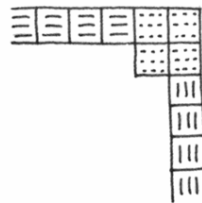
視覚障がい者誘導用ブロック上への
商品や看板のせり出しを防ぐ



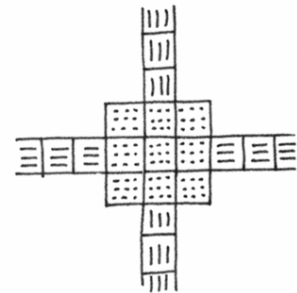
●T字路



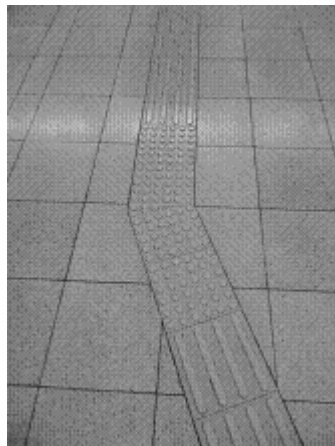
●L字路



●十字路



●屈折・屈曲・分岐地点

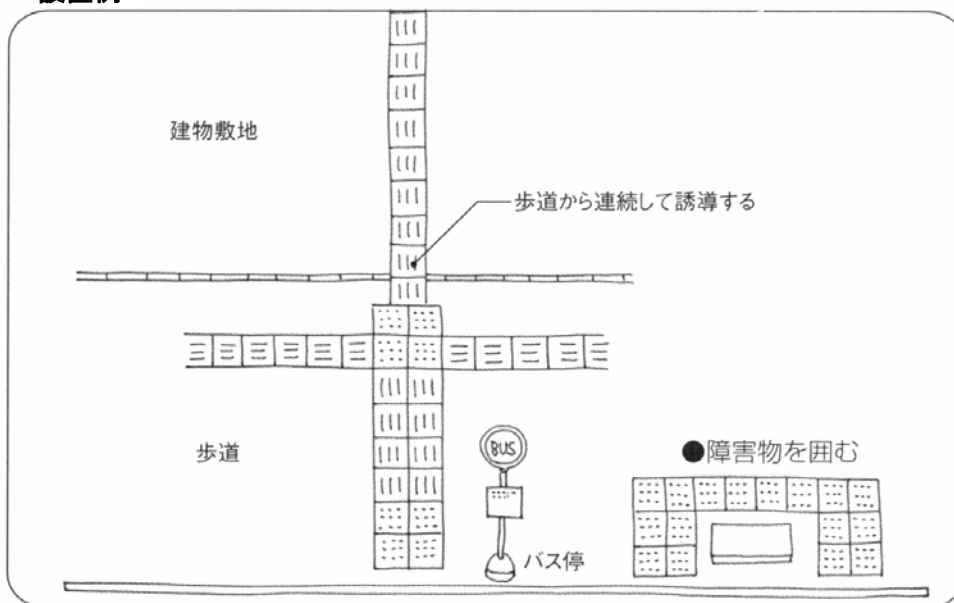


「角度が急な場合の敷設例」

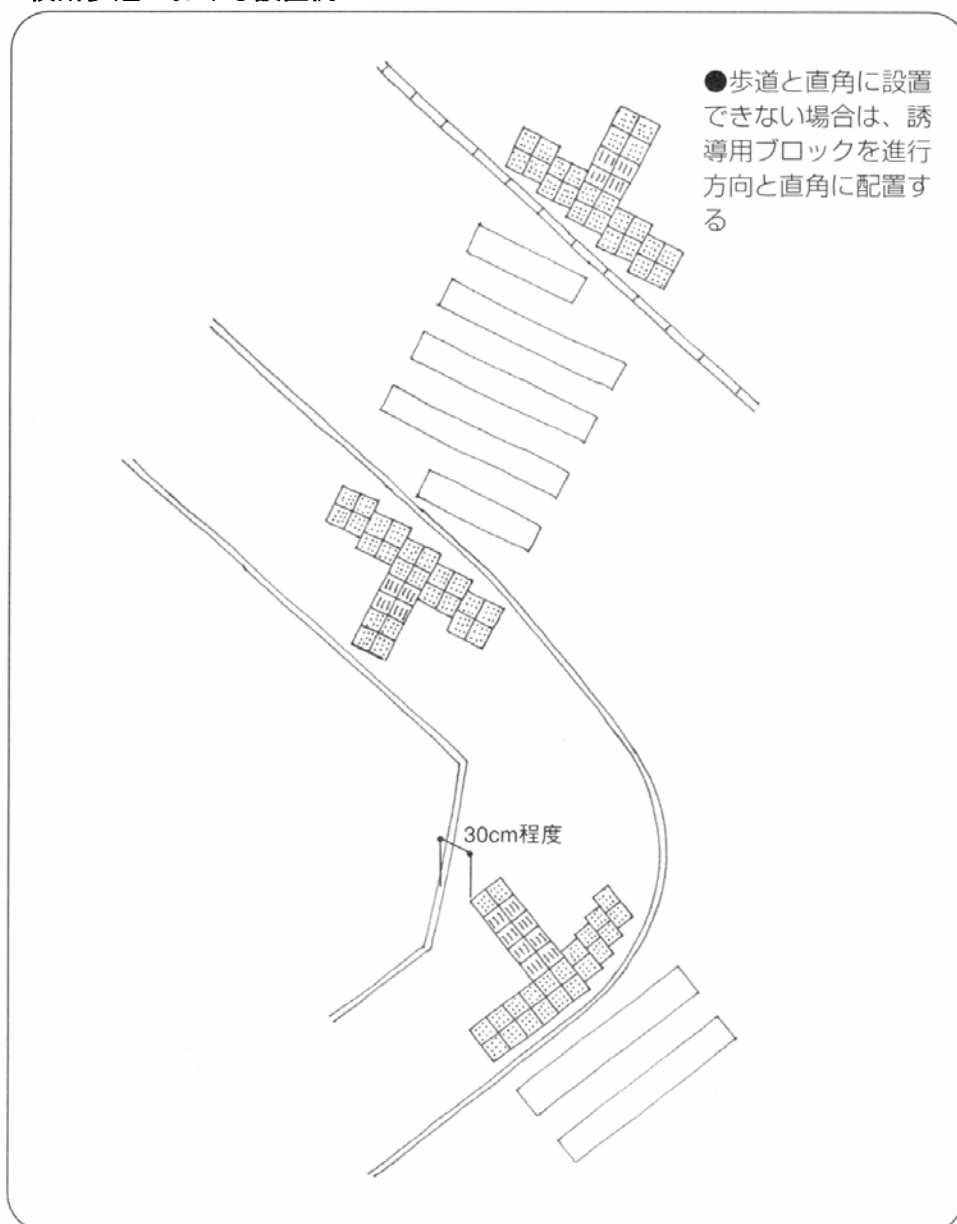


「角度の緩やかな場合(内角が135度以上)の敷設例」

設置例



横断歩道における設置例



2-11 橋の取付け部

整備基準

- ①橋の取付け部においては、できるだけ道路の高低差を縮小し、歩道の水平さを確保する。
- ②橋の取付け部において生じる勾配は、5%以下とし、勾配の方向は、歩行者の通行動線の方向と一致させる。やむをえない場合は、8%以下とする。

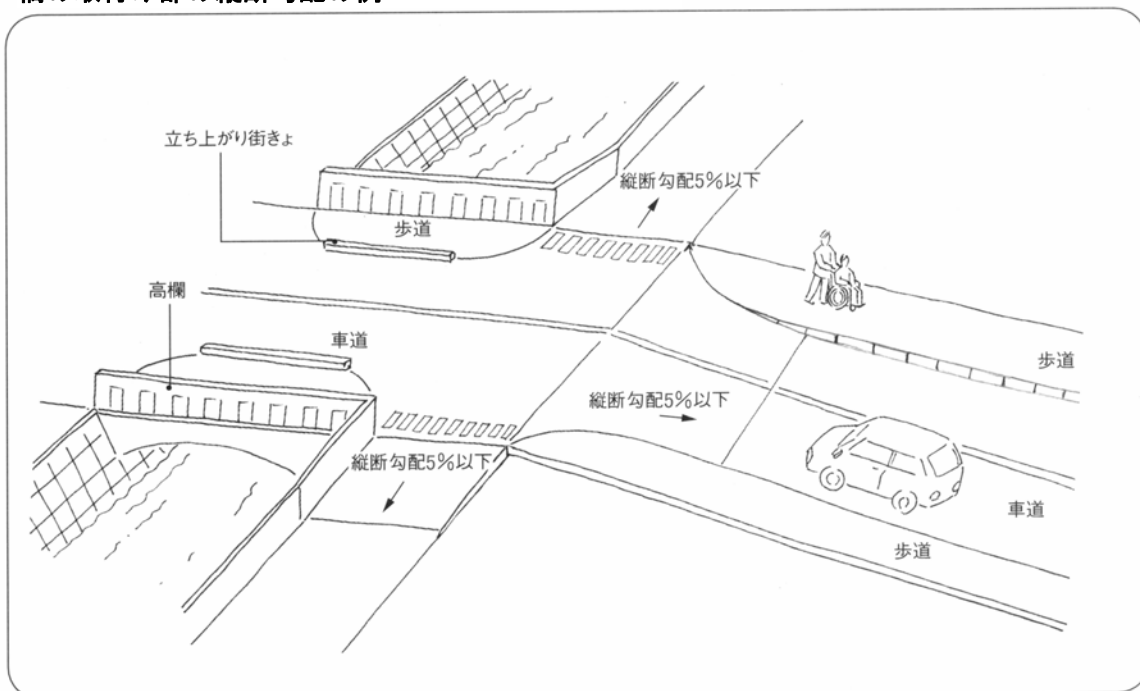
知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-2-2 歩道 P.86-91

解説と設置方法

橋梁上面は接続道路より高くなる場合が多いので、橋と道路の高低差について、移動しやすい工夫をする。

- 橋梁との連結に高低差が生じる場合は、道路を橋の手前からすりつけることにより、段差の解消または勾配の緩和を図る。

橋の取付け部の縦断勾配の例



2 -12 休憩施設・小広場

整備基準

歩道が憩いの場、交流の場ともなるよう休憩施設や小さな広場を設ける。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-2-2 歩道 P.86-91

解説と設置方法

歩道が安全な歩行空間となるだけでなく、散策が楽しめ、休憩場所や交流の場ともなる親しみやすい空間として整備する。

ベンチや上屋を設置する場合は、歩道の有効幅員、通行動線を確保する。

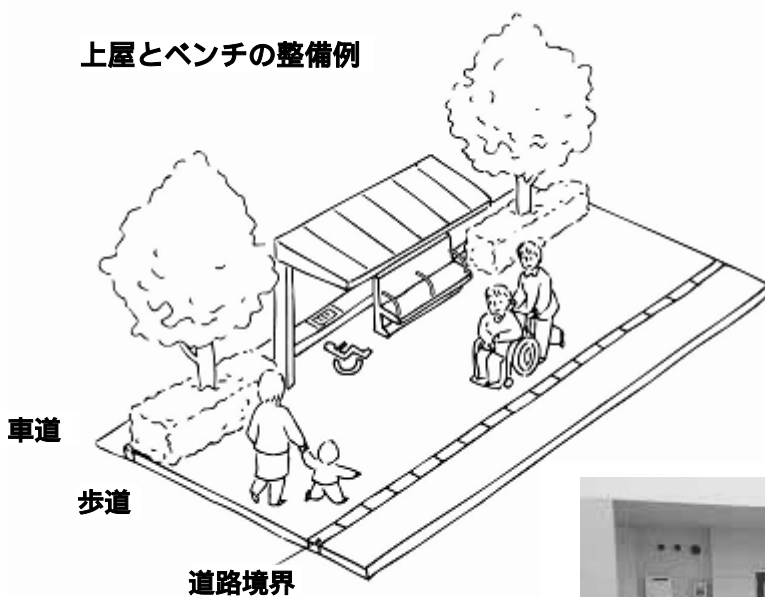
車いす使用者や視覚障がい者の利用に配慮する。

花壇や植栽を設けるときは、公園「6 遊具、花壇などの施設等」P.89-90 を適用する。

沿道の民間敷地には、建物の セットバック等により敷地の提供を誘導する。

セットバック 敷地の境界線上から外壁を後退させること。
(出典：日本建築学会編 建築学用語辞典 岩波書店)

上屋とベンチの整備例



小広場の整備例：車の進入がない安全な歩道であるとともに、市民の交流の場・憩いの場である。植栽を設け景観にも配慮している。
(市内公園通り)

2 -13 案内板、照明施設、公衆電話、交通安全対策

整備基準

必要な案内板等の公共サインを設置する。
利用者の安全な通行のために、必要に応じ、できるだけ多くの十分な照明施設を設ける。
通学路を中心に、必要な交通安全施設を設ける。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-2-2 歩道 P.86-91

解説と設置方法

道案内や夜間の歩行、交通安全に配慮した整備する。

案内板等については、公共サインの各整備項目を適用する。

照明施設の設置にあたっては、横断歩道部など交通安全や防犯に配慮し、また、沿道の住居への影響を考慮する。

誘導を暗示させ、広い空間で誰にでも直感的に進行方向をわかりやすくするために、照明を進行方向に合わせて設置する。

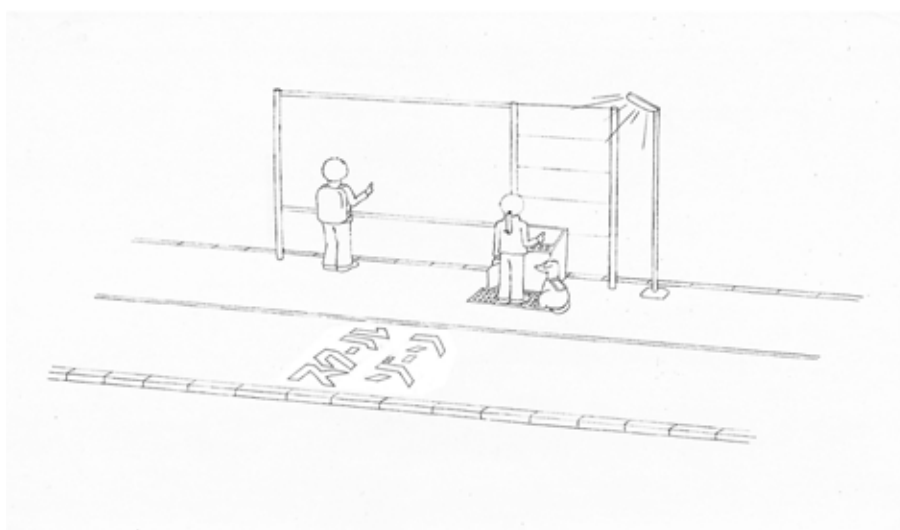
新設の公衆電話については、利用の便と交通安全に配慮する。

公衆電話ボックスを設ける場合はボックス床面と道路または歩道面に段差を設けない。

歩行者や自動車運転者に注意を促す諸設備は、必要に応じて整備する。特に、通学路を中心に整備を進める。

設置にあたっては、電柱表面の利用や道路「9 標識柱や電柱類の整理」P.74 を考慮する。

案内板等の整備例



3 公園

1. 出入口
2. 園路
3. 駐車場、傾斜路、階段、排水溝、
公園内建築物とその設備、トイレ
4. 案内表示
5. ベンチ・野外卓・水飲み
6. 遊具、花壇などの施設等
7. 電話ボックス
8. 公園内運動施設

3-1 出入口

整備基準

有効幅員は、1.2m以上とし、平たんで濡れても滑りにくい舗装とする。
路面には、段差を設けない。
車道と接する場合は、視覚障がい者誘導用ブロック等により車道との境界を明らかにする。
出入口周辺の見通しをよくする。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-3-1 公園 P.106-109

解説と設置方法

すべての人に使いやすく安全な出入口を、どの公園にも1か所以上設け、それと連続した園路を確保する。

出入口に高低差がある場合は、傾斜路を設ける。傾斜路については、終始点に必要な水平部分を園内に設けるほか、建築物「5 傾斜路」P.21-23のうち屋外の整備基準を適用する。

車止めを設ける場合は、柵の前後に1.5m以上の水平部分を設け、有効幅員が90cm以上となる部分を少なくとも1か所以上確保する。

子どもや車いす使用者等の視野を確保して安全に配慮するため、出入口周辺においては、高さ60cm以上の低木や構造物を配置しないなどの工夫をする。

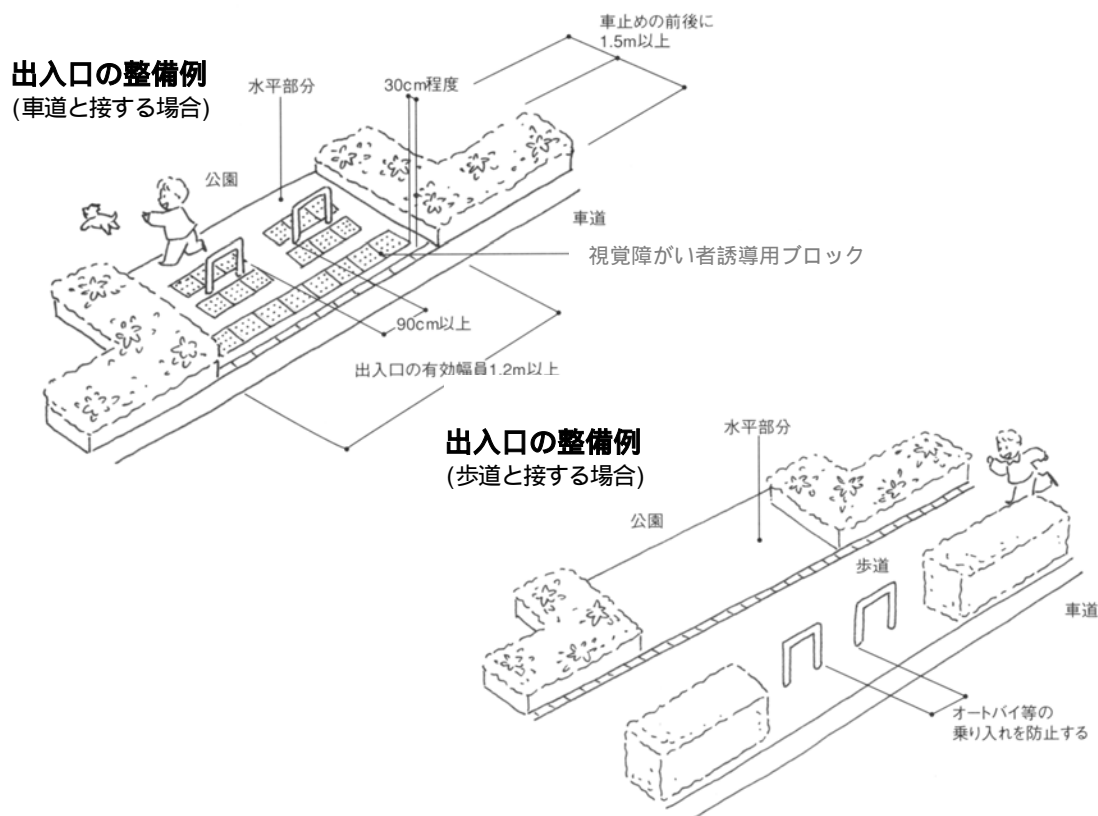
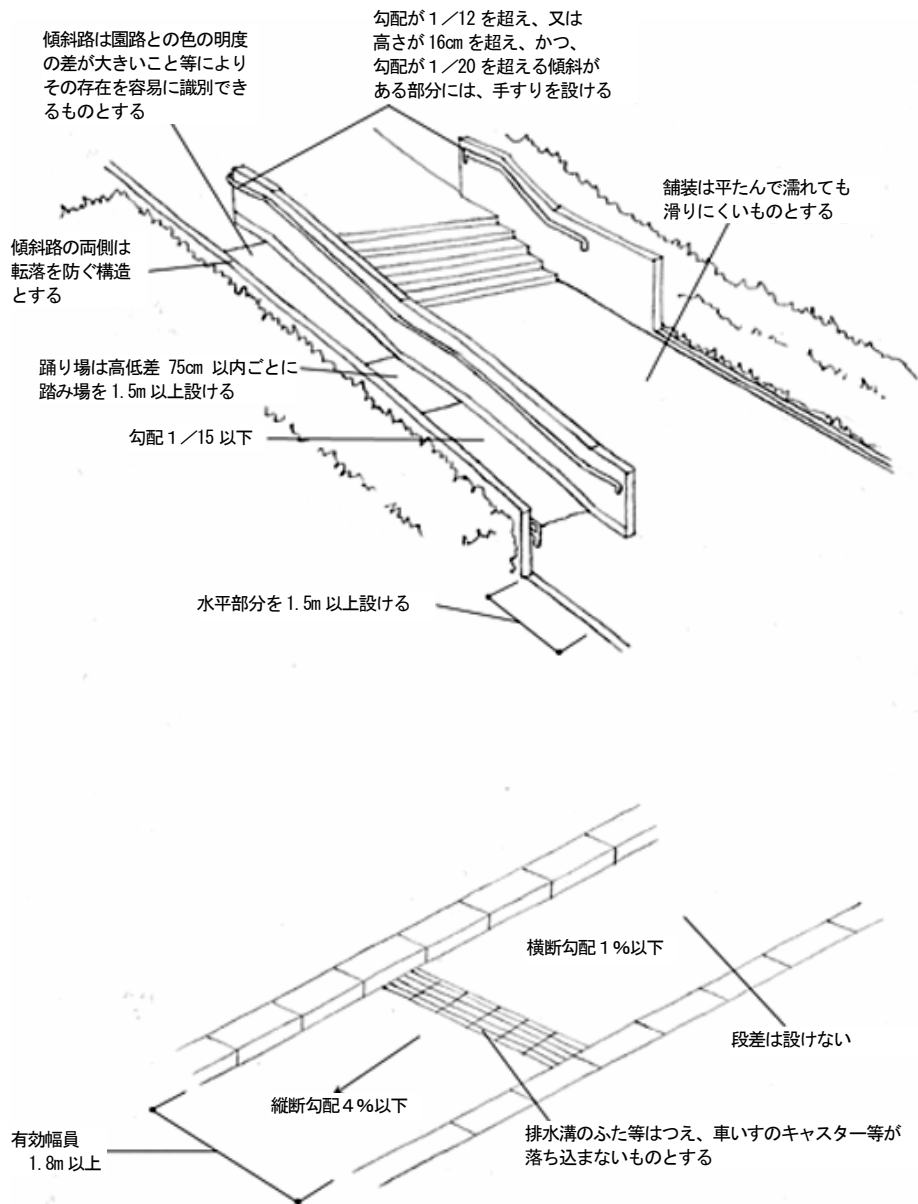


表2. 舗装材別アクセスレベル

表面材料	アクセシブル	チャレンジレベル I	チャレンジレベル II
コンクリート	◎	◎	○
アスファルト	○	◎	◎
ウッドデッキ	○	◎	◎
ソイルセメント	○	○	◎
ウッドチップ	×	○	◎
未処理の土	×	○	◎
草	×	○	○
転圧した砂利	×	×	○

(出典：浅野ほか「人にやさしい公園づくり」鹿島出版会、45頁。アメリカ合衆国農務省・内務省「アクセス可能な野外レクリエーションのデザインの手引」(1990年作成)を参考にしている)

園路の整備例



3-2 園路

整備基準

整備基準による公園出入口と接続する1以上の園路を次のように整備する。

有効幅員は、1.8m以上とする。

段差を設けない。

縦断勾配は、4%以下(1/25)とする。

横断勾配は、水勾配程度1%以下(1/100)とする。

...愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則では、有効幅員は、1.4m以上

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-3-1 公園 P.106-109

解説と設置方法

すべての人の利用に配慮した段差のない園路を1経路は確保する。

3%から4%までの勾配が50m以上続く場合は、途中に1.5m以上の水平部分を設ける。

勾配は、1/15以下とする。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8以下とする。

舗装は、平たんで濡れても滑りにくいものとする。

園路内排水溝のふた等はつえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとする。

高低差のある部分では、傾斜路を設ける。

傾斜路を設ける際には、その前後の園路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。

整備基準による園路以外では、様々なアクセスレベル(表1、表2)による整備も工夫する。

高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏み幅が1.5m以上の踊り場を設ける。

勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。手すりは、建築物「16 手すり」P.46-47により整備する。

両側は転落を防ぐ構造とする。ただし、側面が壁面である場合はこの限りでない。

縦断勾配は、4%以下とする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむをえない場合には、8%以下とする。

横断勾配は、1%以下とする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむをえない場合には、2%以下とする。

表1. アクセスレベル

アクセシブル	障害者の大多数にとってアクセス可能。通常、介助なしに利用できるが、最も重度の障害者は介助が必要。
チャレンジレベル	“アクセシブル”に比べ、より挑戦的な体験ができ多少の困難を伴う。傾斜と表面材料は、移動障害者にとっては、移動に努力を伴う。介助を必要とする障害者もいるかもしれない。
チャレンジレベル	最も困難を伴い、高度なリスクを伴う挑戦的な体験ができる。一般的には移動障害者は介助が必要。傾斜・表面材料は自然景観保護のため整備に限界があるが、安全対策は整備されている。

(出典:浅野ほか「人にやさしい公園づくり」鹿島出版会、45頁)

3-3 駐車場、傾斜路、階段、排水溝等、公園内建築物とその設備、トイレ 整備基準

おおむね建築物の整備基準を適用し、すべての人の利用に配慮する。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-3-1 公園 P.106-111

解説と設置方法

1. 駐車場

建築物「2 車いす使用者用駐車スペース等」P. 13-15 の整備基準を適用する。

2. 傾斜路

有効幅員を広くするほかは、屋外についての建築物「5 傾斜路」P. 21-23 の整備基準を適用する。

- 有効幅員は、1.8m以上する。

3. 階段

次の基準を設けるほかは、建築物「6 階段」P. 24-25 の整備基準を適用する。

- 有効幅員は、1.5m以上する。
- 手すりは、両側または左右どちらからも使えるように連続して設ける。
- 照明施設を設ける。

4. 排水溝等

建築物や道路の整備内容、設置方法と同様に、排水溝や集水ます、植樹ます等のふたは、通行の支障にならないようにする。

- 排水溝は、つえ、車いすのキャスター等が落ちない構造のふたを設ける。
- 目の粗いツリーサークルは、ベンチで覆う。

5. 公園内建築物とその設備、トイレ

建築物の整備基準を適用する。特に、公園内のトイレは24時間使えるという機能があるので、車いす対応トイレ或いは多目的トイレを順次整備する。

- トイレの設置は、建築物「9 トイレ」P. 30-33 を適用する。
- いつでも、清潔に安心して使える『公園のトイレ』の整備をする。
- 『公園のトイレ』の掃除を行政と民間、市民が協働で行えるようなシステムを創ることが望ましい。
- トイレ内の非常用通報装置は、転倒時のことを考慮して、実際手の届く範囲に設置するほか、緊急警報装置の設置は、建築物「21 緊急時の設備」P. 55 を適用する。

3-4 案内表示

整備基準

園内の要所に案内板を設ける。

案内表示の表示は、誰にでも内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とし、車いす使用者等にも見やすい位置に設ける。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-3-1 公園 P106-107,110

解説と設置方法

公園の特徴や機能、利用上の情報等を子どもや高齢者、障がい者、外国人などに、分かりやすく情報提供する。

整備基準による園路及び施設を表示する。

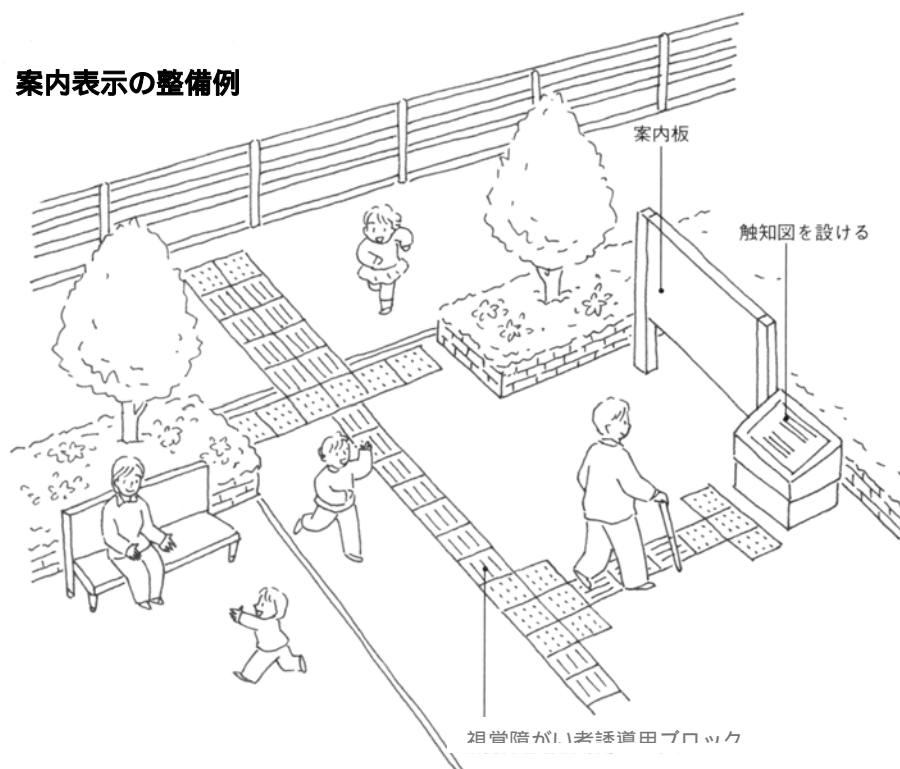
案内表示は平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字、外国語、点字による表記を併用する。

案内板の中心が1.3～1.35m以下の高さになるようにする。

案内板は、通行の支障にならない場所に設置する。

園内の要所に必要に応じて視覚障がい者誘導用設備を設ける。公園の設備や機能に応じて、触知図を設ける。整備にあたっては、道路「10 視覚障がい者誘導用設備とその共用」P.75-77の整備基準を適用する。

案内表示の整備例



3-5 ベンチ・野外卓・水飲み

整備基準

すべての人に便利な構造のものを設置する。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-3-1 公園 P.106,110-111

解説と設置方法

休憩や交流の場として便利な設備を、車いす使用者や、知的障がいのある人、発達障がいのある人、精神障がいのある人等、すべての人に利用しやすく整備する。

1. ベンチ

次のようなベンチを、できるだけ多く設置する。

腰掛板の高さは40～45cmを標準とする。

つえ使用者のための腰掛板の高さは55cmを標準とし、前傾させる。

背もたれと、手すり兼用となるような大きめのひじ掛けを設ける。

ベンチに座る人と車いす使用者が、空間を共有できるよう工夫する。

上記仕様以外に、花壇や壁面等と一体的または統一されたデザインのベンチにより景観にも配慮する。

リサイクル材の持続・継続管理可能な素材を使用する。また月1度程度の掃除をする。

高齢者や、疲れやすかったり、長時間歩くことが困難な人への配慮として、休憩のためのベンチ等を設置する。

通行の妨げにならないように配慮しつつ、経路から確認しやすい場所に設置する。

複雑な操作が困難である人にも使いやすいように、ベンチは固定式とする。

利用者が選択できるように、複数の種類のものを設置することが望ましい。

2. 野外卓

車いす使用者の利用を考慮して、次のように整備する。

使用方向に1.5m以上の水平部分を設ける。

卓は、2.2m以上離す。

卓の下部に、高さ65cm以上、奥行き45cm以上のスペースを設ける。この部分には、足つなぎの水平棒は設けない。

リサイクル材の持続・継続管理可能な素材を使用する。また月1度程度の掃除をする。

利用者が選択できるように、複数の種類のものを設置することが望ましい。

3. 水飲み

幼児や車いす使用者の利用を考慮して、次のように整備する。

飲み口は、上向きとする。

飲み口までの高さは、75 cm程度とし、下部に車いす使用者のひざが入る高さ 65 cm程度の空間を確保する。

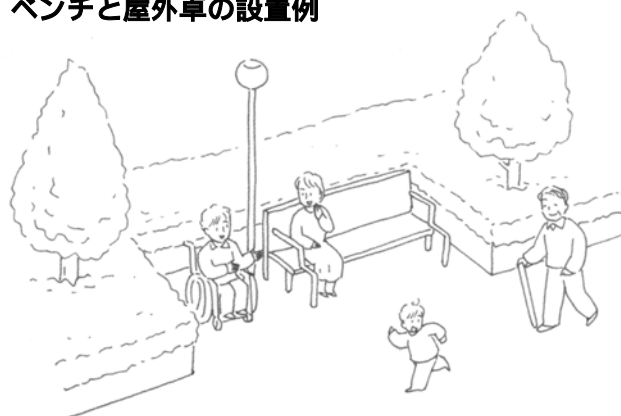
車いす使用者が接近できるよう、使用方向に 1.5m以上、幅 90 cm以上の水平部分を設ける。

給水栓は使用しやすいものを、手前で操作できるように取り付ける。

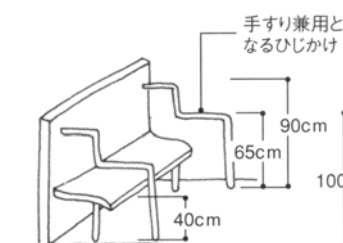
幼児用水飲みを併設するか、踏み台を設ける。

外出先で緊張により喉が渇きやすかったり、薬を飲むことがある人への配慮として、移動経路の近くに水飲み場を設置し、それをわかりやすく伝える。

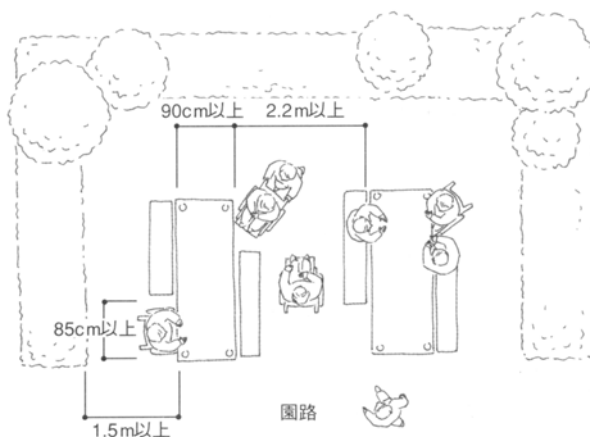
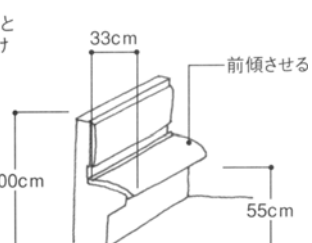
ベンチと屋外卓の設置例



一般用ベンチの例



つえ使用者用ベンチの例



3-6 遊具、花壇などの施設等

整備基準

すべての人、すべての子どもが楽しく遊べたり、自然とふれあうことができるようにする。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-3-1 公園 P.106-111

解説と設置方法

1. 遊具

障がいの有無によらず、身体発達や年齢に応じて、遊べる遊具を設置する。

遊具までの段差のない経路を1以上確保する。

遊具の選択には、近隣住民や利用者の特性や意向を配慮する。

2. 花壇、植栽

視覚だけでなく、聴覚、触覚、嗅覚からも楽しめたり四季を感じられる工夫をする。

立ったまま、または車いすに乗ったままの位置で、植物に触れたり、手入れなどができる構造の花壇（レイズドベッド式）も設ける。

花の咲く植物、季節ごとに変化する樹木、展望、木漏れ日、風のわたる音、鳥や虫の音、水の流れ、肌触りや香りのちがいなど、多様な感覚で楽しめるようにする。

点字とすみ字で書かれた植物名の表示板を取り付ける。

3. その他

公園ごとに特徴ある性格をもたせた整備をする。

木陰を確保する。

自然の地形をできるだけ生かした施設配置や本市の気候風土にあった樹種を選定する。

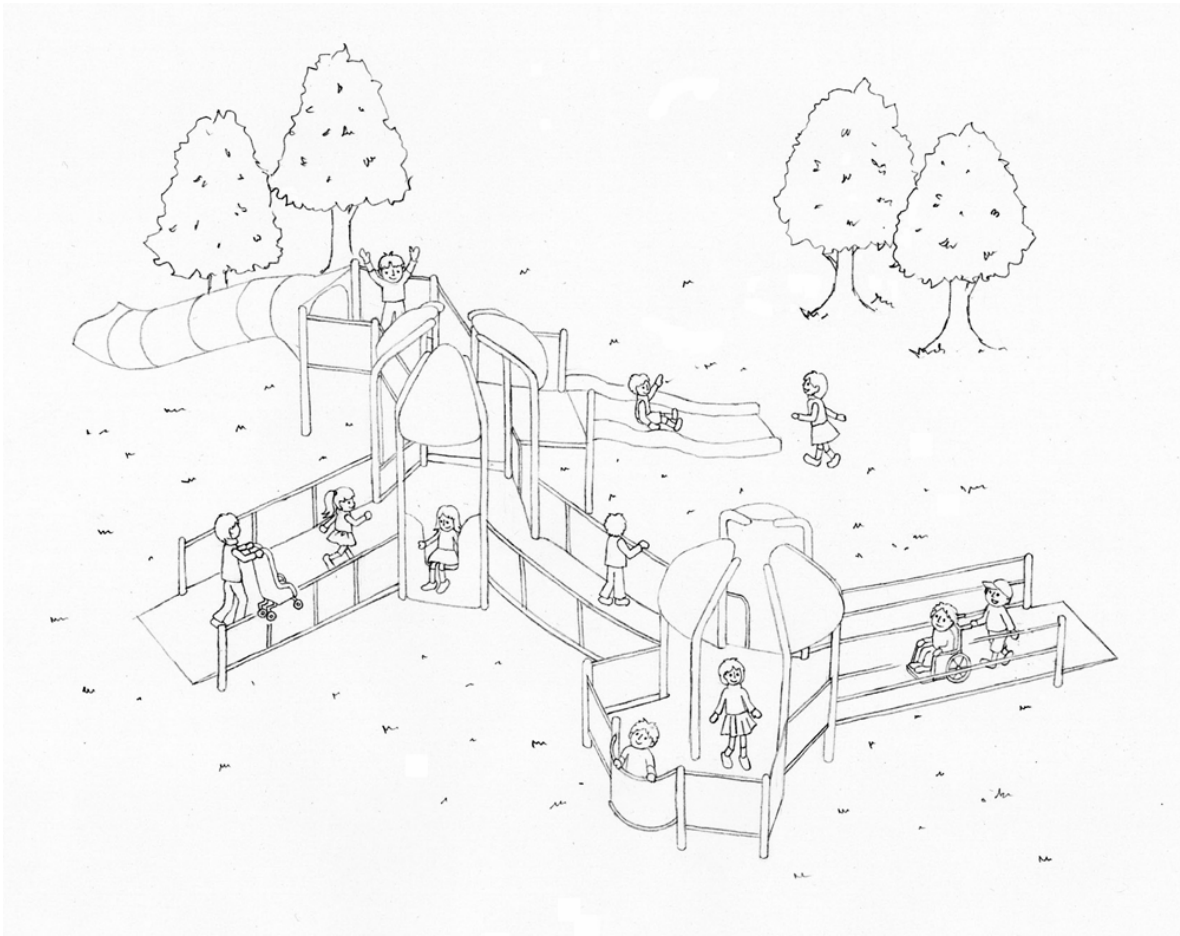
高木は、地上約1.6m（成人の目の高さ程度）までは枝が張らないよう剪定する。

本市の歴史や特徴を盛り込んだ設計も行う。

公園全体のデザイン、色彩や四季折々の利用等総合的な配慮をする。

公園単独ではなく周辺地域との一体的な設計計画に配慮する。

障がいの有無によらず遊べる遊具の設置例



3-7 電話ボックス

整備基準

車いす使用者も利用することができる構造の電話ボックスを1以上設置する。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-3-1 公園 P.106

解説と設置方法

だれもが使える公衆電話を設置する。

- 電話ボックスまでの園路等に段差を設けない。
- 電話ボックス床面と園路等に段差を設けない。
- 電話ボックスの周囲には、車いすが転回できる水平部分を設ける。
- 電話台や電話機の設置は、建築物「18 公衆電話」P.50-51を適用する。

3-8 公園内運動施設

整備基準

- ①公園内運動施設の出入口は、公園「1 出入口」P.82 と同じ整備する。
- ②公園内運動施設には、すべての人が利用できる休憩、待機場所を設ける。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-3-1 公園 P.106-111

解説と設置方法

運動施設は、すべての人が参加したり、観戦できるように整備する。

- すべての人が施設内を利用できるような1以上の経路を確保する。
- すべての人が利用できる日よけや休憩場所等を設ける。



運動施設の整備例：誰でも手ぶらで気軽に「背のばし」等の運動を楽しむことができる健康遊具が設置されている。
(市内上重原公園)

4 公共交通施設

1. 駅舎等の出入口までの経路
2. 駅前広場
3. 駅舎等の出入口
4. 駅舎等の通路等
5. 駅舎等の出札、案内所等
6. 改札口
7. エレベータ等
8. 駅舎等の乗降場
9. 傾斜路
10. 駅舎等の戸、階段、トイレ、
案内装置、公衆電話
11. 踏切
12. タクシー乗り場
13. バス停留所
14. バス車両
15. 送迎スペース

4-1 駅舎等の出入口までの経路

整備基準

道路から交通機関の乗降施設（以下「駅舎等」という）の出入口までの経路は、次に定める構造とする。

- ①路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとする。
- ②路面には、段差を設けない。
- ③路面には、排水口、集水ます等をできるかぎり設けない。
- ④主要交差点と他交通機関の乗降場、駅舎等までの経路には、連続した視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。
- ⑤高齢者、障がい者等の円滑な通行に適する経路（移動円滑化経路）を乗降場ごとに1以上設ける。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-4-1 旅客施設全般 P.116-131

解説と設置方法

駅舎等やそれに接する主要交差点や他交通機関の乗降場への経路は、連続性と安全性を考慮した誘導を図る。

- やむをえず排水口等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ちない構造のふたを設ける。
- 傾斜路を設ける場合は、公共交通施設「9 傾斜路」P. 102 を適用する。
- 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設については、道路「10 視覚障がい者誘導用設備とその共用」P. 75-77 を適用する。
- 複雑な空間を理解できなかったり、表示された情報を理解することが困難な人にとって、わかりやすい経路、ゆとりある幅員、簡潔な動線、誰にでも歩きやすい設計とするように努める。

4 -2 駅前広場

整備基準

駅前広場は、すべての人が、安全かつ円滑に利用することができるよう、次に定める構造とする。

歩行者用通路は、車路と分離する。

駅舎等の出入口付近に、歩行者等が留まることのできる休憩施設（ベンチ等）を設ける。

歩行者用通路には、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。

歩行者用通路は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとする。

案内表示を設け、各施設への誘導を図る。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-4-1 旅客施設全般 P.116-131

解説と設置方法

多くの人が行き交う駅前広場は、駅舎と連続性をもった空間とする。また、すべての人が安全で分かりやすく容易な利用ができるよう整備する。

休憩施設の設置については、道路「12 休憩施設・小広場」P.79を適用する。

案内表示は、公共サインの各整備項目を適用する。

視覚障がい者誘導用ブロックの敷設については、道路「10 視覚障がい者誘導用設備とその共用」P.75-77を適用する。

高齢者や、疲れやすかったり、長時間歩くことが困難な人への配慮として、休憩のためのベンチ等を設置する。

ベンチ等の設置は、通行の妨げにならないように配慮しつつ、経路から確認しやすい場所に設置する。

複雑な操作が困難である人にも使いやすいように、ベンチは固定式とする。

ベンチ等は、利用者が選択できるように、複数の種類のものを設置することが望ましい。

4-3 駅舎等の出入口

整備基準

駅舎等の出入口は、移動の連続性と安全性を考慮する。

- ①床面は平たんで滑りにくい仕上げとし、経路と出入口敷地境界部分には段差を設けない。
- ②やむをえず段差を設ける場合は傾斜路等により段差を解消する。
- ③駅舎等には、自動車の駐車場を設け、車の誘導を図ることにより歩行者の安全を確保する。
- ④駅舎等の出入口には案内表示を設置し、駅の設備について誘導する。
- ⑤出入口までの経路や駅前広場などから連続した視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-4-1 旅客施設全般 P.116-131

解説と設置方法

高齢者、障がい者を含むすべての人が、道路または駅前広場などから駅舎等に支障なく、かつ安全に出入りできる構造とする。

- 傾斜路の設置は、公共交通施設「9 傾斜路」P.102を適用する。
- 自動車駐車場は、一般用の他に車いす使用者等の利用する専用の駐車場を設け、上屋の設置や経路の確保を行う。
- 車いす使用者等の駐車場については、建築物「2 車いす使用者用駐車スペース等」P.13-15を適用する。
- 駅舎等の主要な出入口付近には点字案内板又は触知板を設け、それらの位置を分かりやすく知らせる。
- 案内表示の設置については、公共サインの各整備項目を適用する。

4-4 駅舎等の通路等

整備基準

駅舎等の通路等は、利用者が安全に通行できる構造とする。

- ①主要な通路等の幅員は3 m以上とする。
- ②通路等の床面は平たんで滑りにくい仕上げとし、段差を設けない。
- ③構造上やむをえず段差を設ける場合は傾斜路等により段差の解消する。
- ④通路等の高低差が3 mを超えるときや複数階に及ぶときは、エレベータ等機械による移動手段を確保する。
- ⑤通路の壁面の看板や設置物は、通行の妨げになることのない位置に設置する。
- ⑥主要な通路等には出入口からの連続した視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-4-1 旅客施設全般 P.116-131

解説と設置方法

駅舎等の通路については、ラッシュ時においても安全性が保たれるよう配慮が必要となる。移動弱者にも安全で連続性のある誘導を図る。

- 通路の有効幅員は構造上やむをえない場合を除き、2.5m以上とする。
- 通路等の床面に排水施設を設けるときは、通行の支障のない位置に設置する。
- 排水施設等の床面のふたは、つえや車いすのキャスターが落ち込まない構造とする。
- 傾斜路を設ける場合は、公共交通施設「9 傾斜路」P. 102 を適用する。
- エレベータを設置する場合は、建築物「7 エレベータ」P. 26-27 を適用する。
- 曲がり角の部分はすみ切り、または面取りなどによる危険防止を行う。
- 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設については、道路「10 視覚障がい者誘導用設備とその共用」P. 75-77 を適用する。

4-5 駅舎等の出札、案内所等

整備基準

駅舎等の出札、案内所等は、車いす等使用者や視覚障がい者も利用できる構造とする。

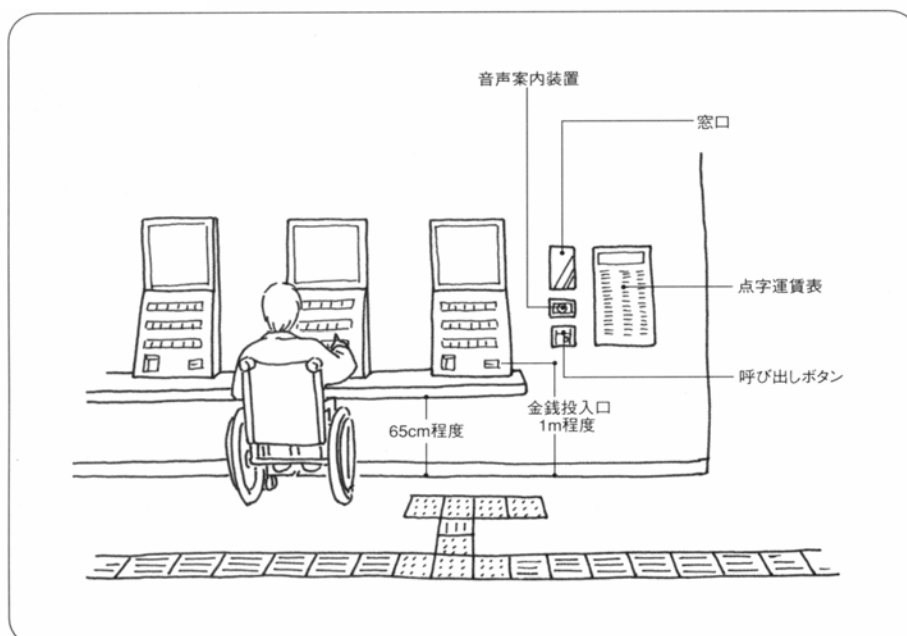
- ①出札、券売機、案内所のカウンター等は、車いす使用者等が円滑に利用できる構造とする。
- ②駅舎等の出入口から主要な出札、券売機、案内所等までの経路に連続した視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。
- ③券売機に、運賃等を点字表示する。
- ④運賃表等は、利用者に見やすい位置に設け、その表示は、内容を容易に読み取ることができる文字の大きさとする。

解説と設置方法

出札、券売機、案内所等は高齢者、障がい者が単独でも利用できるように配慮する。

- カウンター等や券売機の操作ボタン位置については、建築物「17 カウンター・記載台」P.48-49「19 自動販売機・水飲み器・現金自動預払機等」P.52-53を適用する。
- 券売機の運賃等に関する点字表示が困難なときは、文書等により案内する。
- 券売機付近には、呼び出し時に対面による対応ができる覗き窓等を設置することが望ましい。
- 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設については、道路「10 視覚障がい者誘導用設備とその共用」P.75-77を適用する。

券売機の設置例



4-6 改札口

整備基準

- ①改札口の通路のうち1以上は、有効幅員を90cm以上とする。
- ②有人改札口は、90cm以上とする。
- ③券売機から改札口までの経路及び改札口の通路の1以上に連続した視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。

解説と設置方法

改札口は高齢者、障がい者が単独でも利用できるような配慮のある構造とする。

- 有人改札口は位置の分かるように案内表示する。
- 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設については、道路「10 視覚障がい者誘導用設備とその共用」P.75-77を適用する。



改札口の整備例：車いす使用者が利用できる、幅員が広いタイプの自動改札機。有人改札に一番近い位置に設置されている。
(名古屋市鳴海駅)

4-7 エレベータ等

整備基準

- ① 駅舎等の出入口から改札口を経て乗降場に至るまでの経路に3 m以上の高低差があるときや複数階に及ぶときはエレベータ等機械による移動手段を確保する。
- ② 地形上又は施設管理上エレベータを設けることができない場合には、エスカレータを設置する。
- ③ エレベータ等には、出入口や乗降場と連続した視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-4-1 旅客施設全般 P.116-131

解説と設置方法

車いす利用者だけでなく、使用者を特定しないものとする。

- エレベータの設置については、建築物「7 エレベータ」P. 26-27 を適用する。
- エスカレータの設置については、建築物「8 エスカレータ」P. 28-29 を適用する。
- エスカレータは上り方向、下り方向の両方向を設置する。
- 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設については、道路「10 視覚障がい者誘導用設備とその共用」P. 75-77 を適用する。
- 閉鎖的な空間が苦手な人への配慮として、外の様が見えたり、降り場等を認知しやすくするために、エレベータの出入口の戸をガラス窓にする。
- 複雑な操作が難しかったり、文字情報を読み取りにくい外国人、子どもへの配慮として、操作しやすく、わかりやすい操作ボタンの設置や音声による案内を行う。
- 誤って逆方向に進入してしまったり、それによってパニックになってしまわないよう、誤進入しないような工夫や音声による案内を行う。

4-8 駅舎等の乗降場

整備基準

駅舎等の乗降場は、移動の連続性と安全性を考慮した誘導を図る。

- ①床面は平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとし、段差を設けない。
- ②通路やエレベータ等から連続した視覚障がい者用誘導ブロックを敷設する。
- ③縁部及び両端には、視覚障がい者誘導用ブロック（点状）を連続して敷設する。
- ④両端には転落防止用の柵等を設置する。
- ⑤乗降場と電車との高低差や隙間はできるだけ小さくする。
- ⑥高齢者、障がい者等の円滑な通行に適する経路（移動円滑化経路）を乗降場ごとに1以上設ける。

解説と設置方法

すべての人が安全に利用でき、分かりやすい構造とする。

- 乗降場の警告ブロックの敷設については、転落防止のため2列とする。
- 排水施設を設けるときは、つえや車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設ける。
- 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設については、道路「10 視覚障がい者誘導用設備とその共用」P. 75-77 を適用する。
- 音に敏感な人や、大きな音に驚いてパニックになり、急に走り出したり飛び出したり、絶えず動き回ったりしてしまう人への配慮として、乗降場（プラットホーム）に転落防止のホームドア、可動式ホーム柵を設置する。
- 音に敏感で静かな環境を望む人や騒がしい環境では情報を聞き取ることが難しい人への配慮として、音に配慮した区画された環境を整える。

4-9 傾斜路

整備基準

- ①有効幅員は、1.5m以上とする。
- ②勾配は、屋内にあっては1/12以下、屋外にあっては1/20以下とする。
- ③傾斜路の高低差が75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ1.8m以上の水平部分を設置する。
- ④傾斜路の折返し部分及び通路等と接する部分には、長さ1.8m以上の水平部分を設置する。
- ⑤傾斜路の両側には、連続した手すりを設置する。
- ⑥床面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとする。
- ⑦傾斜路の終始端部に隣接する床面には、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-4-1 旅客施設全般 P.116-131

解説と設置方法

通路に段差がある場合は、傾斜路を設置する。傾斜路は、移動弱者の安全で移動の連続性のある誘導に配慮して設置する。

- 傾斜路の途中に水平部分を設けるときは、車いす使用者がすれ違えるスペース(3m)を確保する。
- 傾斜路とその前後の敷地内の通路との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとする。
- 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設については、道路「10 視覚障がい者誘導用設備とその共用」P.75-77を適用する。

4-10 駅舎等の戸、階段、トイレ、案内装置、公衆電話

整備基準

概ね建築物の整備基準を適用し、すべての人の利用に配慮する。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-4-1 旅客施設全般 P.116-131

解説と設置方法

1. 駅舎等の戸

建築物「3 出入口」P.16-18 を適用する。

2. 階段

次の基準を設けるほかは、建築物「6 階段」P.24-25 を適用する。

- 不特定多数の人の利用がある主要な階段の有効幅員は、3m以上とする。

3. トイレ

建築物「9 トイレ」P.30-33 を適用する。

- 駅舎工事中も利用可能な仮設の車いす対応ブース、あるいは多目的トイレを設置する。

4. 駅舎等の案内装置

次の基準を設けるほかは、公共サインの各整備項目を適用する。

- 主要な駅の改札口、プラットホーム等には、発車等の情報や緊急時等における情報を提供する情報提供表示機を設置する。

5. 公衆電話

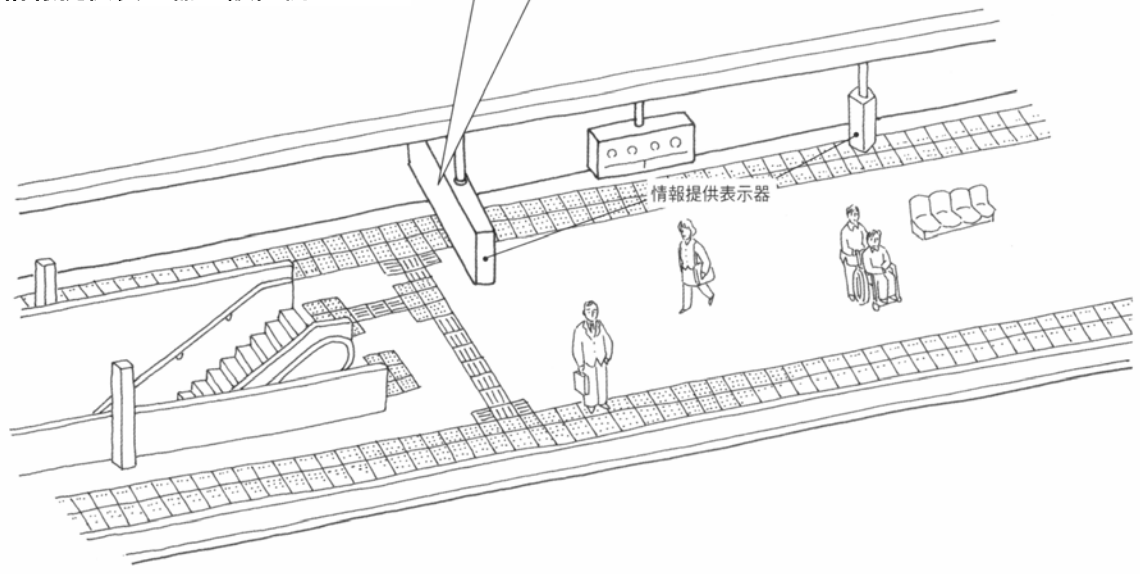
建築物「18 公衆電話」P.50-51 を適用します。また、電話ボックスについては、公園「7 電話ボックス」P.91 を適用する。

6. その他

- 子どもや体調が優れない人への人的対応としてホームに駅係員と直接連絡可能なインターホンを設置する。

発車ご案内
先発□□□2 普通 金山 13:15
次発□□□2 急行 新岐阜 13:32
お知らせ 特急が通過します

情報提供表示器の設置例



4-11 踏切

整備基準

- ①歩行者が安全に通行することができる通路部分を連続して確保する。
- ②踏切内は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとする。
- ③空地等を利用し、踏切の手前で歩行者が安全に留まることができるスペースを確保する。

解説と設置方法

すべての人が安全に利用できる構造とする。

- 歩道との連続性や車道との区分を白線等により確保する。
- 歩行者の待機スペースを設ける場合は、上屋、ベンチ等の設置を考慮する。



改善すべき整備例：歩行者通路と車道を白線だけで区分している。縁石で区切るなど、歩行者の安全確保が必要である。

(市内知立駅)

4-12 タクシー乗り場

整備基準

- ①車いす使用者等が安全に乗降できるよう、歩道の段差を解消する。
- ②他交通機関の乗降場まで連続した視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-4-5 タクシー乗り場 P.150-151

解説と設置方法

すべての人が安全かつ利用しやすい構造とする。

- 他交通機関と接するタクシー乗り場に設置する上屋は、連続性のあるものとする。
- 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設については、道路「10 視覚障がい者誘導用設備とその共用」P.75-77を適用する。



タクシー乗り場の整備例：歩道の段差を解消し上屋を併設。
また公共交通機関出入口から連続した視覚障がい者誘導用ブ
ロックを敷設している。
(名古屋市内医療施設)

4-13 バス停留所

整備基準

- ① 分かりやすい場所に停留所の位置等を示す案内表示を設置する。
- ② 行き先、経由地、運行予定等の案内表示を設置する。
- ③ 駅前広場等におけるバスターミナルには、全体の運行系統、バス停留所等を表示する総合的な案内表示板を設置する。
- ④ 他交通機関や主要交差点と連続した視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。
- ⑤ 2.5m以上の有効幅員をもつ歩道のバス停留所には上屋やベンチを設置する。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-4-3 バス停留所 P.134-135

解説と設置方法

すべての人が安全かつ利用しやすい構造とする。

- 案内表示内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とし、車いす使用者等にも、見やすい位置に設ける。
- 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設については、道路「10 視覚障がい者誘導用設備とその共用」P.75-77を適用する。
- 鉄道駅やタクシー乗り場と接するバス停留所の上屋は、乗降場間に連続性のあるものとする。
- 上屋やベンチを設置する場合は、車いす等使用者の通行に支障をきたさないよう配慮する。



バス停留所の整備例：運行予定等の案内表示板と一体化した上屋付きバス停留所。ベンチも併設されている。（名古屋市）

4-14 バス車両

整備基準

- ①市有のバスに超低床ノンステップバスやリフト付きバスを導入する。
- ②民間事業所と協議し、路線バス車両として超低床ノンステップバスの導入を図る。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-4-4 バス車両 P.136-149

解説と設置方法

すべての人が乗降しやすい「人にやさしいバス」の導入を誘導する。



バス車両の整備例：すべての人の乗降にやさしい車内に段差のない「ノンステップバス」が導入されている。（知立市役所前）

4-15 送迎スペース

整備基準

駅等に送迎専用の停車スペースを設ける場合には、車いす使用者等が利用する障がい者専用の駐車スペースを1以上設置する。

解説と設置方法

一時停車のために利用するスペースについても、車いす利用者等の利用の便を図るため、十分なスペース等を設ける。

- 送迎スペースの設置方法については、建築物「2 車いす使用者用駐車スペース等」P.13-15を適用する。
- 障がい者用送迎スペースを一般用スペースと別に設ける場合は、一般用スペースにも設置位置の案内を表示する。



送迎スペースの整備例：車いす使用者等が利用しやすいよう、すりつけを施した送迎スペース。（名古屋市鳴海駅）

5 公共サイン

1. 広域案内図
2. 街区案内図
3. 道路通称名標識
4. 公共建物等誘導板
5. 公共建物等名称表示板
6. 建物等案内板等
7. 建物等付帯設備等のサイン
8. サイン計画の推進

5-1 広域案内図

整備基準

市内の主要な公共建物及び公園、交通機関の乗降施設等（以下「公共建物等」という）には、その敷地内に広域案内図を設ける。

- ①案内表示は、誰にでも内容を容易に読みとることができるような文字の大きさ、色調及び明度とし、車いす使用者等にも見やすい位置に設ける。
- ②市内広域案内図はデザインを統一し、かつ他の案内表示との区別や統一感をもたせる。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-5-1 サイン配置 P.158-163

知立市サインガイドライン 3-5-1 歩行者系サイン表示デザイン P.27

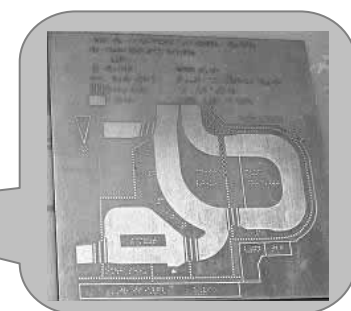
解説と設置方法

不特定多数の人が利用する主要な公共建物等では、現在地や目的地への移動経路を分かりやすく案内する。

- 現在地を中心に他の主要公共建物等や交通機関の路線、幹線道路等の表示をする。
- 案内図は、平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字等による表記を併用する。
- 外国人、子ども、知的障がい、発達障がい、精神障がいのある人への情報伝達手段として、文字とピクトグラム（絵文字）の併記、シンプルで統一されたデザインに配慮する。



広域案内図の整備例（その1）：広域案内図と街区案内図が並列している。市内に訪れる人、駅周辺に訪れる人、両方に配慮した案内である。（名古屋駅前）



（その2）：広域案内図と市内公共施設案内、駅ロータリーの点字案内が一体化した総合案内。（岐阜県大垣駅前）

5-2 街区案内図

整備基準

公共建物等を結ぶ道路においては、街区案内図を設け歩行者の誘導を図る。

- ①街区案内図は、歩行者の移動範囲を考慮する。
- ②案内表示は、誰にでも内容を容易に読みとることができるような文字の大きさ、色調及び明度とし、車いす使用者等にも見やすい位置に設ける。
- ③市内街区案内図はデザインを統一し、かつ他の案内表示との区別や統一感をもたせる。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-5-1 サイン配置 P.158-163

知立市サインガイドライン 3-5-2, 3-5-3 街区案内図 A、B P.28-29

解説と設置方法

街区案内図は、現在地と案内図の範囲にある主な建物等への移動経路を分かりやすく表示し、道案内や街を知るための情報提供をする。

- 街区案内図の地図の範囲は半径 1 km 以内とし、地図上の道や建物等名が小さくならないようにする。
- 案内図は、平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字等による表記を併用する。
- 外国人、子ども、知的障がい、発達障がい、精神障がいのある人への情報伝達手段として、文字とピクトグラム（絵文字）の併記、シンプルで統一されたデザインに配慮する。
- 名所、名跡、市史に関すること、多目的トイレ等を併記する。
- 設置については、道路「9 標識柱や電柱類の整備」P. 74 を適用する。



街区案内図の整備例：駅構内案内図と一体化した総合案内図。駅出入口から案内図前まで連続した視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている。（岐阜駅前）

5-3 道路通称名標識

整備基準

通称名のある道路については、その区間の終始及び主な分岐点に通称名を示す標識を設置する。

- ①案内表示は、誰にでも内容を容易に読みとることができるような文字の大きさ、色調及び明度とする。
- ②市内道路通称名標識はデザインを統一し、かつ他の案内表示との区別や統一感をもたせる。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-5-1 サイン配置 P.158-163

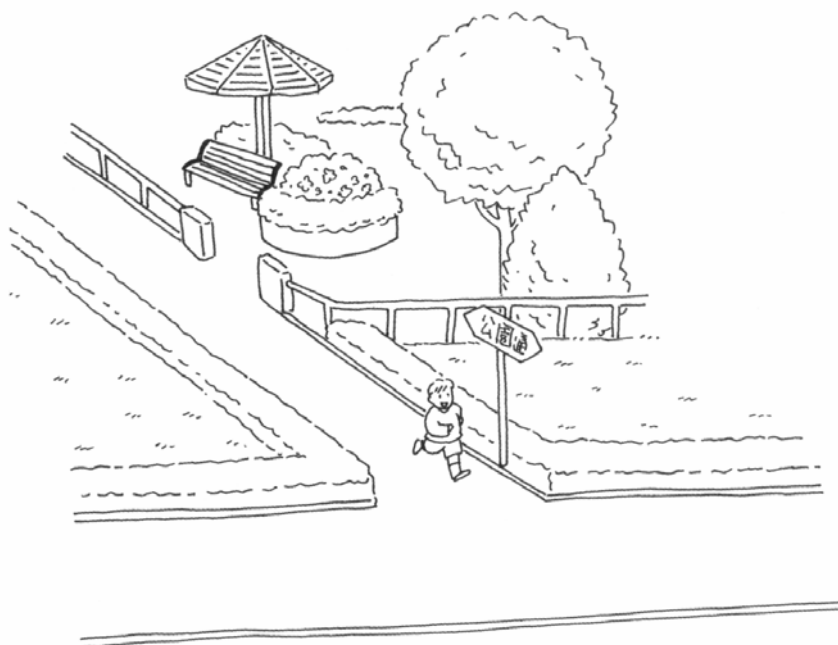
知立市サインガイドライン 3-5-7 通り名称表示 P.32

解説と設置方法

道路の通称名は、案内の有効な手段となる。通称名のある道路については、歩行者やドライバーに見やすい位置に標識を設ける。

- 標識はローマ字等による表記を併用する。
- 主要な公共建物等に接する道路には名称をつけ、公共建物等誘導板等と組み合わせた案内の方法を工夫する。
- 道路通称名標識は、通称名のある道路の信号交差点、通称名のある道路同士の交差点に設ける。
- 設置については、道路「9 標識柱や電柱類の整備」P.74 を適用する。

道路通称名標識イメージ図



5-4 公共建物等誘導板

整備基準

主要道路から公共建物等までの誘導を行う公共建物等誘導板は、次に定める構造とする。

- ①案内表示は、誰にでも内容を容易に読みとることができるような文字の大きさ、色調及び明度とし、歩行者やドライバーに見やすい位置に設ける。
- ②市内公共建物等誘導板はデザインを統一し、かつ他の案内表示との区別や統一感をもたせる。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-5-1 サイン配置 P.158-163

知立市サインガイドライン 3-6-1 施設誘導表示 P.33

解説と設置方法

公共建物等誘導板は、歩行者やドライバーを建物等まで導くものである。建物等の名称と方向、矢印、目的地名、距離などを表す。

- 標識は平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字、外国語による表記を併用する。
- 建物等入口が主な道路から離れているなどで分かりにくい場合は、入口までの略図も併記する。
- 誘導板は、ドライバーにも分かりやすいよう、車の走行車線側に設置するのが望ましい。
- 設置場所の状況によっては、電柱の巻き付け広告板を利用する等の方法も考慮する。



公共建物等誘導板の整備例：知立市サインガイドラインに基づいた誘導板。ピクトグラム（絵文字）と英語での案内も併記されている。（市内小針線）

5-5 公共建物等名称表示板

整備基準

公共建物等の主要な敷地出入口付近には、建物等の名称や設備を示すための名称表示板を設ける。

- ①案内表示は、誰にでも内容を容易に読みとることができるような文字の大きさ、色調及び明度とし、車いす使用者等にも見やすい位置に設ける。
- ②市内公共建物等名称表示板はデザインを統一し、かつ他の案内表示との区別や統一感をもたせる。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-5-1 サイン配置 P.158-163

知立市サインガイドライン 3-6-2 施設記名表示 P.34

解説と設置方法

公共建物等名称表示板は、すべての人に分かりやすく情報を伝えるものとする。

- 標識は平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字、外国語による表記を併用する。
- 建物等の業務案内、受付時間等を表記する。
- 駐車場、建物等入口等が分かりにくい場合は、略図も併記する。
- 公園については、トイレや電話の案内表示を行う。車いす対応のものがあれば併記する。



公共建物等名称表示板の整備例：ピクトグラム（絵文字）、と英語による表記を併記している。車いす対応多目的トイレの案内表示もある。（名古屋駅）

5-6 建物等案内板等

整備基準

公共建物等の玄関付近には、建物等案内板を設置する。

- ①案内表示は、誰にでも内容を容易に読みとることができるような文字の大きさ、色調及び明度とし、車いす使用者等にも見やすい位置に設ける。
- ②案内表示の内容は、視覚障がい者にも分かるよう工夫する。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-5-1 サイン配置 P.158-163

知立市サインガイドライン 3-6-2 施設記名表示 P.34

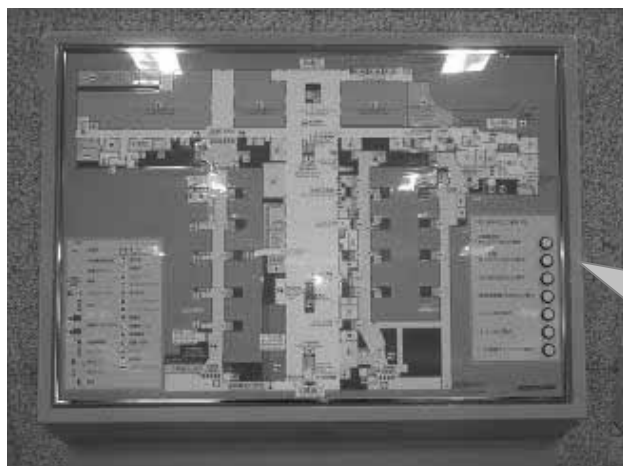
解説と設置方法

公共建物等において、目的の部屋やトイレ等付帯設備がどこにあるかを示す案内板はすべての人に分かりやすいものとする。

- 案内板は点字、平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字、外国語による表記を併用する。
- 玄関から総合受付等が離れている場合は触知板を設ける。
- 点字表記を併用している案内板や触知板には、建物等入口や受付等と連続した視覚障がい者誘導用ブロックを敷設し、かつ音声等により案内板等への誘導を図る。



建物等案内板の整備例：触知板が駅改札口前に設置されている。駅出入口から連続した視覚障がい者用誘導ブロックが敷設され、音声案内も併設されている。（名古屋



5-7 建物等付帯設備等のサイン

整備基準

建物等の付帯設備等の案内は、すべての人に分かりやすいものとする。

- ①公共建物等の付帯設備は、主としてピクトグラム（絵文字）で表す。
- ②視覚障がい者、聴覚障がい者への案内方法についても配慮する。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-5-1 サイン配置 P.158-163

解説と設置方法

- ピクトグラム（絵文字）は、できるだけ市内建物等で共通のものとする。
- 外国人、子ども、知的障がい、発達障がい、精神障がいのある人への情報伝達手段として、文字とピクトグラム（絵文字）の併記、シンプルで統一されたデザインに配慮する。
- 建物等内の受付、触知板等までは入口から連続した視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。
- 建物等内の付帯設備についても、誘導用ブロックを敷設することが望ましい。
- 連続した手すりによって誘導する場合は、付帯設備手前において手すり点字テープを貼付する。
- 触知板や出入口、階段の降り口等は誘導鈴による案内方法も考慮する。
- 緊急事態や非常口を知らせる装置は、フラッシュ及び音声による案内のある点滅型誘導音声付きのものとする。



(同施設内)

サインの整備例：施設内は全て統一されたピクトグラム（絵文字）で表記されている。
(市内パティオ地鯉鮒)



(同駐車場)



(同多目的トイレ)

5-8 サイン計画の推進

整備基準

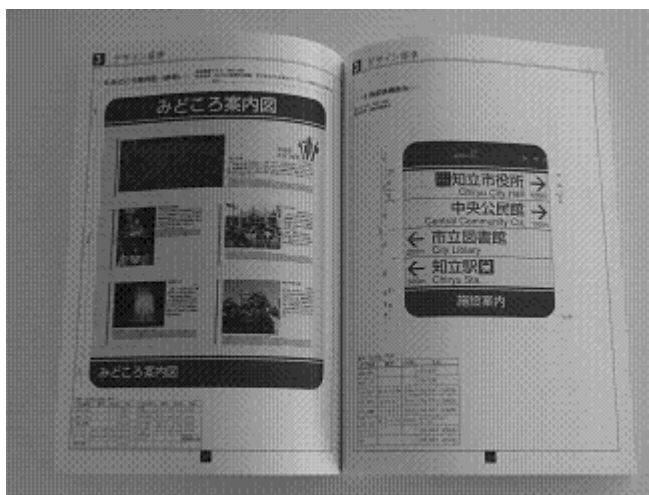
公共サインは、「知立市サインガイドライン」に基づき、統一的に整備する。

知立市ユニバーサルデザインガイドライン 2-5-1 サイン配置 P.158-163

解説と設置方法

公共サインは環境整備の一部を担う重要なものとなる。デザインや設置方法の統一により、市民をはじめ、初めての来訪者にも分かりやすい街づくりを目指す。

- ガイドラインに基づき、デザインや表記、設置方法などの基準の統一を図る。
- デザインや表記、設置方法などは、子どもや高齢者、障がい者、外国人などを含むすべての人に分かりやすいものとする。
- 外国人、子ども、知的障がい、発達障がい、精神障がいのある人への情報伝達手段として、文字とピクトグラム（絵文字）の併記、シンプルで統一されたデザインに配慮する。



(知立市サインガイドライン)

6 その他

1. 仮施設
2. 小規模特定施設
3. 緑化の推進と維持

6-1 仮施設

整備基準

市内の主要な公共建物及び公園、交通機関等の改築等に伴い、仮施設を設ける時は、さまざまな人の利用に配慮する。

① 仮施設においても、可能な限り各整備基準に準じた整備を行う。

解説と設置方法

不特定多数の人が利用する主要な仮施設では、すべての人が安心して利用できるよう整備する。

- アプローチについては、建築物「1 アプローチ」P. 10-12 を適用する。
- 障がい者用駐車スペースについては、建築物「2 車いす使用者用駐車スペース等」P. 13-15 を適用する。
- 出入口については、建築物「3 出入口」P. 16-18 を適用する。
- 廊下については、建築物「4 廊下」P. 19-20 を適用する。
- 階段については、建築物「6 階段」P. 24-25 を適用する。
- エレベータについては、建築物「7 エレベータ」P. 26-27 を適用する。
- トイレについては、建築物「9 トイレ」P. 30-33 を適用する。
- 案内表示については、建築物「15 案内表示等」P. 44-45 を適用する。
- 緊急時の設備については、建築物「21 緊急時の設備」P. 55 を適用する。



仮設トイレの整備例：アプローチは誰でもアクセスしやすいスロープになっている。ピクトグラム（絵文字）で多目的トイレであることがわかる。

（名古屋市東山動植物園）

6 -2 小規模特定施設

整備基準

100 m²以下の特殊建築物及び路外駐車場についても、高齢者や車いす使用者等の利用に配慮する。

敷地が接する道等から建築物の出入口までの経路（アプローチ部分）の整備を行う。

駐車場、トイレについても、可能な限り各整備基準に準じた整備を行う。

解説と設置方法

不特定多数の人が利用する主要な小規模施設では、すべての人が安心して利用できるよう整備する。

1. 出入り口

建築物「3 出入口」P.16-18 を適用する。

2. アプローチ

建築物「1 アプローチ」P.10-12 を適用する。

3. 駐車場

建築物「2 車いす使用者用駐車スペース等」P.13-15 を適用する。

4. トイレ

出入り口から便所までの経路の有効幅員は、90 cm以上とする。

便房の出入り口の有効幅員は、80 cm以上とする。

便房は洋式とし、手すりを設ける。

便房の大きさは車いす使用者等が利用できる空間を確保する。

6-3 緑化の推進と維持

整備基準

緑や花の豊かな街づくりを推進するとともに、残された自然環境の保全に努める。

- ① ヒートアイランド現象の抑制や都市景観の観点から建築物等の屋上や壁面などの緑化に取り組む。
- ② 建築物等の新築・改築等を行う場合においても、できる限り従来の自然環境の維持に努める。
- ③ 知立市緑の基本計画と連動し、市民との協働による緑化の維持、推進に努める。

解説と設置方法

樹木や花をはじめ自然環境は、街にうるおいや彩りを与えるだけでなく、ヒートアイランド現象の抑制にも役立つ。公共的建物や公園等の緑化をすすめるだけでなく、現存する自然環境の維持に努め、市民全体で協力して、本市が緑と花であふれる街にする。

1. 建築物

- 屋上や壁面緑化などの推進に努める。
- 建築物等を新設・改築する場合は、従前の自然や景観を損なうことがないよう、その維持に努める。

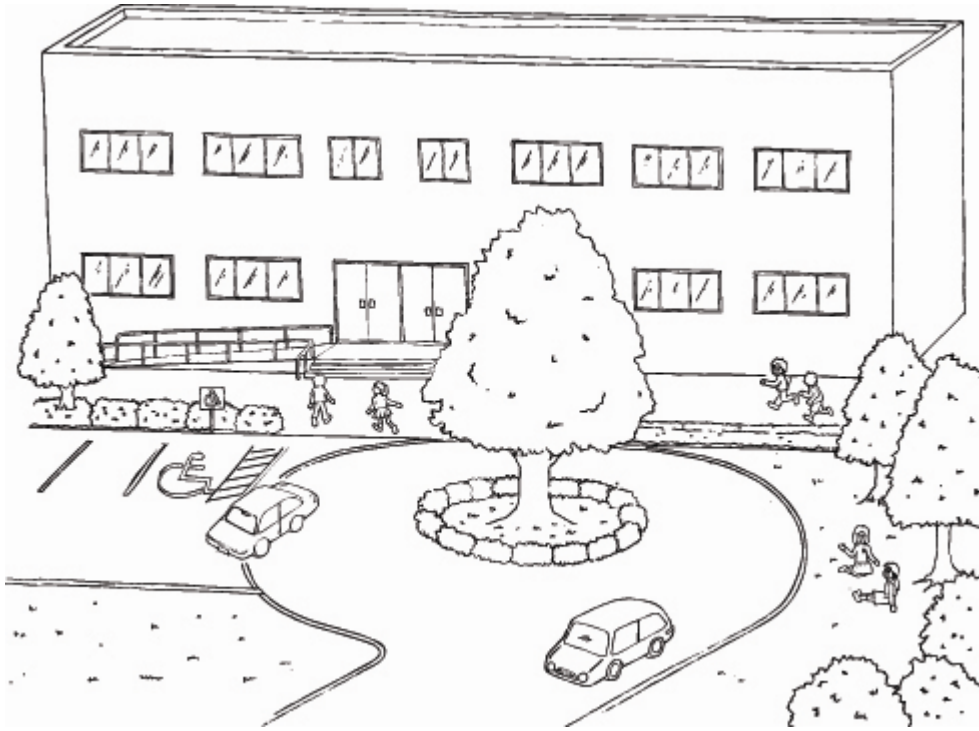
2. 公園

- 公園「6 遊具、花壇などの施設等」P. 89-90により、公園等の緑化整備を進める。
- 公園等では、植物名の表示板を取り付ける。

3. 市民参加事業等による緑化の推進と維持

- 緑化推進の啓発、補助金交付事業等緑化推進事業全般の周知に努める。
- 「緑の募金」運動活動への参加を呼びかけるとともに、募金の還元による植栽を行う。
- 緑化啓発をするために「花と緑のカレンダー」を市民公募写真により作成する。また、緑化推進に関する様々なアイデアを創出する。
- 市民・地域・学校・ボランティアと連携して植樹祭などを開催し、その内容を「ちりゅう広報」やメディアなどに発表する。

緑化を推進・維持する整備例



資料編

1 市街地現況調査結果の概要

本計画の改訂にあたり、「モデル地区整備計画の検証」「モデル地区以外の新築建築物等の調査」「平成9年度の調査対象施設」について、7月21日～8月24日にかけて調査を実施しました。

調査の実施にあたっては、必要に応じて障がいのある方を調査員として同行を求めるとともに、福祉団体等へのヒアリングを実施しました。

なお、調査対象施設は資料1のとおりとなっています。

1) モデル地区整備計画の検証結果の概要

対 象	モデル地区整備計画（平成11年3月）に掲げられた、建築物5か所、道路12か所、公園2か所、公共サイン8項目	
検 証 内 容	整備の実施内容と使い勝手の評価	
	調査結果の概要	改善のポイント
	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定時に予定していた県の補助金が減額された等の理由により、整備予定年次が遅いものほど、整備されていない傾向にある。 ・道路及び公園等については、モデル地区整備計画に依らず、市域全体で順次整備が行われている。 	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・未整備箇所は、知立市図書館のトイレ改善、猿渡小学校の体育館出入り口の段差解消、階段（2段）手すりの設置（建築物）、小針線の交差点の改善、国道419号線の歩道整備（一部）、間瀬口川管理堤の遊歩道整備、上重原保育園前道路のイメージ歩道整備（道路）、新地公園、丁尻公園への車いす対応トイレの設置（公園）等であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未整備箇所については、順次整備をすすめると共に、新しい基準や技術、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・サインについては、歩行者系の案内標識等は未整備であった。 ・サイン整備については、ガイドラインが作成されたが、管理・推進する部署が定められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サインガイドラインに示される基準等、一部現在では使用されていない基準の見直し。 ・管理・推進にあたる部署の設置
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境等に配慮した整備項目はなく、機能重視の整備が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の整備にあたっては、環境等に配慮した整備に努める。

2) モデル地区以外の新築建築物等の調査結果の概要

対 象	平成 11 年度以降に建築、改築された建築物、道路、公園等の内、用途別規模別に抽出した物件（19 件）	
検 証 内 容	基本計画及び県条例の基準との比較と使い勝手の評価、（独自の）改善例	
	調査結果の概要	改善のポイント
	<ul style="list-style-type: none"> ・調査した建築物のすべては愛知県の人にやさしい街づくりの適合証の交付を受けており、概ね使いやすくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規の適合証交付建物等について、市民等への周知を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模の建物等では障がい者用駐車スペース、多目的トイレ等の設置がない建物がみられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模建物等においても、必要な設備を検討し、小規模基準を設ける。
	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの設置位置や案内表示など、細部（使い勝手に関する）の整備項目について、同行の障害者等から使いにくさの指摘を受けた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・付帯設備の設置位置等に関する詳細な基準をガイドライン等で示す。 ・設計業者や施工業者等に使いにくい事例の情報を提供する。 ・障がい者、高齢者等からの意見聴取の仕組みを取り入れる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者用駐車場や多目的トイレの対象者の特定は特に行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物種別や規模によって、対象者を区分するなどの配慮をする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設、児童施設、神社等においては、施設内の自然を残し、維持しようとしているところが多い。 ・設計時に自然や環境に配慮されたかについては不明。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ランドスケープデザインへの配慮項目を設ける。

3) 平成9年度の調査対象施設の調査結果の概要

対 象	平成9年度の調査対象施設の内から抽出した物件（21件）
検 証 内 容	前回調査結果との比較
調査結果の概要	改善のポイント
・調査した建築物の1件は愛知県の人にやさしい街づくりの適合証の交付を受けている。	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模改修や増築を行う場合は、できる限り整備基準に適合するよう促す。 ・公立施設では、大規模修繕に併せて、整備基準に適合するよう整備を図る。 ・民間施設については、障がい者用駐車スペース、玄関の段差解消、多目的トイレ等の設置を促す。
・障がい者用駐車スペースについて、建築物の4件で新設された（民間1件、公立3件）。	
・玄関までの誘導用ブロックについて、建築物の2件で新たに敷設された（公立2件）。	
・玄関について、建築物の1件で段差が解消された（民間）。	
・玄関扉について、建築物の1件で引き戸から引き戸へ改修された（公立）。	
・多目的トイレについて、建築物の2件、公園の1件で新設された（民間2件、公立1件）。	
・一般トイレについて、建築物の6件で段差が解消された（民間2件、公立4件）。	
・エレベータについて、建築物の2件で新設された（公立）。	
・階段の手すりについて、建築物の3件で新設された（公立）。	
・多目的トイレが設置されていた1件の民間施設において、設置がなくなっていた。	

資料 1

建物等種別	モデル地区	モデル地区外	その他調査1
公的機関			知立市役所(手動)
銀行等		碧海信用金庫知立支店(手動)	知立郵便局(電動、聴覚)
公民館等		山町公民館(手動、電動)	中央公民館(手動)
文化施設	知立市図書館(手動、電動) 歴史民俗資料館(手動、電動) パティオ池鯉鮒(手動、電動)		リリオコンサートホール
児童施設	上重原保育園(手動)	来迎寺保育園(手動、視覚) 西児童クラブ(手動、視覚) はなの木幼稚園(手動)	昭和児童センター(手動)
教育施設	猿渡小学校(手動)	知立小学校屋内運動場(手動、視覚)	ハツ田小学校(手動) 知立中学校(手動)
福祉関係施設		特別養護老人ホームほほえみの里(手動)	福祉の里ハツ田(手動)
医療関係施設		いわせ外科クリニック(電動)	
スポーツ施設		パルスインク知立(手動)	福祉体育館(手動)
商業施設		サークル知立南(手動) ローン知立牛田店(手動、視覚) ファミリーマート知立駅南(手動、電動) リトルアイランド(手動) パーミヤン知立(手動)	スーパー銭湯アサヒ乃湯(手動) アピタ(手動、電動) ピアゴ(電動) 正文館(手動) イーグルボール(電動、聴覚)
市営住宅等		A.City牛田(電動)	
その他	弘法休憩所	ファミリー知立(手動) Dr.Drive新知立(手動) 学校給食センター(手動、電動)	遍照院(手動) 駅前駐車場(電動) 知立神社(手動) クラウンハレスホテル(電動、聴覚)
合計数	5か所	18か所	18か所

建物等種別	モデル地区	モデル地区外	その他調査1
公園等	新地公園 丁尻公園	逢生公園	昭和6号公園 東栄公園(旧ハツ田公園) かきつばた園(電動、聴覚)
合計数	2か所	1か所	3か所
道路	小針線 弘法上重原線 市民ホールへの歩行者経路新設 23号線高架下 駐車場への経路 国道419号線 パティオ前交差点 間瀬口川管理堤 上重原町21号線・パティオ前交差点以南 上重原町21号線・パティオ前交差点以北 新地線 上重原保育園前道路 自転車歩行者専用道路(知立第三特4-13号線)		旧国道1号線(御林交差点～猿渡川橋) 弘法通(知立駅～ 遍照院)
合計数	12か所		2か所

※表内の青色施設は、公的施設、橙色は民間施設を表している。

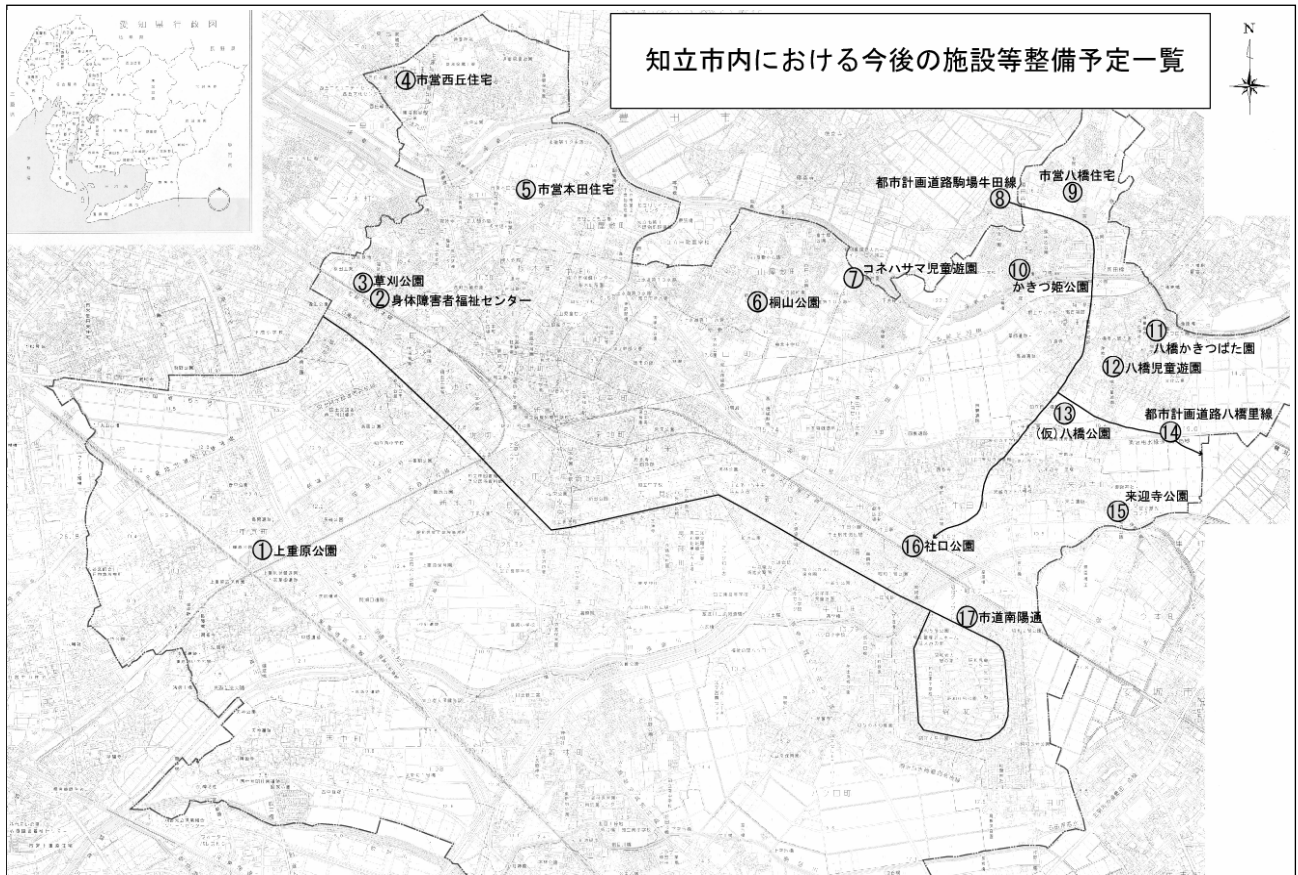
※()は同行障がい者の種別…手動＝手動車いす使用者、電動＝電動車いす使用者

視覚＝視覚障がい者、聴覚＝聴覚障がい者

4) 知立市内における今後の施設等整備予定調査結果

対 象	知立市内における今後の施設等整備予定	
調 査 内 容	平成 23 年度までの知立市内における建築物・道路等の整備予定の把握	
年 度	事 業 名	概 略
平成 21 年度	多目的トイレ設置	かきつ姫公園、上重原公園、社口公園、来迎寺公園へ多目的トイレを設置する。
	園路整備	かきつ姫公園、上重原公園、社口公園、来迎寺公園の園路をバリアフリー整備する。
	市営住宅共用階段手すり設置	市営八橋住宅の共用階段へ手すりを4か所に設置する。
	市営住宅浴室・トイレ手すり設置	市営八橋住宅の 11 世帯、市営本田住宅の 10 世帯、市営西丘住宅の 11 世帯の浴室及びトイレに手すりを設置する。
	市営住宅室内階段手すり設置	市営西丘住宅の 11 世帯の室内階段に手すりを設置する。
	八橋かきつばた園整備事業	多目的トイレを設置し、茶室を建替える。
	歩道段差解消	市道南陽通線の歩道の段差を解消する。
	タッチスイッチ自動ドア修繕	身体障害者福祉センターのタッチスイッチ自動ドアの修繕。
平成 22 年度	多目的トイレ設置	コネハサマ児童遊園、桐山公園へ多目的トイレを設置する。
	園路整備	コネハサマ児童遊園、桐山公園の園路をバリアフリー整備する。
	市営住宅トイレ整備	市営本田住宅の 10 世帯のトイレを洋式化し、手すりを設置する。
	都市計画道路新設事業	まちづくり交付金事業として都市計画道路駒場牛田線(八橋町山田谷地内)を新設する。
	都市計画道路築造事業	都市計画道路八橋里線(八橋町地内)を築造する。
	歩道段差解消	市道南陽通線の歩道の段差を解消する。
	タッチスイッチ自動ドア修繕	各施設のタッチスイッチ自動ドアが徐々に故障していくため、故障が出れば至急修繕する。

年 度	事 業 名	概 略
平成 23 年度	多目的トイレ設置	八橋児童遊園、(仮)八橋公園、草刈公園へ多目的トイレを設置する。
	園路整備	八橋児童遊園、(仮)八橋公園、草刈公園の園路をバリアフリー整備する。
	都市計画道路新設事業	まちづくり交付金事業として都市計画道路駒場牛田線(八橋町山田谷地内)を新設する。
	都市計画道路築造事業	都市計画道路八橋里線(八橋町地内)を築造する。
	歩道段差解消	市道南陽通線の歩道の段差を解消する。
	タッチスイッチ自動ドア修繕	各施設のタッチスイッチ自動ドアが徐々に故障していくため、引き続き、故障が出れば至急修繕する。



	場所	年度	概略
①	上重原公園	平成 21 年度	多目的トイレ設置、園路バリアフリー整備
②	身体障害者福祉センター	平成 21 年度	タッチスイッチ自動ドアの修繕
③	草刈公園	平成 23 年度	多目的トイレ設置、園路バリアフリー整備
④	市営西丘住宅	平成 21 年度	浴室及びトイレの手すり設置(11 世帯)、室内階段への手すり設置
⑤	市営本田住宅	平成 21 年度	浴室及びトイレに手すり設置(10 世帯)
		平成 22 年度	トイレを洋式化し、手すり設置
⑥	桐山公園	平成 22 年度	多目的トイレ設置、園路バリアフリー整備
⑦	コネハサマ児童遊園	平成 22 年度	多目的トイレ設置、園路バリアフリー整備
⑧	都市計画道路駒場牛田線	平成 22, 23 年度	まちづくり交付金事業として新設
⑨	市営八橋住宅	平成 21 年度	浴室及びトイレに手すり設置(11 世帯)、共用階段へ手すり 4 か所に設置
⑩	かきつ姫公園	平成 21 年度	多目的トイレ設置、園路バリアフリー整備
⑪	八橋かきつばた園	平成 21 年度	多目的トイレ設置し、茶室建替え
⑫	八橋児童遊園	平成 23 年度	多目的トイレ設置、園路バリアフリー整備
⑬	(仮)八橋公園	平成 23 年度	多目的トイレ設置、園路バリアフリー整備
⑭	都市計画道路八橋里線	平成 22, 23 年度	築造
⑮	来迎寺公園	平成 21 年度	多目的トイレ設置、園路バリアフリー整備
⑯	社口公園	平成 21 年度	多目的トイレ設置、園路バリアフリー整備
⑰	市道南陽通	平成 21, 22, 23 年度	歩道の段差解消

2 策定経過

平成 21 年 6 月 26 日	第一回推進協議会
7 月 21 日 8 月 24 日	市街地現況調査
10 月 9 日	
12 月 16 日	第三回推進協議会
平成 22 年 2 月 25 日	第四回推進協議会

3 委員会構成

人にやさしい街づくり推進協議会

氏 名	所属名称
蔭 山 英 順	大学教授（障害者計画）
高 阪 謙 次	大学教授（人まち計画）
松 井 岳 仁	刈谷医師会知立支部
岩 堀 行 雄	知立市社会福祉協議会
野々山 千枝子	知立市民生・児童委員連絡協議会
後 藤 日出美	知立市商工会
高 木 雅 也	刈谷公共職業安定所
宇佐美 洋 子	ボランティア
保 田 了 一	知立市身体障害者福祉協議会
後 藤 直 子	知立手をつなぐ育成会
鈴 木 和 幸	かとれあ福祉ネット
桑 原 史 美	知立市子ども会連絡協議会
宮 崎 忠 男	知立市老人クラブ連合会

事務局

建設部
教育庶務課
都市計画課
都市開発課
土木課
建築課

4 知立市人にやさしい街づくり推進協議会条例

平成九年三月二十八日
条例第七号

改正

平成九年九月三十日条例第三十七号 平成十三年三月二十六日条例第九号
平成十七年九月二十九日条例第三十二号 平成十八年十二月二十五日条例第三十五号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百八条の四第三項及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十条第4項の規定に基づき、知立市人にやさしい街づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 市の人にやさしい街づくり及び障害者施策の推進に関し、必要な調査及び審議を行わせるため、協議会を置く。

(組織及び任期)

第三条 協議会は、委員二十名以内で組織する。

二 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (一) 学識経験を有する者
- (二) 医療関係者
- (三) 福祉関係等諸団体の代表者
- (四) 教育関係者
- (五) 行政機関の職員

三 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

四 委員は、再任を妨げないものとする。

(会長)

第四条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

二 会長は、会務を総理する。

三 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第五条 協議会の会議は、会長が招集する。

二 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

三 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第六条 協議会の庶務は、建設部建築課及び福祉子ども部福祉課において処理をする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成九年九月三十日条例第三十七号）

この条例は、平成九年一〇月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十六日条例第九号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年九月二十九日条例第三十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年十二月二十五日条例第三十五号抄）

（施行期日）

一 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

5 愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例及び同施行規則

人にやさしい街づくりの推進に関する条例

第一章 総則

(目的)

第一条

この条例は、すべての県民が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが街づくりにおいて極めて重要であることにかんがみ、高齢者、障害者等を含むすべての県民があらゆる施設を円滑に利用できる人にやさしい街づくりについて、県及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにすると共に、人にやさしい街づくりに関する施策の基本方針を定めること等により、人にやさしい街づくりの推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

一部改正〔平成一二年条例二号〕

(定義)

第一条の二

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受けるものをいう。
- 二 特定施設 次に掲げる施設で多数の者が利用するものとして規則で定めるものをいう。
 - イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第二号に規定する特殊建築物
 - ロ 事務所の用に供する建築物
 - ハ 公衆便所の用に供する建築物
 - ニ 地下街その他これに類するもの
 - ホ 道路
 - ヘ 公園、緑地その他これらに類するもの
 - ト 公共交通機関の施設
 - チ 駐車場
 - リ 一団地の住宅施設その他これに類するもの

追加〔平成一六年条例七十七号〕

(市町村に対する協力)

第三条

県は、市町村が実施する当該市町村の区域の状況に応じた人にやさしい街づくりに関する施策に協力するものとする。

全部改正〔平成一二年条例二号〕

(事業者の責務)

第四条

事業者は、その事業の用に供する施設を高齢者、障害者等を含むすべての県民が円滑に利用できるようにするため、その施設の構造及び設備に関し必要な措置を講じ、並びに高齢者、障害者等の施設の円滑な利用に資する情報及び役務の提供に努めるとともに、県が実施する人にやさしい街づくりに関する施策に協力する責務を有する。

一部改正〔平成一二年条例二号・一六年七十七号〕

(県民の役割)

第五条

県民は、人にやさしい街づくりに関する理解を深め、並びに高齢者、障害者等が施設を円滑に利用できるようにするための措置が講じられた施設の構造及び設備の機能を妨げることのないようにするとともに、県が実施する人にやさしい街づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

一部改正〔平成一二年条例二号・一六年七十七号〕

第三章 特定施設に係る整備基準の遵守義務等

全部改正〔平成一六年条例七十七号〕

(整備基準の遵守義務等)

第十一条

特定施設の新築若しくは新設、増築又は改築(用途の変更をして特定施設にすることを含む。以下「特定施設の新築等」という。)をしようとする者は、当該特定施設(増築、改築又は用途の変更をしようとする場合にあっては、当該増築、改築又は用途の変更に係る部分その他規則で定める部分に限る。)について、次の各号に掲げる特定施設の区分に応じ、当該各号に掲げる別表に定める高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な特定施設の構造及び設備に関する措置の基準(以下「整備基準」という。)を遵守しなければならない。ただし、当該特定施設について整備基準を遵守する場合と同等以上の高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための構造及び設備に関する措置が講じられると認められる場合又は当該特定施設について整備基準を遵守することが著しく困難な場合として規則で定める場合は、この限りでない。

- 一 第一条の二第二号イからへまで、ち及びりに掲げる施設に該当する特定施設(次号に掲げる特定施設を除く。) 別表第一
 - 二 第一条の二第二号イに掲げる施設に該当する特定施設で建築基準法第二条第二号に規定する用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下のもの 別表第二
 - 三 第一条の二第二号トに掲げる施設に該当する特定施設 別表第三
- 2 知事は、特定施設を高齢者、障害者等がより円滑に利用できるようにするため必要があると認めるときは、特定施設の新築等の際に適合させることが望ましい特定施設の構造及び設備に関する措置の基準を定めることができる。

全部改正〔平成一六年条例七七号〕

(高齢者、障害者等の意見の聴取)

第十一条の二

特定施設の新築等(規則で定める特定施設に係るものに限る。)をしようとする者は、整備基準に適合させるための措置について、高齢者、障害者等の意見を聴くよう努めなければならない。

追加〔平成一六年条例七七号〕

(整備計画の届出)

第十二条

特定施設の新築等をしようとする者は、当該特定施設の新築等の工事に着手する日の三十日前までに、規則で定めるところにより、整備基準に適合させるための措置に関する計画(以下「整備計画」という。)を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成一六年条例七七号〕

(指導及び助言)

第十三条

知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る整備計画が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした特定施設の新築等をしようとする者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

一部改正〔平成一六年条例七七号〕

(整備計画の変更)

第十四条

第十二条の規定による届出をした者は、当該届出に係る整備計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

一部改正〔平成一六年条例七七号〕

(指示)

第十五条

知事は、特定施設の新築等をする者が第十二条若しくは前条第一項の規定による届出をしないで当該特定施設の新築等の工事に着手したとき、又は当該届出に係る整備計画の内容と異なる工事を行ったと認めるときは、必要な指示をすることができる。

一部改正〔平成一六年条例七七号〕

(報告及び調査)

第十六条

知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、特定施設の新築等をする者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に特定施設若しくは特定施設の工事現場に立ち入り、整備基準に適合させるための措置の実施状況を調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

一部改正〔平成一六年条例七七号〕

(既存の特定施設に係る措置)

第十七条

事業者は、その事業の用に供する特定施設でこの条例又はこの条例に基づく規則の施行の際現に存するもの（現に工事中のものを含む。）について、整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

一部改正〔平成一六年条例七七号〕

(適合証の交付)

第十八条

事業者は、その事業の用に供する特定施設について、整備基準に適合させるための措置を講じたときは、規則で定めるところにより、知事に対し、適合証の交付を請求することができる。

- 2 知事は、前項の請求があった場合において、当該措置が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした事業者に対し、適合証を交付するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により適合証を交付したときは、その旨を公表することができる。

一部改正〔平成一六年条例七七号〕

(維持保全)

第十八条の二

事業者は、その事業の用に供する特定施設について、整備基準に適合させるための措置を講じたときは、当該措置を講じた特定施設の構造及び設備の機能を維持するよう努めなければならない。

追加〔平成一六年条例七七号〕

(実施状況の報告等)

第十九条

知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業の用に供する特定施設について、整備基準に適合させるための措置の実施状況の報告を求めることができる。

- 2 知事は、前項の報告があったときは、当該報告をした事業者に対し、整備基準に基づき、必要な指導又は助言を行うことができる。

一部改正〔平成一六年条例七七号〕

附 則（平成十二年三月二十八日条例第二号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年十月十三日条例第六十四号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十二年十一月一日から施行する。

附 則（平成十六年十二月二十一日条例第七十七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十七年七月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に新築若しくは新設、増築又は改築（用途の変更をして特定施設（改正後の人にやさしい街づくりの推進に関する条例（以下「新条例」という。）第一条の二第二号に規定する特定施設をいう。以下この項において同じ。）にすることを含む。以下「新築等」という。）の工事中の特定施設の当該新築等については、新条例第十一条から第十六条までの規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に新築等の工事中の特定施設（改正前の人にやさしい街づくりの推進に関する条例（以下「旧条例」という。）第十一条第一項に規定する特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）（旧条例第十二条又は第十四条第一項の規定による届出に係る整備計画の内容と異なる工事が行われた特定施設を含む。）については、旧条例第十一条から第十六条までの規定は、なおその効力を有する。
- 4 この条例の施行の際現に存する特定施設で旧条例第十一条第二項の基準に適合しているもの（現に新築等の工事中のもので当該工事により旧条例第十一条第二項の基準に適合することとなるものを含む。以下「旧基準適合特定施設」という。）については、この条例の施行後増築、改築又は用途の変更の工事が行われるまでの間に限り、新条例第十七条の規定は、適用しない。
- 5 旧基準適合特定施設に係る新条例第十八条第一項及び第二項並びに第十八条の二の規定の適用については、この条例の施行後増築、改築又は用途の変更の工事が行われるまでの間に限り、新条例第十八条第一項中「整備基準に適合させるための」とあるのは「人にやさしい街づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例（平成十六年愛知県条例第七十七号）による改正前の人にやさしい街づくりの推進に関する条例（以下「旧条例」という。）第十一条第一項に規定する」と、新条例第十八条第二項及び第十八条の二中「整備基準」とあるのは「旧条例第十一条第二項の基準」とする。
（愛知県事務処理特例条例の一部改正）
- 6 愛知県事務処理特例条例（平成十一年愛知県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成十九年三月二十三日条例第三十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一（第十一条関係）

- 一 第一条の二第二号イからハまで及びチに掲げる施設に該当する特定施設にあつては、規則で定めるところにより、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）を設けること。
- 二 歩道及び自転車歩行者道並びに敷地内の通路、廊下その他これに類するもの及び園路（以下「通路等」という。）で利用円滑化経路を構成するものその他の規則で定める通路等は、次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。
- イ 有効幅員は、歩道にあつては二メートル以上、自転車歩行者道にあつては三メートル以上、通路等にあつては一・四メートル以上とすること。
- ロ 段を設けないこと。
- ハ 表面は、滑りにくく、平たんにとすること。
- ニ 歩道及び自転車歩行者道並びに通路等を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとする。
- 三 利用円滑化経路を構成する出入口その他の規則で定める出入口は、次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。
- イ 有効幅員は、建築物の直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは九十センチメートル以上、その他の建築物の出入口は八十センチメートル以上とすること。
- ロ 段を設けないこと。

四 不特定かつ多数の者が利用する階段その他の規則で定める階段は、次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。

イ 回り階段としないこと。

ロ 手すりを設けること。

ハ 段鼻は、滑りにくくすること。

五 第一条の二第二号イからハまで及びチに掲げる施設に該当する特定施設で規則で定めるものの利用円滑化経路を構成するエレベーターは、次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。

イ かごの奥行きの内り寸法は、一・三五メートル以上とすること。

ロ 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。

ハ 車いす使用者及び視覚障害者の利用に配慮した操作ボタン等を設けること。

六 不特定かつ多数の者が利用する便所その他の規則で定める便所は、次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。

イ 段を設けないこと。

ロ 床の表面は、滑りにくくすること。

ハ 次に定める構造の便房を設けること。

(1) 便器は、洋式とすること。

(2) 手すりを設けること。

ニ 出入口に近い小便器には、周囲に手すりを設けること。

七 第一条の二第二号イからハまで及びヘに掲げる施設に該当する特定施設で規則で定めるものの不特定かつ多数の者が利用する便所その他の規則で定める便所については、前号に定める構造とするほか、出入口の有効幅員を八十センチメートル以上とするとともに、車いす使用者等が利用できる規則で定める構造の便房を設けること。

八 愛知県建築基準条例（昭和三十九年愛知県条例第四十九号）第十二条に規定する興行場等にあつては、規則で定めるところにより、車いす使用者が利用できる客席の部分及び通路を設けること。

九 第一条の二第二号チに掲げる施設に該当する特定施設及び同号イからハまでに掲げる施設に該当する特定施設に附属する駐車場で規則で定めるものにあつては、規則で定めるところにより、車いす使用者が乗車する自動車を駐車できる部分及び車いす使用者が通行できる通路を設けること。

十 高齢者、障害者等に配慮した案内表示を規則で定めるところにより行うこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準

一部改正〔平成一二年条例六四号・一六年七七号〕

別表第二（第十一条関係）

一 敷地内の通路及び建築物の直接地上へ通ずる出入口で規則で定める経路を構成するものは、それぞれ次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。

イ 敷地内の通路

(1) 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。

(2) 段を設けないこと。

(3) 表面は、滑りにくく、平たんにすること。

(4) 敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとする。

- ロ 建築物の直接地上へ通ずる出入口
 - (1) 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。
 - (2) 段を設けないこと。

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準

追加〔平成一六年条例七七号〕

別表第三（第十一条関係）

- 一 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。第四条第六項第二号及び第三章を除く。以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）に定める基準

- 二 公共交通移動等円滑化基準第四条第一項に規定する移動等円滑化された経路を構成する傾斜路は、規則で定める勾配とすること。

- 三 不特定かつ多数の者が利用する便所は、公共交通移動等円滑化基準第十三条第一項に掲げる基準に適合させるほか、次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。

イ 段を設けないこと。

- ロ 次に定める構造の便房を設けること。

(1) 便器は、洋式とすること。

(2) 手すりを設けること。

- 四 高齢者、障害者等に配慮した案内表示を規則で定めるところにより行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準

追加〔平成一六年条例七七号〕、一部改正〔平成一九年条例三三号〕

愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則

平成十七年三月三十一日

規則第五十八号

改正 平成一七年一〇月二一日規則第一一二号

平成一九年三月二三日規則第一九号

平成一九年七月二七日規則第四九号

注 平成一九年七月二七日規則第四九号による改正は、平成二〇年二月一日から施行につき、本文には直接改正を加えないで、改正文を登載した。

人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則をここに公布する。

人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則

人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則（平成六年愛知県規則第百二号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成六年愛知県条例第三十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（特定施設）

第三条 条例第一条の二第二号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる用途に供する建築物又はその部分

イ 学校その他これに類するもの

ロ 博物館、美術館又は図書館

ハ 体育館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場又は遊技場

ニ 病院、診療所、助産所又は施術所

ホ 社会福祉施設その他これに類するもの

ヘ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

ト 公会堂又は集会場

チ 展示場

リ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

ヌ 飲食店、喫茶店その他これらに類するもの

ル 理髪店、クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するもの

ヲ 公衆浴場

ワ ホテル又は旅館

カ 火葬場

ニ 共同住宅の用に供する建築物又はその部分で、床面積の合計が二千平方メートル以上のもの又は五十戸を超えるもの

三 工場の用に供する建築物又はその部分で、床面積の合計が二千平方メートル以上のもの

四 国、県、市町村又は第十三条各号に掲げる者の事務所の用に供する建築物又はその部分

五 銀行その他の金融機関の営業所又は事務所の用に供する建築物又はその部分

- 六 事務所の用に供する建築物又はその部分で、床面積の合計が二千平方メートル以上のもの（前二号に該当するものを除く。）
 - 七 公衆便所の用に供する建築物又はその部分（他の特定施設に附属するものを除く。）
 - 八 地下街その他これに類するもの
 - 九 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。）
 - 十 公園、緑地その他これらに類するもの
 - 十一 公共交通移動等円滑化基準第一条第一項第五号に規定する鉄道駅、同項第六号に規定する軌道停留場、同項第七号に規定するバスターミナル、同項第八号に規定する旅客船ターミナル又は同項第九号に規定する航空旅客ターミナル施設
 - 十二 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十二条の規定による届出を要する路外駐車場（駐車のために供する部分に、駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）第十五条の規定による国土交通大臣の認定を受けた特殊の装置を用いる路外駐車場を除く。）
 - 十三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設に該当する駐車場
 - 十四 都市計画法第十一条第一項第八号に規定する一団地の住宅施設
 - 十五 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業（同条第二項の事業を含む。）、都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業又は同法第二十九条第一項若しくは第二項の規定による許可を要する開発行為により一体として整備する施設（五十戸以上の住宅の建設を予定する場合に限る。）
 - 十六 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定による認定又は同条第三項の規定による許可を受けた総合的設計による一団地の建築物（五十戸以上の住宅に限る。）
- 一部改正〔平成一九年規則一九号〕

（条例第十一条第一項の規則で定める部分）

- 第四条 条例第十一条第一項の規則で定める部分は、同項第一号に掲げる特定施設の次に掲げる経路を構成する敷地内の通路、廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）、昇降機、出入口及び階段とする。
- 一 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から増築、改築又は用途の変更（以下「増築等」という。）に係る部分にある不特定かつ多数の者が利用し、若しくは主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）又は前条第一号ワに掲げる用途に供する特定施設の客室若しくは同条第二号に掲げる特定施設の住戸（以下「利用居室等」という。）までの一以上の経路
 - 二 増築等に係る部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等がないときは、道等。次号において同じ。）から増築等に係る部分にある車いす使用者等が利用できる構造の便房（第二十一条第一項の表（い）欄に掲げる特定施設の同表（ろ）欄に掲げる便所に設けるものに限る。以下「車いす使用者用便房」という。）までの一以上の経路
 - 三 増築等に係る部分にある駐車場（第二十三条第一項に規定するものに限る。）の車いす使用者が乗車する自動車を駐車できる部分（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）から増築等に係る部分にある利用居室等までの一以上の経路
 - 四 第二十四条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項第四号に規定する前条第一号及び第三号から第七号までに掲げる特定施設で、当該特定施設（当該特定施設が建築物の一部である場合にあっては、当該特定施設を含む建築物）の増築等に係る部分の床面積（共同

住宅の用に供する部分の床面積を除く。)(同条第三号及び第六号に掲げる特定施設にあっては、当該特定施設の増築等に係る部分の不特定かつ多数の者の利用する部分の床面積)の合計が千平方メートルを超えるもの又は同条第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設のみ増築等に係る部分の床面積の合計が五十平方メートル以上のものの道等から増築等に係る部分以外にある案内設備までの経路

(条例第十一条第一項ただし書の規則で定める場合)

第五条 条例第十一条第一項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 高低差の著しい敷地又は区域に特定施設の新築等をしようとする場合で、傾斜路の勾こう配について物理的に整備基準を遵守することができないと認められるとき。
- 二 用途の変更をして特定施設にしようとする場合で、廊下等、階段又はエレベーターについて構造上整備基準を遵守することができないと認められるとき。
- 三 文化財としての価値が高い特定施設の新築等をしようとする場合で、整備基準を遵守すると当該価値が著しく損なわれることになると認められるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる理由により整備基準を遵守することができないと認められるとき。

(条例第十一条の二の規則で定める特定施設)

第六条 条例第十一条の二の規則で定める特定施設は、次に掲げるものとする。

- 一 第三条第一号から第八号まで及び第十一号から第十六号までに掲げる特定施設のうち県が新築するもので、当該特定施設の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの
- 二 第三条第十号に掲げる特定施設のうち県が新設するもので、当該特定施設の区域の面積が五千平方メートルを超えるもの

(整備計画の届出)

第七条 条例第十二条の規定による整備計画の届出をしようとする者は、特定施設整備計画届出書(様式第一)に、次の表(い)欄に掲げる特定施設の区分に応じ、それぞれ同表(ろ)欄に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

	(い)	(ろ)
(一)	第三条第一号から第八号まで及び第十二号から第十六号までに掲げる特定施設 (条例第十一条第一項第二号に掲げる特定施設(以下「小規模特定施設」という。)を除く。)	一 適合状況項目表(様式第二(その一))
		二 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)
		三 配置図(縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物等の位置及び用途、利用円滑化経路の位置、敷地内の通路及び直接地上へ通ずる出入口の位置及び有効幅員、駐車場の区域及び駐車台数並びに車いす使用者用駐車施設の位置及び有効幅員を明示したもの)
		四 建築物にあっては、各階平面図(縮尺、方位、間取り、各室の用途、利用円滑化経路の位置、廊下等及び出入口の位置及び有効幅員、階段及びエレベーターの位置並びに床の高低を明示したもの)
		五 その他整備基準に係る整備計画を明示した図書

(二)	第三条第九号に掲げる特定施設	一 適合状況項目表（様式第二（その二））
		二 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）
		三 平面図（縮尺、方位、道路の境界線、幅員及び路面の高低を明示したもの）
		四 その他整備基準に係る整備計画を明示した図書
(三)	第三条第十号に掲げる特定施設	一 適合状況項目表（様式第二（その三））
		二 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）
		三 平面図（縮尺、方位、区域の境界線、土地の高低、敷地内における建築物等の位置及び用途、園路及び出入口の位置及び有効幅員、駐車場の区域及び駐車台数並びに車いす利用者用駐車施設の位置及び有効幅員を明示したもの）
		四 その他整備基準に係る整備計画を明示した図書
(四)	小規模特定施設	一 適合状況項目表（様式第二（その四））
		二 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）
		三 配置図（縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物等の位置及び用途並びに敷地内の通路及び直接地上へ通ずる出入口の位置及び有効幅員を明示したもの）
		四 各階平面図（縮尺、方位、間取り、各室の用途、廊下等及び出入口の位置及び有効幅員並びに床の高低を明示したもの）
		五 その他整備基準に係る整備計画を明示した図書
(五)	第三条第十一号に掲げる特定施設	一 適合状況項目表（様式第二（その五））
		二 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）
		三 配置図（縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物等の位置及び用途並びに公共交通移動等円滑化基準第四条第四項に規定する移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口の位置及び有効幅員を明示したもの）
		四 各階平面図（縮尺、方位、間取り、各室の用途、公共交通移動等円滑化基準第四条第一項に規定する移動等円滑化された経路の位置、通路及び出入口の位置及び有効幅員、階段及びエレベーターの位置並びに床の高低を明示したもの）
		五 その他整備基準に係る整備計画を明示した図書

一部改正〔平成十九年規則一九号〕

(軽微な変更)

第八条 条例第十四条第一項の規則で定める軽微な変更は、工事の着手又は完了の予定年月日の変更とする。

(整備計画の変更の届出)

第九条 条例第十四条第一項の規定による整備計画の変更の届出をしようとする者は、特定施設整備計画変更届出書(様式第三)に、第七条の表(い)欄に掲げる特定施設の区分に応じ、それぞれ同表(ろ)欄に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(身分証明書)

第十条 条例第十六条第二項に規定する職員の身分を示す証明書の様式は、様式第四のとおりとする。

(適合証の交付の請求等)

第十一条 条例第十八条第一項の規定による適合証の交付の請求をしようとする者は、適合証交付請求書(様式第五)に、適合状況項目表(様式第二)を添えて知事に提出しなければならない。

2 条例第十八条第一項に規定する適合証の様式は、様式第六のとおりとする。

(実施状況の報告)

第十二条 条例第十九条第一項の規定により整備基準に適合させるための措置の実施状況の報告を求められた事業者は、実施状況報告書(様式第七)に、適合状況項目表(様式第二)を添えて知事に提出しなければならない。

(適用の特例を受ける者)

第十三条 条例第二十条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 地方公共団体の組合
- 二 建築基準法第十八条の規定の適用について、法令の規定により国、県又は市町村とみなされる法人
- 三 土地開発公社
- 四 土地地区画整理法第二条第三項に規定する施行者

(利用円滑化経路の設置)

第十四条 条例別表第一第一号の規定による利用円滑化経路の設置は、次に掲げるところによって行わなければならない。

- 一 次に掲げる場合には、それぞれに定める経路のうち一以上を利用円滑化経路とすること。
 - イ 建築物に利用居室等を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路
 - ロ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 利用居室等(当該建築物に利用居室等がないときは、道等。ハにおいて同じ。)から当該車いす使用者用便房までの経路
 - ハ 建築物又はその敷地に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合 当該駐車場(二以上の駐車場を設ける場合にあっては、そのうち一以上の駐車場とし、車いす使用者用駐車施設を設ける場合にあっては、当該車いす使用者用駐車施設とする。)から利用居室等までの経路
- 二 第十九条第一項各号(同条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に掲げる特定施設の利用円滑化経路上には、階段を設けないこと。

2 前項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすることが困難である場合における同号の規定の適用については、同号イ及びロ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

(通路等)

第十五条 条例別表第一第二号の規則で定める通路等は、次の表(い)欄に掲げるものとし、同号の規則で定める構造は、それぞれ同表(ろ)欄に定めるとおりとする。

(一)	(い)	(ろ)
	歩道及び自転車歩行者道 (以下「歩道等」という。)	<p>一 有効幅員は、歩道にあつては二メートル以上、自転車歩行者道にあつては三メートル以上とすること。</p> <p>二 段を設けないこと。</p> <p>三 表面は、滑りにくく、平たんにすること。</p> <p>四 歩道等を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとする。</p> <p>五 舗装は、水はけの良いものとする。</p> <p>六 歩道等の切下げ部等ですりつけが発生する場合の縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、八パーセント以下とすることができる。</p> <p>七 横断勾配は、二パーセント以下とすること(車両乗入れ部を除く。)</p> <p>八 歩道等が交差点又は横断歩道において車道と接する部分は、車いす使用者の通行に支障のない構造とすること。</p> <p>九 横断歩道に接続する歩道等の部分は、車いす使用者が円滑に転回できる平たんな部分を設けること。</p>
(二)	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路((三)項に掲げるものを除く。)	<p>一 表面は、滑りにくく、平たんにすること。</p> <p>二 敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとする。</p> <p>三 段を設ける場合には、第十八条に定める構造に準じたものとする。</p> <p>四 傾斜路を設ける場合には、第二号に定めるもののほか、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ロ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。</p> <p>ハ 傾斜路とその前後の敷地内の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>ニ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>

(三)	利用円滑化経路を構成する敷地内の通路及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所と利用円滑化経路との間の敷地内の通路	一 (二)項(ろ)欄に定める構造とするほか、次号から第五号までに定める構造とすること。
		二 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。
		三 段を設けないこと。ただし、次号に定める構造の傾斜路又は次条に定める構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
		四 傾斜路を設ける場合には、次に定める構造とすること。
		イ 有効幅員は、段に代わるものにあつては一・四メートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。
		ロ 勾配は、十五分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一以下とすること。
		ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの(勾配が二十分の一を超えるものに限る。)にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。
		ニ 始点及び終点には、それぞれ長さ一・五メートル以上の高低差のない部分を設けること。
(四)	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等(五)項に掲げるもの及び利用居室等内の通路を除く。)	一 表面は、滑りにくく、平たんにとすること。
		二 廊下等を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとする。
		三 段を設ける場合には、第十八条に定める構造に準じたものとする。
		四 傾斜路を設ける場合には、第二号に定めるもののほか、次に定める構造とすること。
		イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
		ロ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
		ハ 傾斜路とその前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。
		ニ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(五)	利用円滑化経路を構成する廊下等、利用居室内の主要な通路（第二十二号に規定する通路を除く。）、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所と利用円滑化経路との間の廊下等及び第三条第八号に掲げる特定施設に設ける不特定かつ多数の者が利用する通路	一 (四)項(ろ)欄に定める構造とするほか、次号から第五号までに定める構造とすること。
		二 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。ただし、端から十メートル以内及び区間五十メートル以内ごとに、幅及び奥行きがそれぞれ一・四メートル以上の部分その他の車いすの転回に支障がない部分を設ける場合は、この限りでない。
		三 段を設けないこと。ただし、次号に定める構造の傾斜路又は次条に定める構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
		四 傾斜路を設ける場合には、次に定める構造とすること。
		イ 有効幅員は、段に代わるものにあつては一・四メートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。
		ロ 勾配は、十二分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一以下とすること。
		ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。
		ニ 始点及び終点には、それぞれ長さ一・五メートル以上の高低差のない部分を設けること。
		五 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
		(六)
二 段を設けないこと。ただし、第六号に定める構造の傾斜路又は次条に定める構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。		
三 前号ただし書の場合において、段を設けるときは、第十八条に定める構造に準じたものとする。		
四 表面は、滑りにくく、平たんにとすること。		
五 園路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスト等が落ち込まないものとする。		
六 傾斜路を設ける場合には、前号に定めるもののほか、次に定める構造とすること。		
イ 有効幅員は、段に代わるものにあつては一・四メートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。		

	<p>ロ 勾配は、十五分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一以下とすること。</p>
	<p>ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。</p>
	<p>ニ 始点及び終点には、それぞれ長さ一・五メートル以上の高低差のない部分を設けること。</p>
	<p>ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>
	<p>ヘ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p>
	<p>ト 傾斜路とその前後の園路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする</p>
	<p>チ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
	<p>七 縦断勾配は、四パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、八パーセント以下とすることができる。</p>
	<p>八 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、二パーセント以下とすることができる。</p>

（段に併設する昇降機の構造）

第十六条 前条の表(三)項(ろ)欄第三号ただし書、(五)項(ろ)欄第三号ただし書及び(六)項(ろ)欄第二号ただし書に規定する昇降機の構造は、第十九条第二項各号に定める構造又は次に定める構造とする。

- 一 エレベーターにあつては、次に定める構造とすること。
- イ 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第七号に規定する構造とすること。
- ロ かごの幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは一・二メートル以上とすること。
- ハ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあつては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。
- ニ エスカレーターにあつては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定する構造とすること。

（出入口）

第十七条 条例別表第一第三号の規則で定める出入口は、次の表(い)欄に掲げるものとし、同号の規則で定める構造は、それぞれ同表(ろ)欄に定めるとおりとする。

	(い)	(ろ)
(一)	利用円滑化経路を構成する出入口（第三条第二号に掲げる特定施設の住戸の出入口を除く。）及び同条第八号に掲げる特定施設の不特定かつ多数の者が利用する出入口	一 有効幅員は、建築物の直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは九十センチメートル以上、その他の出入口は八十センチメートル以上とすること。
		二 段を設けないこと。
		三 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
(二)	第三条第十号に掲げる特定施設の出入口	一 有効幅員は、一以上の出入口を一・二メートル以上とし、その出入口に車止めのさくを設ける場合には、さくとさくの間隔は、九十センチメートル以上とすること。
		二 段を設けないこと。
		三 表面は、滑りにくく、平たんにすること。
		四 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(階段)

第十八条 条例別表第一第四号の規則で定める階段は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段とし、同号の規則で定める構造は、次のとおりとする。

- 一 回り階段としないこと。
- 二 手すりを設けること。
- 三 段鼻は、滑りにくくすること。
- 四 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 五 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- 六 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。

(利用円滑化経路を構成するエレベーター)

第十九条 条例別表第一第五号の規則で定める特定施設は、次に掲げるものとする。

- 一 第三条第一号に掲げる特定施設（同号イに掲げる用途に供するものを除く。）並びに同条第三号から第七号まで、第十二号及び第十三号に掲げる特定施設で、当該特定施設（当該特定施設が建築物の一部である場合にあっては、当該特定施設を含む建築物）の直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）以外の階における不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分（同条第一号イに掲げる用途及び共同住宅の用に供する部分を除き、同号ワに掲げる用途に供する特定施設にあっては、その客室部分を含むものとする。）の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの
 - 二 第三条第一号イに掲げる用途に供する特定施設で、当該特定施設の階数が三以上で、かつ、床面積の合計が二千平方メートル以上のもの
 - 三 第三条第二号に掲げる特定施設で、当該特定施設の階数が三以上で、かつ、戸数が五十戸を超えるもの
- 2 条例別表第一第五号の規則で定める構造は、第十六条第一号に定める構造のエレベーターを段に併設する場合を除き、次のとおりとする。

- 一 かごの奥行きの内り寸法は、一・三五メートル以上とすること。
 - 二 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - 三 かごは、利用居室等、車いす使用者用便房及び車いす使用者用駐車施設がある階並びに地上階に停止すること。
 - 四 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、一・五メートル以上とすること。
 - 五 かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者の利用に配慮した操作ボタン等を設けること。
 - 六 かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
 - 七 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
 - 八 不特定かつ多数の者が利用するエレベーターにあっては、前各号に定めるもののほか、次に定める構造とすること。
 - イ かごの幅は、一・四メートル以上とすること。
 - ロ かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のものについては、この限りでない。
 - 九 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーターにあっては、前各号に定めるもののほか、次に定める構造とすること。ただし、エレベーターが主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。
 - イ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - ロ かご内及び乗降ロビーに設ける操作ボタン等（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に操作ボタン等を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - ハ かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- 3 増築等の場合（増築等により第一項各号に掲げる特定施設となる場合であって、増築等に係る部分に利用円滑化経路を構成するエレベーターを設けるときを除く。）における第一項の規定の適用については、同項中「床面積」とあるのは「増築等に係る部分の床面積」と、「階数」とあるのは「増築等に係る部分の階数」と、「戸数」とあるのは「増築等に係る部分の戸数」とする。
- （便所）

第二十条 条例別表第一第六号の規則で定める便所は、次の表(い)欄に掲げるものとし、同号の規則で定める構造は、それぞれ同表(ろ)欄に定めるとおりとする。

	(い)	(ろ)
(一)	第三条第一号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる特定施設に設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（(二)項及び(三)項に掲げるものを除く。）	一 段を設けないこと。ただし、次に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。
		イ 勾配は、十二分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一以下とすること。
		ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
		ニ 床の表面は、滑りにくくすること。
		三 次に定める構造の便房を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けること。
		イ 便器は、洋式とすること。

		<p>ロ 手すりを設けること。</p> <p>四 出入口に近い小便器は、周囲に手すりを設け、床置式その他これに類する構造とすること。</p>
(二)	<p>第三条第一号ロに掲げる用途に供する特定施設、同号ニに掲げる用途（病院及び診療所の用途に限る。）に供する特定施設及び同号へから又までに掲げる用途に供する特定施設並びに同条第四号及び第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの又は同号に掲げる特定施設で、当該特定施設のための床面積の合計が五十平方メートル以上のものに設ける一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所</p>	<p>一 （一）項（ろ）欄に定めるもののほか、次号に定める構造とすること。</p> <p>二 乳幼児用いす等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房及び乳幼児用ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けること。ただし、乳幼児のおむつ替えができる設備にあっては、おむつ替えができる場所を別に設ける場合は、この限りでない。</p>

<p>(三)</p>	<p>第三条第一号イに掲げる用途（特別支援学校の用途に限る。）に供する特定施設、同号ロに掲げる用途に供する特定施設、同号ハに掲げる用途（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボウリング場、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）及び遊技場の用途に限る。）に供する特定施設、同号ニに掲げる用途（病院及び診療所の用途に限る。）に供する特定施設、同号ホに掲げる用途（老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）及び老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するものの用途に限る。）に供する特定施設及び同号ヘからワまでに掲げる用途に供する特定施設並びに同条第四号、第五号、第七号、第十二号及び第十三号に掲げる特定施設で、当該特定施設の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの又は同条第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設のみ床面積の合計が五十平方メートル以上のものに設ける一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所</p>	<p>一 （一）項(ろ)欄に定めるもののほか、次号に定める構造とすること。</p> <p>二 人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチを洗浄することができる水洗器具等を設けた便房を設けること。</p>
------------	--	--

(車いす使用者等が利用できる便所)

第二十一条 条例別表第一第七号の規則で定める特定施設は、次の表(い)欄に掲げるものし、同号の規則で定める便所は、それぞれ同表(ろ)欄に掲げるものとする。

	(い)	(ろ)
(一)	第三条第一号、第四号、第五号及び第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設(当該特定施設が建築物の一部である場合にあっては、当該特定施設を含む建築物)の床面積(共同住宅の用に供する部分の床面積を除く。)の合計が千平方メートルを超えるもの又は同号に掲げる特定施設で、当該特定施設のみ床面積の合計が五十平方メートル以上のもの	地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーター(第十九条第二項各号に定める構造のものに限る。)が停止する階の便所のうちの一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
(二)	第三条第三号及び第六号に掲げる特定施設で、当該特定施設の不特定かつ多数の者の利用する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの	地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーター(第十九条第二項各号に定める構造のものに限る。)が停止する階の便所のうちの一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)の不特定かつ多数の者が利用する便所
(三)	第三条第十号に掲げる特定施設で、当該特定施設の区域の面積が五千平方メートルを超えるもの	一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)の不特定かつ多数の者が利用する便所

2 条例別表第一第七号の規則で定める構造は、次のとおりとする。

- 一 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
- 二 レバー式又は光感知式等の水栓器具を備えた洗面台を設けること。ただし、当該便房のある便所内にレバー式又は光感知式等の水栓器具を備えた洗面台を設ける場合は、この限りでない。
- 三 前条の表(一)項(ろ)欄第三号に定める構造とすること。
- 四 車いす使用者等が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。

(車いす使用者が利用できる客席の部分及び通路の設置)

第二十二条 条例別表第一第八号の規定による車いす使用者が利用できる客席の部分及び通路の設置は、次に掲げるところによって行わなければならない。

- 一 車いす使用者が利用できる客席の部分の数は、客席のいすの総数に二百分の一を乗じて得た数(当該乗じて得た数が十を超える場合にあっては、十)以上とすること。
- 二 車いす使用者が利用できる客席の部分は、客席の出入口(利用円滑化経路を構成するものに限る。第四号において同じ。)から容易に到達でき、かつ、観覧しやすい位置に設けること。
- 三 車いす使用者が利用できる客席の部分及びその接する部分の床は、水平とし、その表面は、滑りにくく、平たんにとすること。

四 車いす使用者が利用できる通路は、客席の出入口から車いす使用者が利用できる客席の部分へ通ずるものとし、次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。

ロ 段を設けないこと。ただし次に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

(1) 勾配は、十二分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一以下とすること。

(2) 始点及び終点には、それぞれ長さ一・五メートル以上の高低差のない部分を設けること。

ハ 表面は、滑りにくく、平たんにする。

(車いす使用者用駐車施設及び車いす使用者が通行できる通路の設置)

第二十三条 条例別表第一第九号の規則で定める駐車場は、第三条第十二号及び第十三号に掲げる駐車場並びに同条第一号から第十号までに掲げる特定施設に附属する駐車場で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の駐車台数（駐車場法施行令第十五条の規定による国土交通大臣の認定を受けた特殊の装置を用いるものの駐車台数を除く。以下この条において同じ。）が二十五台を超えるもの（当該特定施設に二以上の附属する駐車場がある場合にあつては、それらの不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の駐車台数の合計が二十五台を超えるときにおけるそれらの駐車場）とする。

2 条例別表第一第九号の規定による車いす使用者用駐車施設及び車いす使用者が通行できる通路の設置は、次に掲げるところによって行わなければならない。

一 車いす使用者用駐車施設の数、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の駐車台数（当該特定施設に二以上の附属する駐車場がある場合にあつては、それらの不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の駐車台数を合計した数）に五十分の一を乗じて得た数（当該乗じて得た数が三を超える場合にあつては、三）以上とすること。

二 車いす使用者用駐車施設は、第十四条第一項第一号ハに定める経路で同号の規定により利用円滑化経路とするもの又は当該車いす使用者用駐車施設から駐車場の主要な出入口若しくは第三条第十号に掲げる特定施設の主要な出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設け、かつ、当該駐車場が建築物である場合にあつては、地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーター（第十九条第二項各号に定める構造のものに限る。）が停止する階に設けること。

三 車いす使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、三・五メートル以上とすること。

ロ 地面又は床は、水平とし、その表面は、滑りにくく、平たんにする。

四 第二号に規定する車いす使用者用駐車施設から駐車場の主要な出入口又は第三条第十号に掲げる特定施設の主要な出入口までの経路を構成する通路は、屋外にあるものにあつては第十五条の表(三)項(ろ)欄に定める構造とし、屋内にあるものにあつては同表(五)項(ろ)欄に定める構造とすること。

(案内表示)

第二十四条 条例別表第一第十号の規定による案内表示は、次に掲げるところによって行わなければならない。

一 第三条第一号及び第三号から第七号までに掲げる特定施設で、当該特定施設の床面積（同条第三号及び第六号に掲げる特定施設にあつては、当該特定施設の不特定かつ多数の者の利用する部分の床面積）の合計が千平方メートルを超えるもの又は同条第七号に掲げる特定施設で、

当該特定施設のみ床面積の合計が五十平方メートル以上のものにあつては、次の部分に、点状ブロック等（視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。

イ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等の段がある部分及び傾斜がある部分の上端に近接する部分。ただし、その部分が次のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。

(1) 勾配が二十分の一以下の傾斜がある部分の上端に近接するもの

(2) 高さが十六センチメートル以下で、かつ、勾配が十二分の一以下の傾斜がある部分の上端に近接するもの

(3) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

ロ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する第十五条の表(四)項(ろ)欄第四号又は(五)項(ろ)欄第四号に規定する傾斜路を設ける場合には、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分。ただし、その部分がイ(1)から(3)までのいずれかに該当するものである場合又はその部分に傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合は、この限りでない。

ハ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分。ただし、その部分がイ(3)に該当するものである場合又はその部分に段がある部分と連続して手すりを設ける場合は、この限りでない。

二 第三条第九号に掲げる特定施設にあつては、次の部分に、線状ブロック等（視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設すること。

イ 次の道路の歩道等の横断歩道に接する部分及び歩道巻き込み部

(1) 市街地を形成している地域及び市街地を形成する見込みの高い地域の道路

(2) 官公庁施設、社会福祉施設その他の施設で視覚障害者の利用が多いものの周辺の道路

ロ 歩道等及び交通島の立体横断施設の昇降口並びに乗合自動車停留所及び路面電車停留場の乗降口の部分

ハ 中央分離帯の人が滞留する部分

三 第三条第十号に掲げる特定施設にあつては、その出入口が直接車道に接する場合には、点状ブロック等の敷設、舗装材を変化させること等により車道との境界を認識できるようにすること。

四 第三条第一号及び第三号から第七号までに掲げる特定施設で、当該特定施設（当該特定施設が建築物の一部である場合にあつては、当該特定施設を含む建築物）の床面積（共同住宅の用に供する部分の床面積を除く。）（同条第三号及び第六号に掲げる特定施設にあつては、当該特定施設の不特定かつ多数の者の利用する部分の床面積）の合計が千平方メートルを超えるもの又は同条第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設のみ床面積の合計が五十平方メートル以上のものに案内設備を設ける場合には、道等から当該特定施設の案内設備までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）のうち一以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。）とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 道等から当該特定施設の案内設備までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合

ロ 当該特定施設内にある当該特定施設を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ

通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める基準に適合するものである場合

五 視覚障害者利用円滑化経路は、次に掲げるものとする。

イ 当該視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

ロ 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次の部分には、点状ブロック等を敷設すること。

(1) 車路に近接する部分

(2) 段がある部分及び傾斜がある部分の上端に近接する部分。ただし、その部分が第一号イ

(1)若しくは(2)に該当するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合は、この限りでない。

六 前各号に掲げるもののほか、案内表示は、次に定めるところにより行うこと。

イ 第二十条の表(二)項(ろ)欄第二号又は(三)項(ろ)欄第二号に規定する設備を設ける場合には、当該設備が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。

ロ 車いす使用者用便房を設ける場合には、当該便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨及び高齢者、障害者等のだれもが利用できる旨を表示した標識を掲示すること。

ハ 車いす使用者用駐車施設を設ける場合には、当該施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

二 第三条第一号から第八号まで、第十号、第十二号及び第十三号に掲げる特定施設に施設の利用に関する情報を提供する案内設備を設ける場合には、案内表示の位置、表記方法、文字の大きさ等を高齢者、障害者等に配慮したものとする。

2 増築等の場合における前項第四号の規定の適用については、同号中「に案内設備を設ける場合」とあるのは、「の増築等に係る部分に案内設備を設ける場合並びに同条第一号及び第三号から第七号までに掲げる特定施設で、当該特定施設（当該特定施設が建築物の一部である場合にあっては、当該特定施設を含む建築物）の増築等に係る部分の床面積（共同住宅の用に供する部分の床面積を除く。）（同条第三号及び第六号に掲げる特定施設にあっては、当該特定施設の増築等に係る部分の不特定かつ多数の者の利用する部分の床面積）の合計が千平方メートルを超えるもの又は同条第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設のみが増築等に係る部分の床面積の合計が五十平方メートル以上のものの増築等に係る部分以外に案内設備がある場合」とする。

(条例別表第一第十一号の規則で定める基準)

第二十五条 条例別表第一第十一号の規則で定める基準は、次条から第三十一条までに定めるところによる。

(駐車場)

第二十六条 第十四条第一項第一号ハに定める経路で同号の規定により利用円滑化経路とするものに係る駐車場が建築物である場合には、当該駐車場は、地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーター（第十九条第二項各号に定める構造のものに限る。）が停止する階に設けなければならない。

(車いす使用者用浴室等)

第二十七条 第三条第一号ハ、ヲ及びワに掲げる用途に供する特定施設に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、

それぞれ一以上)は、次に定める構造としなければならない。

- 一 車いす使用者が円滑に利用できるよう浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置し、かつ、十分な空間を確保すること。
- 二 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 出入口から浴槽又はシャワー設備までの床面には、段を設けないこと。
- 四 出入口は、次に定める構造とすること。
- イ 有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
- ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(車いす使用者用客室)

第二十八条 第三条第一号ワに掲げる用途に供する特定施設で、当該特定施設の床面積の合計が二千平方メートル以上で、かつ、客室の総数が五十以上のものには、車いす使用者が円滑に利用できる客室を一以上設けなければならない。

2 車いす使用者が円滑に利用できる客室は、次に定める構造としなければならない。

- 一 出入口は、次に定める構造とすること。
- イ 有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
- ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 二 便所は、次に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている階に車いす使用者用便房が設けられた便所がある場合は、この限りでない。
- イ 第二十一条第二項に定める構造の便房を設けること。
- ロ 便所の出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
- ハ 便房及び便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 三 浴室等は、前条に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている建築物に同条に規定する浴室等(同条に定める構造のものに限る。)が設けられている場合は、この限りでない。

(カウンター等)

第二十九条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するカウンター、記載台及び公衆電話台(以下「カウンター等」という。)を設置する場合には、高齢者、障害者等の利用に配慮したカウンター等を一以上設けなければならない。

(ベンチ等)

第三十条 第三条第十号に掲げる特定施設にベンチ、水飲場等を設置する場合には、高齢者、障害者等の利用に配慮した構造としなければならない。

(特定施設の新築等をしようとする者の努力義務)

第三十一条 第三条第一号から第八号までに掲げる特定施設の新築等をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準を遵守するよう努めなければならない。

- 一 第三条第一号、第四号、第五号及び第七号に掲げる特定施設(第二十一条第一項の表(一)項(イ)欄に掲げる特定施設に該当するものを除く。)又は第三条第三号及び第六号に掲げる特定施設(同表(二)項(イ)欄に掲げる特定施設に該当するものを除く。)に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合 第二十条の表(一)項(ろ)欄第三号に定める構造の便房のうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞ

れ一以上)を次に定める構造とすること。

イ 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 車いす使用者が利用できるよう空間を確保すること。

二 第三条第一号及び第三号から第七号までに掲げる特定施設(第二十四条第一項第四号に規定する特定施設に該当するものを除く。)に案内設備を設ける場合 同項第四号及び第五号に掲げる措置を講ずること。ただし、同項第四号イ又はロのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

三 第三条第一号二に掲げる用途(病院及び診療所の用途に限る。)に供する特定施設並びに同条第四号及び第五号に掲げる特定施設に案内設備を設ける場合 文字情報表示設備を設けること。

四 誘導灯を設ける場合 点滅型誘導音装置付誘導灯その他の視覚障害者及び聴覚障害者に配慮したものとすること。

2 次の各号に掲げる特定施設の新築等をしようとする者は、それぞれ当該各号に定める基準を遵守するよう努めなければならない。

一 第三条第一号へ及びトに掲げる用途に供する特定施設で、条例別表第一第八号に規定する興行場等に該当するもの 客席に集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けること。

二 第三条第一号及び第三号から第七号までに掲げる特定施設(第二十四条第一項第一号に規定する特定施設に該当するものを除く。) 同項第一号に掲げる措置を講ずること。

三 第三条第一号ロに掲げる用途に供する特定施設、同号二に掲げる用途(病院及び診療所の用途に限る。)に供する特定施設及び同号へからヌまでに掲げる用途に供する特定施設並びに同条第四号及び第七号に掲げる特定施設 授乳及びおむつ替えができる場所を設けること。

四 第三条第十号に掲げる特定施設

イ 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)の便所内に、乳幼児用いす等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房及び乳幼児用ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けること。ただし、乳幼児のおむつ替えができる設備にあっては、おむつ替えができる場所を別に設ける場合は、この限りでない。

ロ 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)の便所内に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチを洗浄することができる水洗器具等を設けた便房を設けること。

(一団地の住宅施設等の整備基準)

第三十二条 第三条第十四号から第十六号までに掲げる特定施設の建築物、道路、駐車場及び公園、緑地その他これらに類するものの整備基準は、第十四条から前条までに定めるとおりとする。

(小規模特定施設の敷地内の通路等)

第三十三条 条例別表第二第一号の規則で定める経路は、道等から建築物の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する直接地上へ通ずる出入口までの経路のうちの一以上の経路とし、同号の規則で定める構造は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 敷地内の通路

イ 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。

ロ 段を設けないこと。ただし、へに定める構造の傾斜路又は第十六条に定める構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

- ハ ロただし書の場合において、段を設けるときは、第十八条に定める構造に準じたものとする。
- ニ 表面は、滑りにくく、平たんにする。
- ホ 敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとする。
- ヘ 傾斜路を設ける場合には、ホに定めるもののほか、次に定める構造とすること。
- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
 - (2) 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。
 - (3) 傾斜路とその前後の敷地内の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。
 - (4) 両側は、転落を防ぐ構造とすること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
 - (5) 有効幅員は、段に代わるものにあつては一・四メートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。
 - (6) 勾配は、十五分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一以下とすること。
 - (7) 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設ける。
 - (8) 始点及び終点には、それぞれ長さ一・五メートル以上の高低差のない部分を設ける。
- ト 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ニ 建築物の直接地上へ通ずる出入口
- イ 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。
- ロ 段を設けないこと。
- ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- (小規模特定施設の新築等をしようとする者の努力義務)
- 第三十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、次のとおりとするよう努めなければならない。
- 一 条例別表第二第一号に規定する経路を構成する建築物の直接地上へ通ずる出入口から当該便所の次号に掲げる便房までの経路の有効幅員を九十センチメートル以上とすること。
 - 二 次に定める構造の便房を設けること。
 - イ 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ 便器は、洋式とすること。
 - ハ 手すりを設けること。
 - ニ 車いす使用者が利用できるよう空間を確保すること。
- (移動等円滑化された経路を構成する傾斜路等)
- 第三十五条 条例別表第三第二号の規則で定める勾配は、十二分の一（屋外に設ける傾斜路にあつては、十五分の一）以下とする。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一以下とする。
- 2 条例別表第三第三号の規則で定める構造は、次のとおりとする。
 - 一 段を設けないこと。ただし、次に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

- イ 勾配は、十二分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一以下とすること。
- ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 次に定める構造の便房を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けること。
- イ 便器は、洋式とすること。
- ロ 手すりを設けること。
- 3 条例別表第三第四号の規定による案内表示は、次に掲げるところによって行わなければならない。
 - 一 第三十八条に規定する設備を設ける場合には、当該設備が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。
 - 二 施設の利用に関する情報を提供する案内設備を設ける場合には、案内表示の位置、表記方法、文字の大きさ等を高齢者、障害者等に配慮したものとする。

一部改正〔平成一九年規則一九号〕

（条例別表第三第五号の規則で定める基準）

第三十六条 条例別表第三第五号の規則で定める基準は、次条から第三十九条までに定めるところによる。

（移動等円滑化された経路と便所等との間の経路における傾斜路）

第三十七条 公共交通移動等円滑化基準第十四条第一項第一号（公共交通移動等円滑化基準第十五条において準用する場合を含む。）及び第十六条第一項第一号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する通路に設ける傾斜路並びに同条第一項第二号二（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する傾斜路の勾配は、十二分の一（屋外に設ける傾斜路にあつては、十五分の一）以下としなければならない。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一以下としなければならない。

一部改正〔平成一九年規則一九号〕

（乳幼児用いす、乳幼児用ベッド等）

第三十八条 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合にあつては、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の便所内に、乳幼児用いす等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房及び乳幼児用ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けなければならない。ただし、乳幼児のおむつ替えができる設備にあつては、おむつ替えができる場所を別に設ける場合は、この限りでない。

（公共交通機関の施設の新築等をしようとする者の努力義務）

第三十九条 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合にあつては、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の便所内に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチを洗浄することができる水洗器具等を設けた便房を設けるよう努めなければならない。

（学校及び共同住宅に関する読替え）

第四十条 第三条第一号イに掲げる用途に供する特定施設又は同条第二号に掲げる特定施設に対する次の表の上欄に掲げるこの規則の規定（同号に掲げる特定施設にあつては、第二十一条第一項の表（一）項（ろ）欄、第二十三条、第三十一条第一項第一号、第三十三条及び第三十四条を除く。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条第一号	不特定かつ多数の者が利用し、若しくは主として高齢者、障害者等が利用する	多数の者が利用する
第十四条第一項第一号ハ	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する	
第十五条の表(二)項(い)欄、(三)項(い)欄、(四)項(い)欄及び(五)項(い)欄		
第十八条		
第二十条の表(一)項(い)欄		
第二十一条第一項の表(一)項(ろ)欄		
第二十三条		
第二十九条		
第三十一条第一項第一号		
第三十三条		
第三十四条		

一部改正〔平成一九年規則一九号〕

(提出書類の経由等)

第四十一条 条例の規定により知事に提出する書類(愛知県事務処理特例条例(平成十一年愛知県条例第五十五号)の規定により同条例別表第八の三十二の項の下欄に掲げる市の長に提出することとなる書類を除く。)は、当該特定施設の所在地の市町村長を経由しなければならない。

2 前項の書類の部数は、第七条及び第九条に規定する書類にあっては正本一部及び副本一部、その他の書類にあっては正本一部とする。

一部改正〔平成一七年規則一一二号・一九年一九号〕

附 則

この規則は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則(平成十七年十月二十一日規則第百十二号)

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則(平成十九年三月二十三日規則第十九号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四十一条第一項の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成十九年七月二十七日規則第四十九号)

1 この規則は、平成二十年二月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に新築若しくは新設、増築又は改築(用途の変更をして特定施設(人にやさしい街づくりの推進に関する条例(平成六年愛知県条例第三十三号)第一条の二第二号に規定する特定施設をいう。以下同じ。)にすることを含む。以下「新築等」という。)の工事中の特定施設の当該新築等に係る同条例第十一条第一項に規定する整備基準については、改正後の人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 様々な障がいについて

高齢者・障がい者等の特性と対応の考え方

多数の人が利用する建築物及び施設を建築・設計する場合には、利用者の特性を想定することが難しい場合もあるが、あらかじめ留意すべき点について、以下に示す。なお、これらは施設用途や規模等ケースバイケースによって異なった対応が考えられるので、必要に応じて利用者が建築物及び施設の計画づくりに参画することが望ましい。

対象者	特 性	対応の考え方
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> 筋力や関節可動域の低下から、長い移動や上下運動が困難であるとともに転倒の危険が増す。 視覚及び聴覚等の感覚機能が低下し、細かい動作や新しい操作方法がなじみにくい。 疲れやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 段を解消し、手すりを設置する。 床面を滑りにくくする。 上下運動を容易にし、エレベーター等を設置する。 ボタンや機器類を操作しやすくする。誤作動から復旧しやすくなる。 案内表示は平易な言葉とし、文字を大きくしたり、見やすくしたりする。 緊急時や異常時の情報を伝わりやすくする。 移動距離を短くする。いす等の休憩設備を設ける。
視覚障がい者 (全盲、弱視)	<ul style="list-style-type: none"> 位置関係や距離、建築物や設置物の状況等、移動のために必要な視覚情報を把握しにくい。 案内表示等、視覚的情報を認知しにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全確保のための視覚情報を、音声案内や視覚障がい者誘導用ブロック等、聴覚や触覚等による情報として適切に伝達する。 床等から自立する構造物は規則的に配置する。 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設方法やエレベーター、便所等の形状及び配置方法等を統一化、標準化する。 設置等の存在が確認しやすいデザインとする。 案内表示等が存在することが視認しやすく、表示内容の文字等は十分に大きく図地のコントラストを確保する。 ガイドヘルプ等ソフト面でも対応する。
聴覚障がい者 (聾者、難聴者、中途失聴者)	<ul style="list-style-type: none"> 音声による情報伝達が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全確保のための情報や音声情報を、電光掲示板や光、集団補聴装置、又は振動等、視覚や触覚等による情報として適切に伝達する。 手話通訳や要約筆記、筆談等ソフト面でも対応する。 電話機に代わる通信手段を提供する。
言語障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ことばによる意思表示が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 聞き取りに関する理解を深め、人による対応で利用を助ける。

対象者	特 性	対応の考え方
車いす使用者 (頸椎損傷、腰椎損傷、脳性まひなど)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 段を通過したり、上下運動をしたりすることが困難である。 ・ 狭い空間での移動が困難である。 ・ 視野が低く、手の届く範囲が限られる。 ・ 細かい動作がしにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 段を解消する。 ・ 上下運動を容易にするために、エレベーター等を設置する。 ・ 通路や廊下、出入口等は車いすで通過しやすい空間を確保する。 ・ 車いす使用者用駐車施設を設置する。 ・ 車いす使用者用便房を設置する。 ・ 設置位置や高さに配慮する。 ・ ボタンや機器類を操作しやすくする。誤動作から復旧しやすくする。
下肢障がい者 (つえ使用者など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 段を通過したり、上下運動をしたりすることが困難である。 ・ 狭い空間での移動が困難である。 ・ 疲れやすく歩行速度が遅い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 段を解消し、手すりを設置する。 ・ 上下移動を容易にするために、エレベーター等を設置する。 ・ 通路や廊下、出入口等はつえ使用者等が通過しやすい空間を確保する。 ・ 移動距離を短くする。いす等の休憩設備を設ける。
上肢障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 細かい手先の動作や強い力を出すことが難しい。 ・ 手の届く範囲が限られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボタンや機器類を操作しやすくする。誤動作から復旧しやすくする。 ・ 棚等の位置や高さに配慮する。
内部障がい者 (腎臓、心臓、 ※肝臓、呼吸器 障害、ぼうこう 等人工臓器装着者等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 腎臓、心臓、肝臓、呼吸器障害等のある人にとっては、階段の昇降等が困難である。 ・ 疲れやすく、長い距離の歩行が困難である。 ・ 人工肛門と人工ぼうこうを装着している人にとっては、特に便所設備での配慮が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上下運動を容易にするために、エレベーター等を設置する。 ・ 移動距離を短くする。手すりを設ける。いす等の休憩設備を設ける。 ・ 便所には、オストメイト対応水洗設備を設ける。
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抽象的な表現を理解するのが苦手である。 ・ 建築物全体の空間を把握することが苦手である。 ・ 臨機応変な判断が苦手である。 ・ ことばによる意思表示が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動線や配置を分かりやすくしたり、案内表示のデザインを統一する等視覚的に分かりやすくしたりする等、施設空間の認識や理解を助けるようにする。 ・ 分かりやすいことばでゆっくりと話すなど、人による対応で利用を助ける。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動作が緩慢で、細かい指先の動作や臨機応変な判断が苦手である。 ・ 疲れやすい場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動線や配置を分かりやすくしたり、案内表示のデザインを統一する等視覚的に分かりやすくしたりする等、施設空間の認識や理解を助けるようにする。 ・ 伝わりやすい話し方や相手が安心できる対応で利用を助ける。 ・ いす等の休憩設備を設ける。

※肝臓障がいについては、平成 22 年 4 月 1 日より法律施行。

対象者	特 性	対応の考え方
発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・聞いても理解できなかつたり、時刻表などが読めない人たちもいる。 ・流れる文字や情報表示の転換が早い時には情報収集が困難となる。 ・におい、光、音、温度、皮膚等に対し感覚過敏や感覚鈍麻がある場合がある。 ・急な予定変更混乱することがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文字、ピクトグラム、音声などを併用し、複数の方法で情報を伝達する。 ・電光掲示板などの文字情報は、速度や表現のルールに配慮する。 ・におい、光、音などの刺激が考えられる場合、それらを受けることが少なくなるよう配慮した区間を設ける。 ・静かにクールダウンできる空間の設置が有効である。
児童、乳幼児乳幼児連れの親	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児の場合、体が小さいとともに緊急時の判断が遅れやすい。 ・ベビーカー利用者は段を通過したり、上下運動したりすることが困難である。 ・長時間の立位が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・低い位置からのボタンやレバー及び機器類の操作性、視野性に配慮する。 ・子供の視線、行動を考慮して、衝突回避等安全策を確保する。 ・段を解消する。 ・便所では、乳幼児用いすや乳幼児用ベッドの設置等、子供と一緒に利用することができる配慮や授乳及びおむつ替えのための場所を設ける。 ・いす等の休憩設備を設ける。
妊 婦	<ul style="list-style-type: none"> ・足元の視野が限られる。 ・前かがみの姿勢やしゃがむ等の動作が困難である。 ・長時間の立位が困難である。 ・階段の昇降が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・段を解消する。転倒を避けられるよう床材等は濡れても滑りにくい素材とする。 ・手すりを設けたり、いす等の休憩設備を設けたりする。 ・上下運動を容易にするために、エレベーター等を設置する。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語による情報獲得、意思表示が困難である。 ・習慣が異なる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ことばによらない案内表示をしたり、複数の言語で案内したりする等、情報伝達上の配慮を行う。 ・利用が見込まれる場合は、人による対応で利用を助ける。

参考：「改訂二版 愛知県人にやさしい街づくり」人にやさしい街づくりの推進に関する条例の解説

平成17年5月愛知県

「知的障害者、精神障害者、発達障害者に対応したバリアフリー化施策に係る調査研究報告書」

平成20年3月国土交通省

人にやさしい街づくり推進計画 2010

発行 平成 22 年 3 月

愛知県知立市建設部建築課

〒472-8666

愛知県知立市広見 3 丁目 1 番地

T E L 0566-83-1111

F A X 0566-83-1141

<http://www.city.chiryu.aichi.jp/>